

計 画 編

函 南 町 立地適正化計画

Kannami Town Compact City Plan

2019（平成31）年3月策定
（2024（令和6）年3月改定）

函 南 町

目 次

序章 はじめに	1
1 策定（改定）の背景と目的	1
2 立地適正化計画の概要	1
3 函南町における立地適正化計画について	3
第1章 函南町の概況・将来動向	4
1 都市の現状	4
1-1 人口減少・少子高齢化の実態	4
1-2 公共交通網の実態	6
1-3 洪水浸水被害想定の実態	7
2 都市構造評価	8
第2章 まちづくりの方針	11
1 まちづくりの方向性	11
1-1 上位関連計画	11
1-2 目指すべき都市像	12
2 立地適正化計画の方針	13
3 都市の骨格構造	14
第3章 誘導区域及び誘導施設	15
1 誘導区域設定の考え方	15
2 居住誘導区域設定の考え方	15
2-1 基本的な考え方（国土交通省が示す考え方）	15
2-2 本町における居住誘導区域設定の方針	17
2-3 本町における居住誘導区域の設定	18
2-4 浸水被害が想定される居住誘導区域の考え方	23
3 都市機能誘導区域設定の考え方	24
3-1 基本的な考え方（国土交通省が示す考え方）	24
3-2 本町における都市機能誘導区域設定の方針	24
3-3 本町における都市機能誘導区域の設定	25
3-4 都市機能誘導施設の設定	30
4 公共交通軸	37
第4章 実現化方策	38
1 居住の誘導施策	38
2 都市機能の誘導施策	42
3 届出制度の運用	44

第5章 防災指針	49
1 防災指針の基本方針	49
2 本町の災害リスクの把握	50
2-1 災害ハザード情報等の収集	50
2-2 災害ハザード情報の整理	54
3 災害危険度の把握	79
3-1 災害危険度の把握にあたっての考え方	79
3-2 災害危険度の分析	81
3-3 災害リスクの高い地域の抽出（まとめ）	100
4 防災に関する取組みと課題の整理	103
5 防災まちづくりに向けた将来像と対応方針	105
6 具体的な取組みと実施プログラム	106
7 取組み目標	110
第6章 目標値	111
1 目標値の設定	111
1-1 居住に関する目標	111
1-2 都市機能に関する目標	111
1-3 公共交通に関する目標	111
2 評価・見直しの方針	111

序章 はじめに

1 策定（改定）の背景と目的

我が国では、本格的な人口減少や高齢社会が到来するなか、広範囲に拡大した市街地のままでは医療・福祉サービス、行政サービス等の提供や地域の活力維持が十分にできなくなり、魅力を喪失しさらなる人口流出が発生するという悪循環が発生する可能性があります。

こうした状況を受けて、国は2014年（平成26年）に都市再生特別措置法を改正し、行政、住民及び民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを推進するため、立地適正化計画制度を創設しました。

本町においては、地形的制約から他市町に比べコンパクトな市街地が形成されており、将来を通して高い人口密度の維持が見込まれていますが、日本全体の人口減少が進むなか、20年後・30年後の将来を見据えた取組みを今から準備しておく必要があります。

こうしたことから、都市機能の望ましい再配置や居住エリアへの積極的な居住誘導を行い、高齢者や子育て世代が医療・福祉・商業施設等へのアクセスを容易にするなど、コンパクトで利便性の高い都市の実現を目指し、行政と住民や民間事業者が一体となって、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考えに基づく「立地適正化計画」を策定し、まちづくりに取り組んでいます。

この度、立地適正化計画の中間評価に合わせて、全国的な自然災害の頻発化・激甚化する中、居住や都市機能を誘導するにあたっての立地適正化計画への防災指針の追加等、現行計画策定後の法改正に対応し、立地適正化計画を改定します。

2 立地適正化計画の概要

2-1 立地適正化計画とは

立地適正化計画は、居住機能や都市機能（医療・福祉・商業施設等の生活サービス施設）がまとまって立地するようゆるやかに誘導を図りながら、公共交通と連携した都市づくりを目指し、区域の設定や施策等を定めていくものとして、2014年（平成26年）8月に「都市再生特別措置法」の一部改正により制度化されました。

国は、各市町村に対し立地適正化計画を策定することを求めており、立地適正化計画に基づく支援措置を効率的に活用しながら、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の形成に向けた取組みを推進するよう指針を示しています。

2-2 本町における立地適正化計画策定の意義

函南町都市計画マスタープラン2019改定版（以下、函南町都市計画マスタープラン）の基本目標では、都市構造の考え方やまちづくりの基本目標を「コンパクトな市街地と豊かな自然の調和のとれた発展を目指します。」としており、コンパクトシティの形成を目指すことを明記していますが、具体的な施策としての取組みは明示されていません。

そこで、本町のコンパクトな市街地を維持し、都市基盤整備や土地利用規制に加えて、居住及び都市機能の誘導方策や公共交通等との連携の取組みを具体的に明示する立地適正化計画を策定することにより、将来都市構造の実現に向けた取組みを推進します。

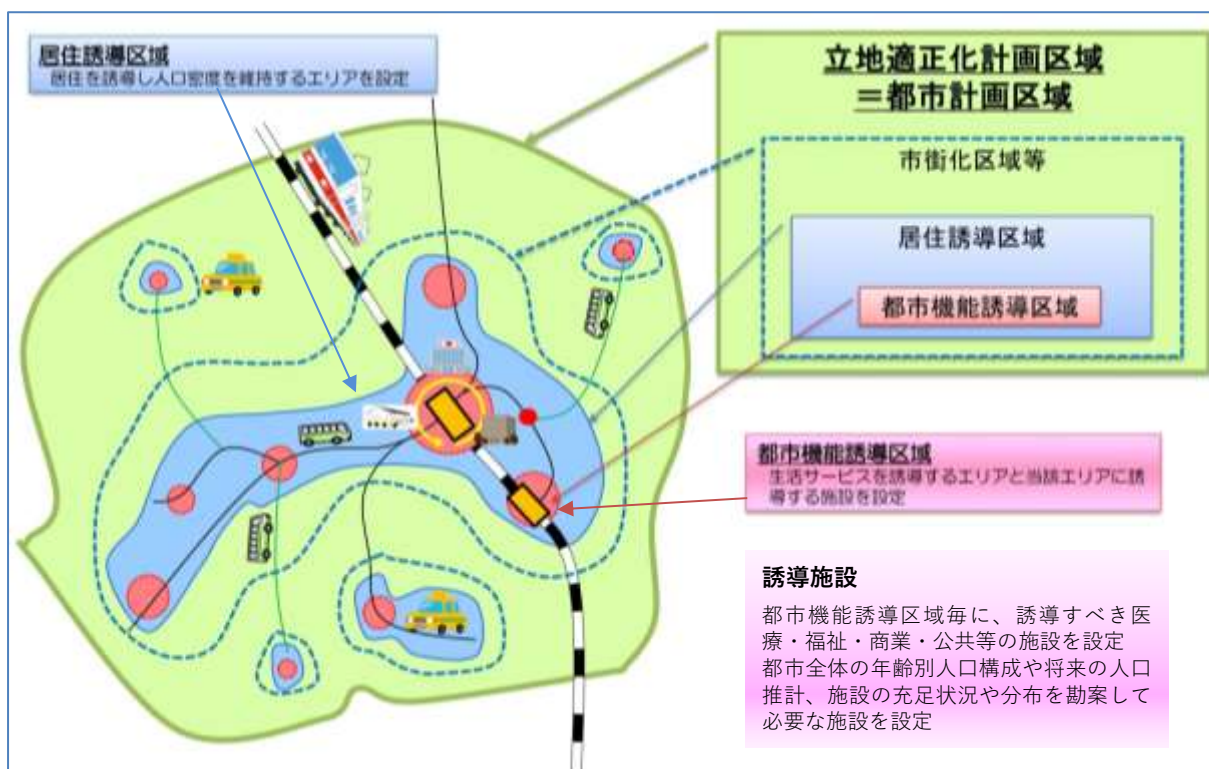
2-3 立地適正化計画に定める事項

立地適正化計画では、「計画区域」や「基本的な方針」に加えて、医療・福祉・商業等の各種サービスの効率的提供を図るために都市機能を誘導する「都市機能誘導区域」と、一定のエリアにおいて人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティの持続的な確保を図るために居住を誘導する「居住誘導区域」を定めます。

また、都市機能誘導区域には、快適な生活サービス提供のため、当該地区に誘導若しくは維持が必要な「誘導施設」を定めます。

さらに、居住及び都市機能の誘導に必要な施策や事業及び目標値等を定めます。

■立地適正化計画策定イメージ図



出典) 国土交通省

- ※居住誘導区域外では、新たな宅地開発（一定規模以上）を行う場合、町に届出が必要。
- ※都市機能誘導区域に設定された都市機能誘導施設を都市機能誘導区域外で建設する場合は、町に届出が必要。
- ※居住誘導区域、都市機能誘導区域の設定は P15 より、都市機能誘導施設の設定は P30 より、届出に関しては P44 より詳述。

3 函南町における立地適正化計画について

3-1 計画対象区域

対象区域は、本町全域（都市計画区域全域）とします。



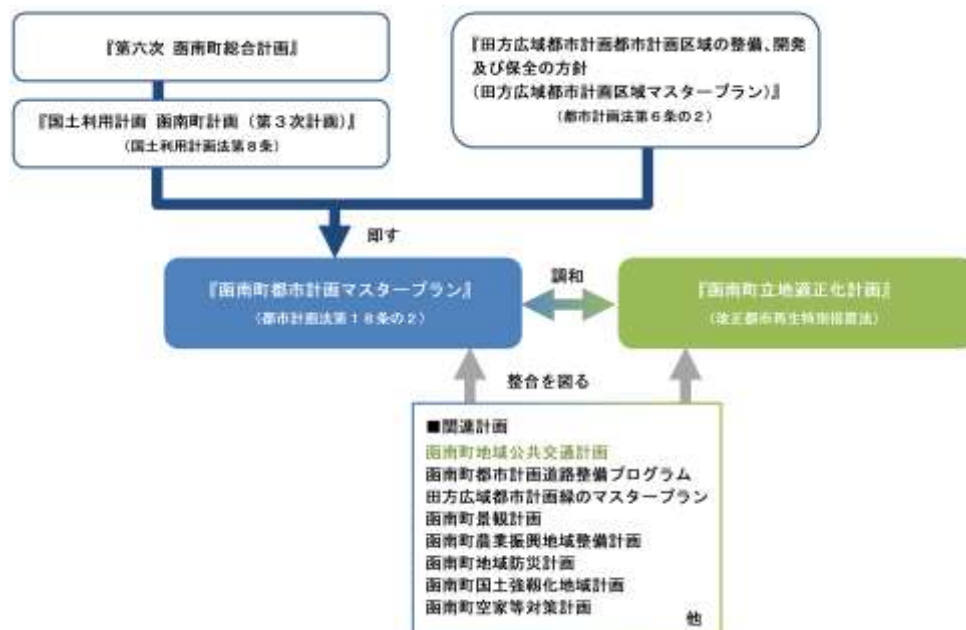
3-2 目標年次

本計画の目標年次は、函南町都市計画マスタープランと合わせ、2038年とします。

3-3 計画の位置づけ

本計画は、「第六次函南町総合計画」及び「国土利用計画 函南町計画（第3次計画）」の他、静岡県が策定する「田方広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（田方広域都市計画区域マスタープラン）」に即すとともに「函南町都市計画マスタープラン」との調和を図ります。

また、本町の多様な関連計画と連携する必要性があり、特に「函南町地域公共交通計画」については密に連携を図り、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」を実現します。



図：立地適正化計画の位置づけ

第1章 函南町の概況・将来動向

1 都市の現状

1-1 人口減少・少子高齢化の実態

(1) 人口・世帯数の推移

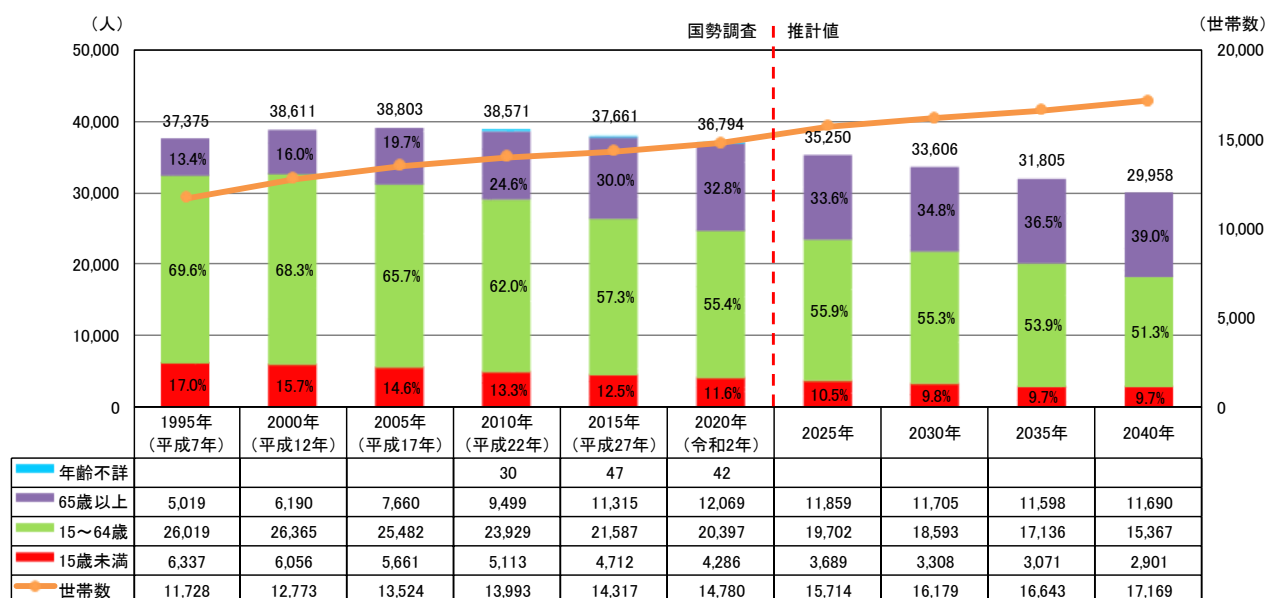
本町の人口は、1995年（平成7年）時点で37,375人であり、しばらくは増加傾向を示していたものの、2005年（平成17年）時点の38,803人をピークに減少に転じ、2020年（令和2年）では36,794人となっています。また、「国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）」による将来人口推計では、本町における将来人口は、今後も減少が続き、2040年では29,958人まで減少することが見込まれます。

一方、世帯数は1995年（平成7年）時点で11,728世帯、2020年（令和2年）には14,780世帯まで増加しており、さらに2040年には17,169世帯まで増加すると見込まれます。人口は減少するものの世帯数は増加することから、1世帯あたりの人員数は減少することが見込まれます。

年齢3区分別人口をみると、直近10年間の年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15歳以上65歳未満）は減少傾向にあります。しかし、老年人口（65歳以上）は、増加傾向にあり、2020年（令和2年）には12,069人となっています。

社人研による将来人口推計では、目標年次（2038年）に最も近い2040年の人口は29,958人、年齢3区分別人口比率は、年少人口が9.7%、生産年齢人口が51.3%、老年人口は39.0%となることを見込まれます。

図・表 人口・世帯数の推移



※端数を四捨五入しているため、
合計値、合計割合等が合わない場合があります。

出典) 2020年（令和2年）までの人口：国勢調査
2025年以降の人口：国立社会保障・人口問題研究所
2020年（令和2年）までの世帯数：統計書かんなみ
2025年以降の世帯数：統計書かんなみより推計

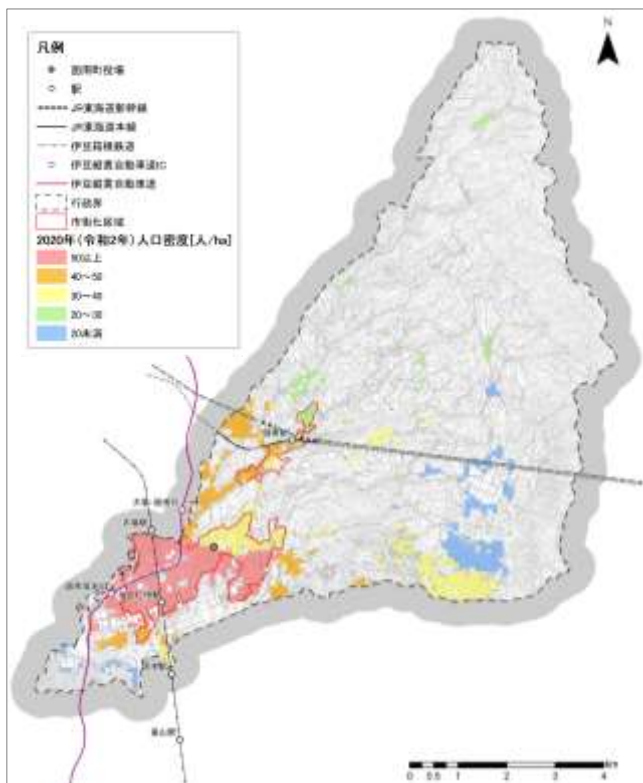
(2) 将来人口の推計

将来人口は町全体で減少することが予想されているものの、市街化区域内の間宮、塚本、仁田、大土肥、柏谷は減少率が比較的低くなっています。

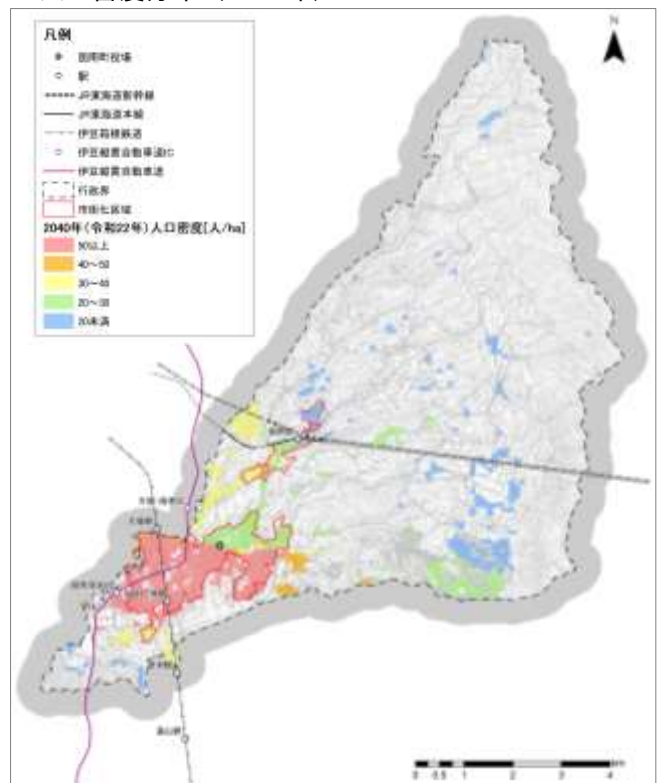
若年女性人口（20～39 歳）は、市街化区域では増加もしくは横ばいで推移すると予想されています。

幼児人口（0～5 歳）は、2020 年（令和 2 年）時点で間宮、塚本、仁田、大土肥、柏谷で多くなっています。将来は多くの地域で減少が見込まれます。

■人口密度分布（2020 年（令和 2 年））



■人口密度分布（2040 年）



■人口メッシュ基準データ

- ・2010 年（平成 22 年）国勢調査、社人研、国土数値情報

■人口メッシュ分布図の算出方法

2010 年（平成 22 年）国勢調査における小地域集計（町丁・字別等別に基本的な事項の結果について集計）の数値を基に、コーホート要因法の仮定値を用いて将来人口推計を算出した。なお、推計した合計値が社人研の推計値の男女年齢別人口合計値となるように各推計値を補正した。

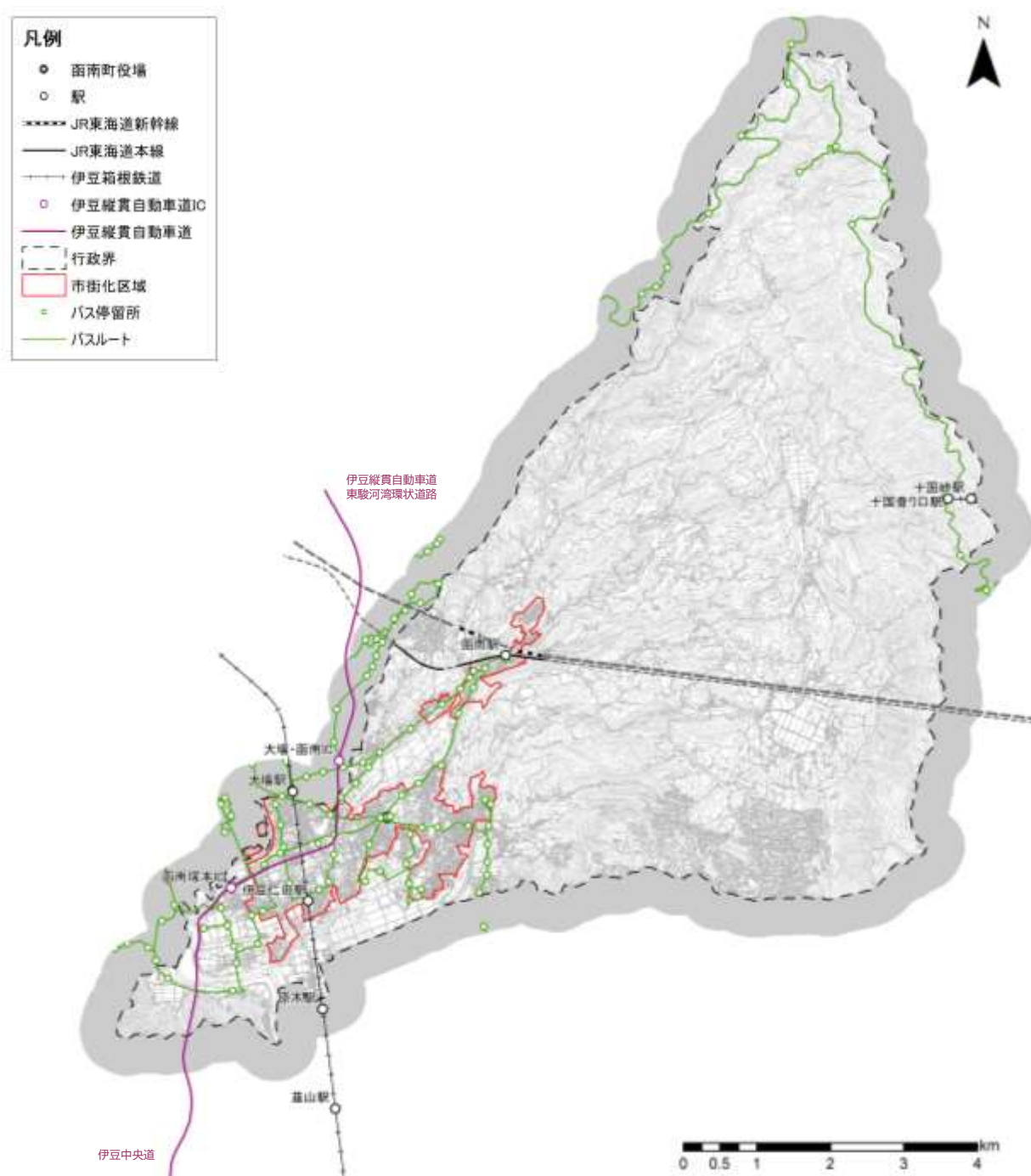
上記の様に国勢調査の小地域単位で推計した人口を、国土数値情報の都市地域土地利用細分メッシュデータを用い、100mメッシュの可住地に配分した。

2020 年（令和 2 年）についても、国勢調査における小地域集計結果を国土数値情報の都市地域土地利用細分メッシュデータを用い、100mメッシュの可住地（建物用地）に配分した。

1-2 公共交通網の実態

本町の公共交通網は、町西部を伊豆箱根鉄道駿豆線が南北に縦断しており、駅は伊豆仁田駅が立地しています。その他の鉄道としては、北部を JR 東海道新幹線と JR 東海道本線が横断しており、このうち JR 東海道本線には函南駅が立地しています。

また、バスについては、民間の路線バスとして伊豆箱根バスが運行されており、三島市境に位置する伊豆箱根鉄道駿豆線大場駅と JR 函南駅から、町内を連絡する路線が運行されています。また、町内の主要施設を結ぶ「函南町拠点循環バス」が実証運行されています。その他、NTT 東日本伊豆病院、（医）新光会伊豆平和病院までの送迎バスが伊豆箱根鉄道駿豆線大場駅と JR 函南駅を起点に運行されており、さらに、町東部の別荘地までは管理組合・管理会社による限定の路線バスが運行しています。



出典) 伊豆箱根バス WEB サイト、函南町 WEB サイト等

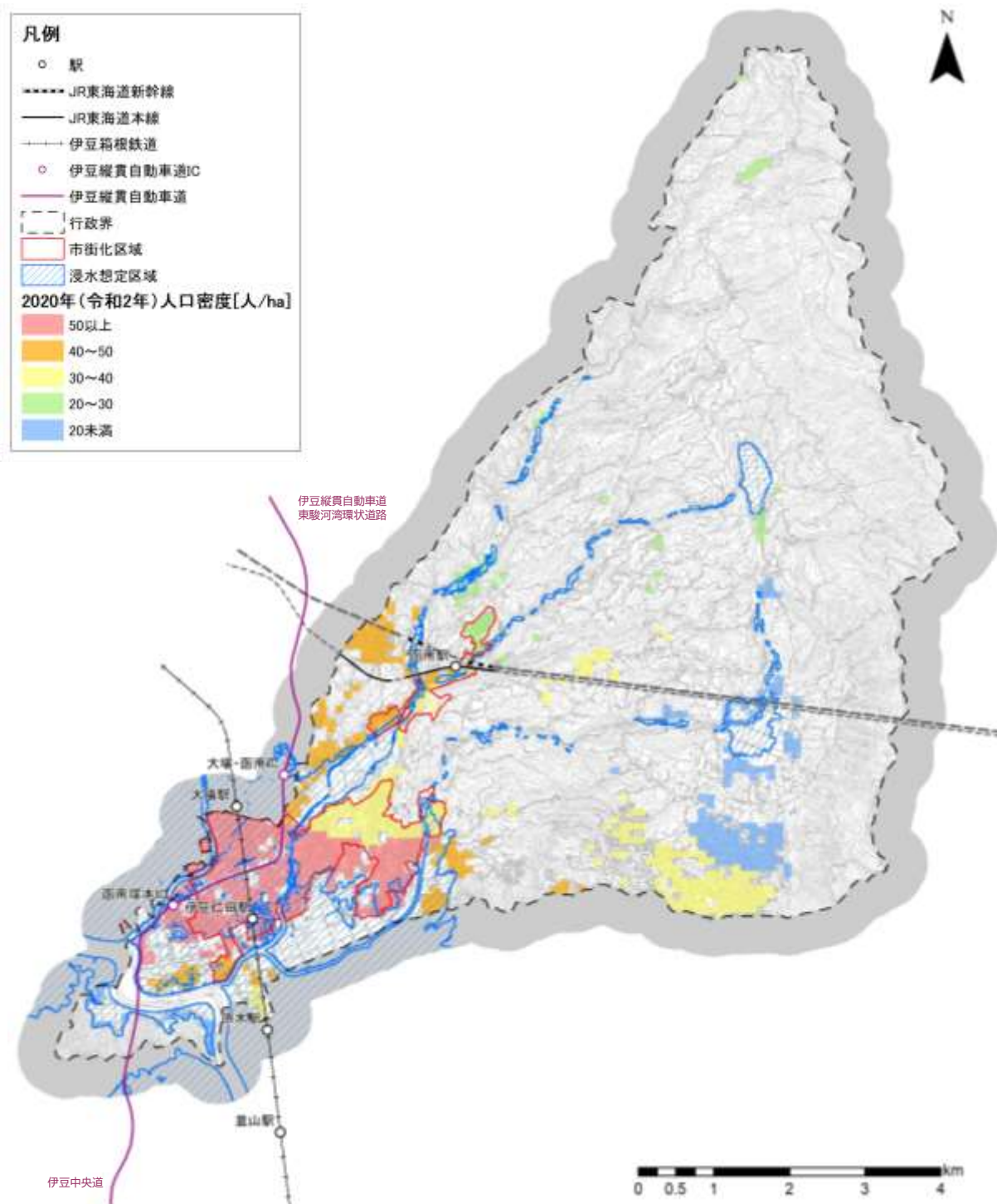
図 公共交通網

1-3 洪水浸水被害想定の実態

浸水想定区域内に居住する住民の割合は、2020年（令和2年）で56%、2040年で60%となっています。

人口密度が高い間宮地区、塚本地区、仁田地区などが浸水想定区域に含まれています。

■浸水想定区域の人口（2020年（令和2年））



2 都市構造評価

2-1 都市構造評価の目的

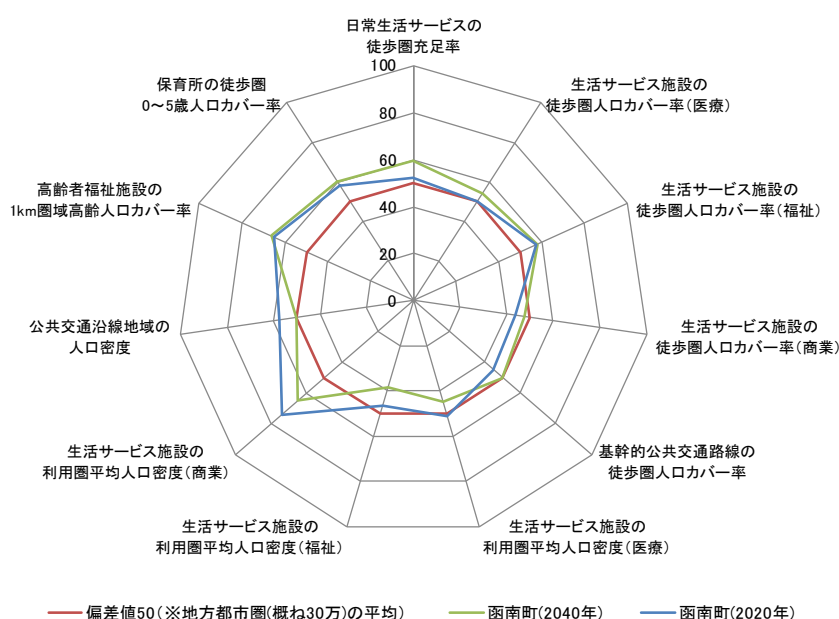
都市構造評価は、都市全体の人口分布、高齢化の推移等、人口の現状と将来見通しについて分析した上で、人口分析結果と都市機能の分布状況・公共交通路線網・災害危険性が高い区域等を重ね合わせ、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」による集約型都市構造を構築する上での課題を明確にするために実施します。

分析にあたっては、「都市構造の評価に関するハンドブック 国土交通省都市局都市計画課」に基づき、全国の都市の評価指標値と比較を行い、本町の都市構造の特徴を整理します。

2-2 都市構造評価のまとめ

都市の現状をもとに、以下の項目で都市構造を評価しました。

評価軸	評価指標	単位	都市規模別平均値		函南町	
			全国	地方都市圏 (概ね30万)	2020年	2040年
生活利便性	日常生活サービスの徒歩圏充足率	%	43	30	31	36
	生活サービス施設の徒歩圏人口カバー率	医療	85	76	76	82
		福祉	79	73	84	85
		商業	75	65	57	62
	基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率	%	55	40	36	40
	生活サービス施設の利用圏平均人口密度	医療	人/ha	39	20	18
		福祉	人/ha	38	19	14
		商業	人/ha	42	35	31
	公共交通沿線地域の人口密度	人/ha	35	16	18	16
健康・福祉	高齢者福祉施設の1km圏域高齢人口カバー率	%	72	67	88	89
	保育所の徒歩圏0～5歳人口カバー率	%	74	66	77	80
安全・安心	防災上危険性が懸念される地域に居住する人口の割合	浸水	—	—	56	60
		土砂災害	—	—	20	15



※「徒歩圏」は、一般的な徒歩圏である半径800mを採用。バス停は誘致距離を考慮し300m。なお、本指標は、以下の「生活サービス施設」及び「基幹的公共交通路線」の全てを徒歩圏で享受できる人口の比率。

※「生活サービス施設」は以下の通り。

医療施設…病院（内科又は外科）及び診療所

福祉施設…通所系施設、訪問系施設、小規模多機能施設

商業施設…専門スーパー、総合スーパー、百貨店（※本町においては、食品スーパー、ドラッグストアを対象）

※「基幹的公共交通路線」は、1日あたり30本以上の運行頻度（概ねピーク時片道3本以上に相当）の鉄道路線及びバス路線。

※「公共交通沿線地域」は、全ての鉄道駅、バス停の徒歩圏（鉄道駅については800m、バス停については300m）

2-3 都市構造上の課題

今後、人口減少・少子高齢化の進行、厳しい財政状況等が進んだ場合の本町における都市構造上の課題は、次のとおりです。

(1) 地域活力の低下

- ・人口減少が進む地域では、一定の人口規模で成り立っていた日常生活サービス施設の撤退や公共交通の維持が困難になるとともに、低・未利用地の増加等により、地域の魅力喪失・利便性の低下が懸念されます。
- ・高度経済成長期に開発された郊外の住宅地や別荘地等においては、居住者の高齢化、住宅の老朽化、地域活力の低下等が顕在化し、今後さらに深刻化することが懸念されます。
- ・人口減少や高齢化が進む丹那地区等の集落地については、日常生活サービス機能の低下、空き地・空き家の増加及び地域コミュニティの活力の低下が進むとともに、耕作放棄地の増大等による周辺の営農環境の悪化が懸念されます。

(2) 拠点機能・魅力の低下

- ・多様な機能を有する中心市街地において、日常生活サービス施設の持続が困難になり、低・未利用地等が増加することにより、拠点機能が低下、喪失し、町内全域の生活利便性の低下が懸念されます。
- ・特に商業施設については、徒歩圏人口カバー率が低く、日常品の買い物等の利便性低下が懸念されます。

(3) 公共交通の衰退

- ・交通手段として、自動車分担率が約 70%と高くなっており、高齢化社会における町民の移動手段となる公共交通の維持が困難になっています。特に路線バスは、バス路線沿線地域の人口減少における利用者の減少が見込まれることにより、サービス水準の低下や路線廃止等が懸念されます。
- ・高齢化が進み、外出に不安を感じる町民が増加するとともに、交通弱者の外出が制限され、自立した日常生活を送ることが困難になることが懸念されます。

(4) 災害に対する不安の増大

- ・浸水想定区域内に人口の 56%が居住していますが、近年では局地的な集中豪雨が増加しており、これに伴う水害や土砂災害の発生が懸念されています。さらに、高齢化の進行に伴い、災害発生時には避難困難者が増加することも懸念されます。

(5) 財政運営の悪化

- ・生産年齢人口の減少や産業の停滞等に伴い、町税等の収入が減少していくことが見込まれる一方で、高齢化の進行による扶助費の増加や公共施設の維持管理費の増加等により、財政状況の悪化が懸念されます。
- ・函南町公共施設等総合管理方針によると、本町における多くの公共施設等は老朽化が進行しており、これら施設の更新や改修に係る財政負担や施設の安全性及び性能の確保が懸念されます。

2-4 まとめ

人口減少・少子高齢化に伴う都市構造への影響や本町の都市の現状等を踏まえ、課題を整理します。

【現状】

【都市の現状】

<人口・世帯>

- 人口は、2005年(平成17年)をピークに減少傾向、市街化区域の人口は総人口の2/3
- 年少人口・生産年齢人口は減少、老年人口は増加
- 人口集中地区の範囲、人口密度は大きな変化なし
- 世帯数は増加傾向にあるが、1世帯あたりの人員は減少
- 2040年の人口は、2020年(令和2年)から約19%減少と推計
- 年齢3区分人口は、年少人口が約11%、生産年齢人口が約55%、老年人口が約33%と少子高齢化が進行

<土地利用・開発>

- 市街化区域内においては、都市的土地利用が約90%、うち住宅用地が約48%
- 未利用地は住居系用途地域内に約29ha、工業系用途地域内に約1.3ha。その多くが2ha未満
- 宅地開発、建物新築の動向及び農地転用は市街化区域に集中。一部の別荘地周辺等も多い

<都市交通>

- 2017年(平成29年)で自動車分担率が約70%と最も高い
- 伊豆仁田駅の日乗車人員はほぼ横ばい、JR 函南駅の日乗車人員は減少
- 大場駅及び JR 函南駅から路線バスが運行し、町内循環バスも実証運行しているが、運行頻度は低い。

<経済活動>

- 就業人口は減少傾向
- 農家数及び経営耕作面積も減少
- 工業事業所数は減少傾向
- 1事業所あたり製造品出荷額等は増加傾向
- 商店数、売り場面積は減少傾向にあるが、商品販売額が増加傾向
- 観光交流客数は100万人未満であったが、道の駅の開業により約260万人にまで増加。一方、宿泊客数の割合が低い
- 地価は2005年(平成17年)以降横ばい

<財政>

- 歳入は約120～130億円でほぼ横ばい、自主財源が約55～60%、依存財源が約40～45%
- 歳出は約115～120億円で推移しているが、うち扶助費が増

【都市構造】

<都市機能>

- 日常生活サービス施設のほとんどが市街化区域内に立地
- 日常生活サービスの徒歩圏充足率は2020年(令和2年)で31%、2040年で36%と地方都市圏平均(30%)より高い
- 医療施設の徒歩圏人口カバー率は2020年(令和2年)で76%、2040年で82%と地方都市圏平均(76%)より高い
- 福祉施設の徒歩圏人口カバー率は2020年(令和2年)で84%、2040年で85%と地方都市圏平均(73%)より高い
- 商業施設の徒歩圏人口カバー率は2020年(令和2年)で57%、2040年で62%と地方都市圏平均(65%)より低い
- 幼稚園、保育所の徒歩圏0～5歳人口カバー率は2020年(令和2年)で77%、2040年で80%と地方都市圏平均(66%)より高い

<公共交通>

- 基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率は2020年(令和2年)で36%、2040年で40%と地方都市圏平均(40%)と同等
- 公共交通沿線地域の人口密度は2020年(令和2年)で18人/ha、2040年で16人/haと地方都市圏平均(16人/ha)と同等あるいは高い

<災害>

- 浸水想定区域内に居住する人口の割合は、2020年(令和2年)で56%、2040年で60%、人口密度の高い平坦地が含まれる
- 土砂災害警戒区域を含む地域に居住する人口の割合は2020年(令和2年)で20%、2040年で15%

このまま人口減少・少子高齢化社会、厳しい財政状況が進んだ場合

【都市構造上の課題】

①地域活力の低下

- ・日常生活サービス施設の撤退や公共交通の維持が困難になるとともに、低・未利用地の増加等により地域の魅力・利便性の低下が懸念
- ・郊外の住宅地や別荘地等においては、居住者の高齢化、住宅の老朽化、地域活力の低下等が顕在化
- ・集落地については、日常生活サービス機能の低下、空き地・空き家の増加及び地域活力の低下が進むとともに周辺の営農環境の悪化が懸念

②拠点機能・魅力の低下

- ・中心市街地では、拠点機能が低下、喪失し、町内全域の生活利便性の低下が懸念

③公共交通の衰退

- ・自動車分担率が約70%と高く、路線バスは利用者が減少し、サービス水準の低下や路線廃止等が懸念
- ・交通弱者の外出が制限され、自立した日常生活を送ることが困難

④災害に対する不安の増大

- ・浸水想定区域内に総人口の56%が居住しているとともに、災害発生時には避難困難者の増加が懸念

⑤財政運営の悪化

- ・町税等の収入の減少、扶助費の増加や公共施設の維持管理費の増加等により、財政状況の悪化が懸念
- ・多くの公共施設等の更新や改修に係る財政負担や施設の安全性及び性能の確保が懸念

第2章 まちづくりの方針

1 まちづくりの方向性

1-1 上位関連計画

本町の上位計画におけるまちづくりの方向性は次のとおりです。

【第六次函南町総合計画(2017年～2026年)】

第六次函南町総合計画では、大きく変貌しようとしている日本の中で、町民が安心して快適に生活でき、町を訪れる方も活力を感じるよう「環境・健康・交流都市 函南（住んでよし 訪れてよし 函南町）」と定めています。第五次総合計画では「環境・健康」をテーマに施策を進めてきましたが、今後は道の駅・川の駅「伊豆ゲートウェイ函南」をはじめとして町内外との交流機会が飛躍的に向上することが期待されます。また、各種の課題の解決には町内のコミュニティによる交流が不可欠であり、「交流」をキーワードに加え、さらなる町の発展を目指します。



【函南町都市計画マスタープラン】

函南町都市計画マスタープランにおいては、第六次函南町総合計画の基本理念に沿って、交流等により外からの活力を本町に取り込み、豊かな自然を守り育み歴史や風土に培われた函南らしさを継承しながら、潤いと安らぎが感じられ、安全で安心して暮らせる生活環境づくりと、都市の活力とにぎわいを創出する都市づくりを目指します。

《都市づくりの基本理念》

『自然を育み誰からも愛される にぎわいと魅力ある交流都市・函南』
～歴史ある地に新しい風が吹くまち・かなみ～

《都市づくりの基本目標》

- 基本目標1：コンパクトな市街地と豊かな自然の調和のとれた発展を目指します。
- 基本目標2：新たな産業、住民、観光客を受け入れる都市基盤の整備を進めます。
- 基本目標3：にぎわいある都市空間の創出と居住環境の質の向上を図ります。
- 基本目標4：都市活動を支える道路交通網の整備と公共交通網の充実を推進します。
- 基本目標5：風水害・地震等の災害に強い都市づくりを進めます。
- 基本目標6：函南町の歴史と風土を活かした地域づくりを進めます。

1-2 目指すべき都市像

本町においても、全国の地方都市同様、人口減少・少子高齢化が進行しています。また、財政面においては税収の減少や高齢化の進行による扶助費の増加及び公共施設の維持管理費の増加等により、厳しい状況にあります。

このような中、2017 年（平成 29 年）に第六次函南町総合計画を策定し、「快適に安心して暮らせる環境づくり」「誰もが活き活きと暮らせる健康づくり」「活力とゆとりを生み出す産業づくり」「コンパクトで効率的な都市づくり」「生涯にわたる学びを支える教育・文化づくり」「魅力とにぎわいのある交流づくり」という 6 つの基本目標を掲げています。

今後、総合計画に掲げるまちづくりを進めていくためには、これまでの人口増加・市街地拡大を前提とした都市計画のあり方を転換し、既存ストックを活かしたコンパクトな都市構造を目指すことが必要であるとともに、これと連携した公共交通のネットワークを形成することが重要となります。

そのため、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の都市構造を形成し、効率的で持続可能なまちづくりを実現するため、本計画で担うまちづくりの方向性を次のように整理します。

【まちづくりの方向性】

- ①町民生活を支える日常生活サービス（医療・福祉・商業・教育）を本町の拠点に集約し、これらの日常生活サービス施設が継続的に維持され、提供できる拠点をつくる
- ②拠点周辺や公共交通の利用が便利な地域に居住を誘導し、誰もが日常生活サービスを利用でき、コミュニティが持続的に確保できる地域をつくる
- ③都市の拠点と中山間地域等のアクセスを確保することにより、不足する生活機能を地域間で補うことのできる公共交通ネットワークをつくる
- ④居住を誘導する地域については、防災対策や避難対策等を推進することにより、安全・安心に暮らすことができる環境をつくる
- ⑤医療・福祉・商業・公共交通等の様々な関係施策と連携を図り、相乗効果をあげる体制をつくる

2 立地適正化計画の方針

まちづくりの方向性については、函南町都市計画マスタープランにおける基本理念の「自然を育み誰からも愛されるにぎわいと魅力ある交流都市・函南」や、基本目標の**コンパクトな市街地と豊かな自然の調和のとれた発展**に含まれる考え方であり、今後もより一層積極的にかつ継続的に取り組んでいくため、本計画においても、「**自然を育み誰からも愛される にぎわいと魅力ある交流都市・函南**」を基本理念とします。

また、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の実現に向け、「立地適正化計画の方針」を実現するための3つの「まちづくりの方針」を次のように定めます。

◆立地適正化計画の方針◆

**将来を見据えた魅力ある拠点整備を図るとともに、
利便性が高く、安全・安心な集約連携型都市構造の構築を目指します。**

■立地適正化計画の方針を実現するための3つの「まちづくりの方針」

○ 市街地の特性を踏まえた都市機能の強化、居住環境の維持・向上

地形的制約等から平地部の市街化区域に都市機能を集積したコンパクトな市街地が形成されています。今後もこれを維持していくとともに、さらなる拠点機能の強化、居住環境の維持・向上を図り、拠点を中心とした市街地の構築を目指します。

○ 市街地内・市街地間を結ぶ公共交通網の構築

伊豆縦貫自動車道東駿河湾環状道路沿線、役場周辺、鉄道駅周辺市街地の連携が必要となるため、市街地内を巡る公共交通網を強化します。また、市街地外における集落地についても市街地と接続した利便性の高いネットワークの構築を目指します。

○ 災害の危険性に対応した安全・安心な都市の構築

市街地の大部分を浸水想定区域に含んでいることから、安全・安心に配慮しつつ利便性の高い都市を目指します。

3 都市の骨格構造

本計画は「函南町都市計画マスタープラン」の都市構造を実現化する役割を果たします。

「函南町都市計画マスタープラン」では、中心的役割を担う拠点として「**都市中心拠点：函南町役場周辺**」、「**都市にぎわい交流拠点：東駿河湾環状線沿道地区**」を定めています。

都市中心拠点においては、「函南町の都市活動を中心に支える拠点として都市機能の維持・充実を図る地区」としており、都市にぎわい交流拠点においては、「新たなにぎわいや交流を創出する拠点として都市機能の維持・充実を図ります」としています。これらの2つの拠点を中心とし、にぎわいを高める都市機能の集積を図ります。

さらに、函南町の玄関口である「**地域交流拠点：JR函南駅周辺、伊豆仁田駅周辺、大場駅南側**」については、「交通結節点及び地域の中心地として、駅利用者や後背地に広がる住宅地の日常生活を支える商業等の都市機能の誘導を図る地区」としています。これら3つの地域交流拠点には、都市中心拠点、都市にぎわい交流拠点を補完し、地域に身近な生活機能の集積を図ります。

また、これらの拠点を「**都市連携軸**」、「**市街地連携軸**」で連携することで、町内の円滑な移動の確保を目指します。

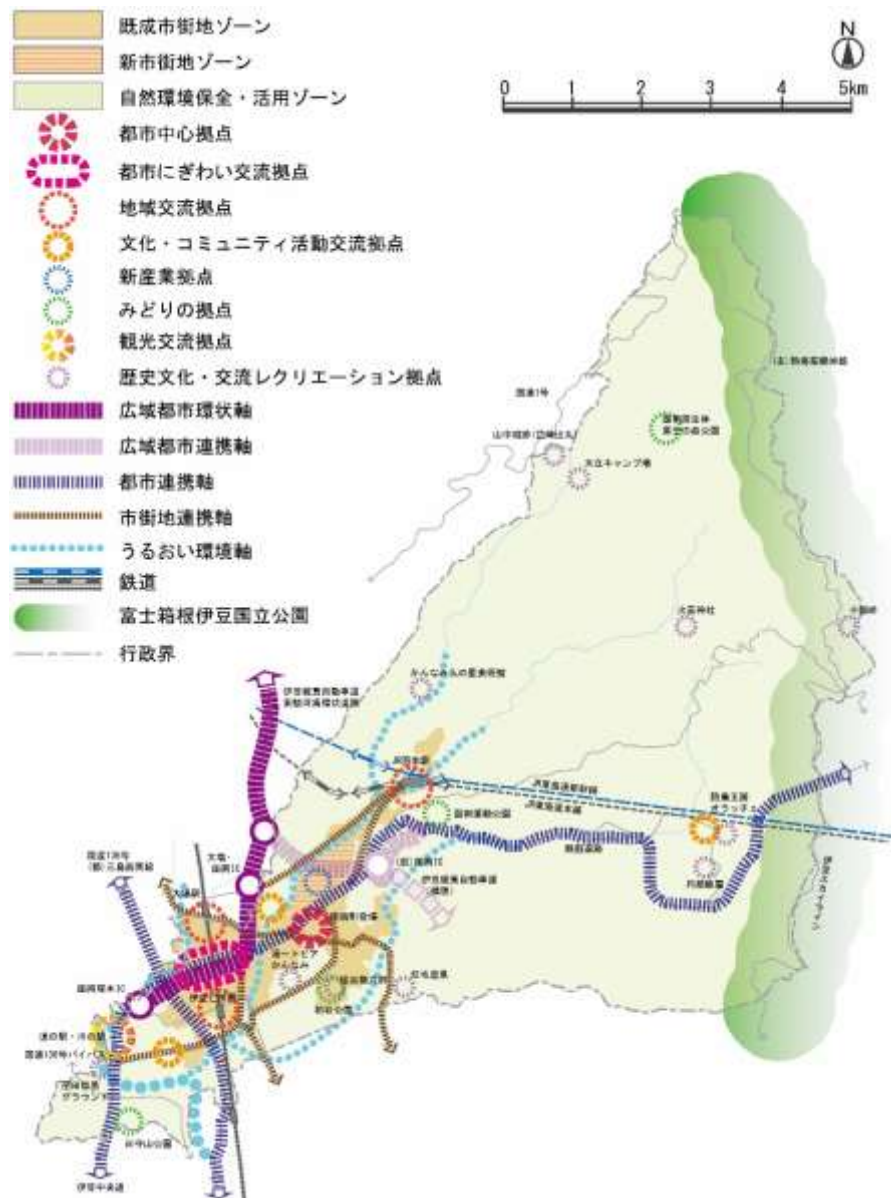


図 函南町都市計画マスタープランで位置づける将来都市構造図

第3章 誘導区域及び誘導施設

立地適正化計画では、都市の居住者の居住を誘導すべき区域（以下「居住誘導区域」という。）、都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域（以下「都市機能誘導区域」という。）及び当該都市機能誘導区域に立地を誘導すべき都市機能増進施設（以下「誘導施設」という。）を設定します。

1 誘導区域設定の考え方

1-1 区域設定方針

本町では、人口減少、少子高齢化の進行が見込まれます。そのため、人口減少による都市機能の撤退・縮小を回避し、高齢化の進行に伴う公共交通のニーズの増加への対応を図ることで、集約連携型都市構造の構築を目指す必要があります。

集約連携型都市構造の構築に向けた誘導方針を以下に示します。

- ・「函南町都市計画マスタープラン」における「都市中心拠点」と「都市にぎわい交流拠点」の位置づけに応じた、都市機能（医療・福祉・子育て・教育等の生活サービス施設）の誘導・集積
- ・公共交通（鉄道）によるアクセスの利便性が高いことを鑑み、JR函南駅周辺・伊豆仁田駅周辺・大場駅南側エリアにおいて日常生活サービス施設の充実を図りつつ、その後背地を良好な居住地として誘導
- ・生活サービス施設が集積する拠点の周辺や公共交通の利便性が高い地域への居住の積極的な誘導
- ・生活サービス施設が集積する拠点への円滑な移動を可能にする幹線道路の整備と公共交通機関の連携、充実

2 居住誘導区域設定の考え方

2-1 基本的な考え方（国土交通省が示す考え方）

居住誘導区域は、都市計画運用指針によると、人口減少の中にあっても一定のエリアに人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域とされ、都市全体における人口や土地利用、交通・財政の現状及び将来を見据え、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営等の都市経営を効率的に行うためのものとなります。

また、「立地適正化計画作成の手引き／国土交通省」によると、社人研の将来推計人口をもとに、長期的な地区別人口見通しを見据えつつ、以下の観点等から具体的な区域を検討することとしています。

- ・徒歩や主要な公共交通路線等を介した拠点地区へのアクセス性
- ・区域内の人口密度水準を確保することによる生活サービス施設の持続性
- ・対象区域における災害等に対する安全性

一方で、工業専用地域や流通業務地区等の、法令により住宅の建築が制限されている区域や、土砂災害特別警戒区域等の災害危険性の高い区域は、法律上、居住誘導区域に含まない区域となっています。

また、土砂災害警戒区域や浸水想定区域等は、居住誘導区域として適当でないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべきとされています。

以上の考え方を踏まえ、本町における居住誘導区域の設定方針を位置づけます。

《参考》居住誘導区域の設定（都市計画運用指針）

居住誘導区域の設定にあたり、都市計画運用指針に以下の内容が記載されています。

表 居住誘導区域の設定

都市計画運用指針		
居住誘導区域の設定	① 居住誘導区域を 考えられる区域	ア 都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域
		イ 都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
		ウ 合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域
	② 法律上 含まない区域に	ア 市街化調整区域
		イ 建築基準法に規定する災害危険区域のうち、条例により住宅の建築が禁止されている区域
		ウ 農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域又は農地法の農地若しくは採草放牧地の区域
		エ 自然公園法の特別地域、 森林法の保安林の区域、 自然環境保全法の原生自然環境保全地域又は特別地区、 森林法の保安林予定森林の区域、 森林法の保安施設地区又は保安施設地区に予定された地区
		オ 地すべり防止区域
		カ 急傾斜地崩壊危険区域
		キ 土砂災害特別警戒区域
		ク 浸水被害防止区域
	③ 原則として含まない区域	ア 津波災害特別警戒区域
		イ 災害危険区域
	④ 居住誘導区域として 判断できない区域	ア 土砂災害警戒区域
		イ 津波災害警戒区域
		ウ 浸水想定区域
		エ ④ア・イほか調査結果等により判明した災害の発生の恐れのある区域
	⑤ 居住誘導が区域に含められ ない区域	ア 法令により住宅の建築が制限されている区域（工業専用地域・流通業務地区等）
		イ 条例により住宅の建築が制限されている区域（特別用途地区・地区計画等のうち、条例による制限区域）
		ウ 過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域
		エ 工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域

2-2 本町における居住誘導区域の設定方針

本町においては、前述した基本的な考え方を踏まえて居住誘導区域を設定することとします。

なお、本町は地形的特徴から居住を誘導すべき区域に、水防法の規定に基づき洪水予報河川に指定されている河川に係る洪水浸水想定区域（想定最大規模）が指定されていますが、このような災害リスクに対しては、狩野川水系河川整備計画に基づく河川改修のほか、排水機場の整備・更新等による内水対策、公共施設等への調整池設置等のハード対策と防災マップによる危険性の周知や避難計画等のソフト対策の両面により、浸水に対する防災対策を推進していることから、居住誘導区域に含めることとします。

i) 災害に対する安全性等の理由により居住誘導しない区域の設定

市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域を除外することを基本とします。

また、土砂災害等の災害危険性が高い区域、工業系土地利用を進める工業系用途地域、大規模な公園、市街化されていない地区を含む郊外部の区域を、居住を誘導すべきでない区域として設定します。

なお、災害危険性が高い区域として、狩野川等の氾濫による浸水被害が想定される区域については、家屋の流出・倒壊等のおそれがある「家屋倒壊等氾濫想定区域」は居住誘導区域から除外しますが、狩野川水系河川整備計画に基づく河川改修や河道掘削等のほか、排水機場の整備・更新等による内水対策、公共施設等への調整池設置等のハード対策や防災マップによる危険性の周知、災害情報・避難情報の様々な方法による配信、要配慮者利用施設の避難計画、住民の主体的な避難行動につなげるマイ・タイムライン普及の推進等のソフト対策の両面により、浸水に対する対策を図ることで、居住誘導区域から除外しないこととします。

ii) 生活サービス機能の持続的確保が可能な区域の設定

社人研の将来推計人口等をベースに、医療、福祉、商業等の日常生活サービス機能の持続的な確保が可能な人口密度水準が確保される範囲を居住誘導区域として設定します。

iii) 生活利便性が確保される区域の設定

都市機能誘導区域となるべき拠点の中心部に徒歩・公共交通等を介して容易にアクセスすることのできる区域、公共交通軸や駅・バス停の徒歩圏域に存する区域を居住誘導区域として設定します。

2-3 本町における居住誘導区域の設定

居住誘導区域の設定の考え方を踏まえ、以下の居住誘導区域設定のフローに従って設定します。

なお、本区域を見直す場合には、本町の課題や社会的背景等を踏まえた上で再検討することとします。

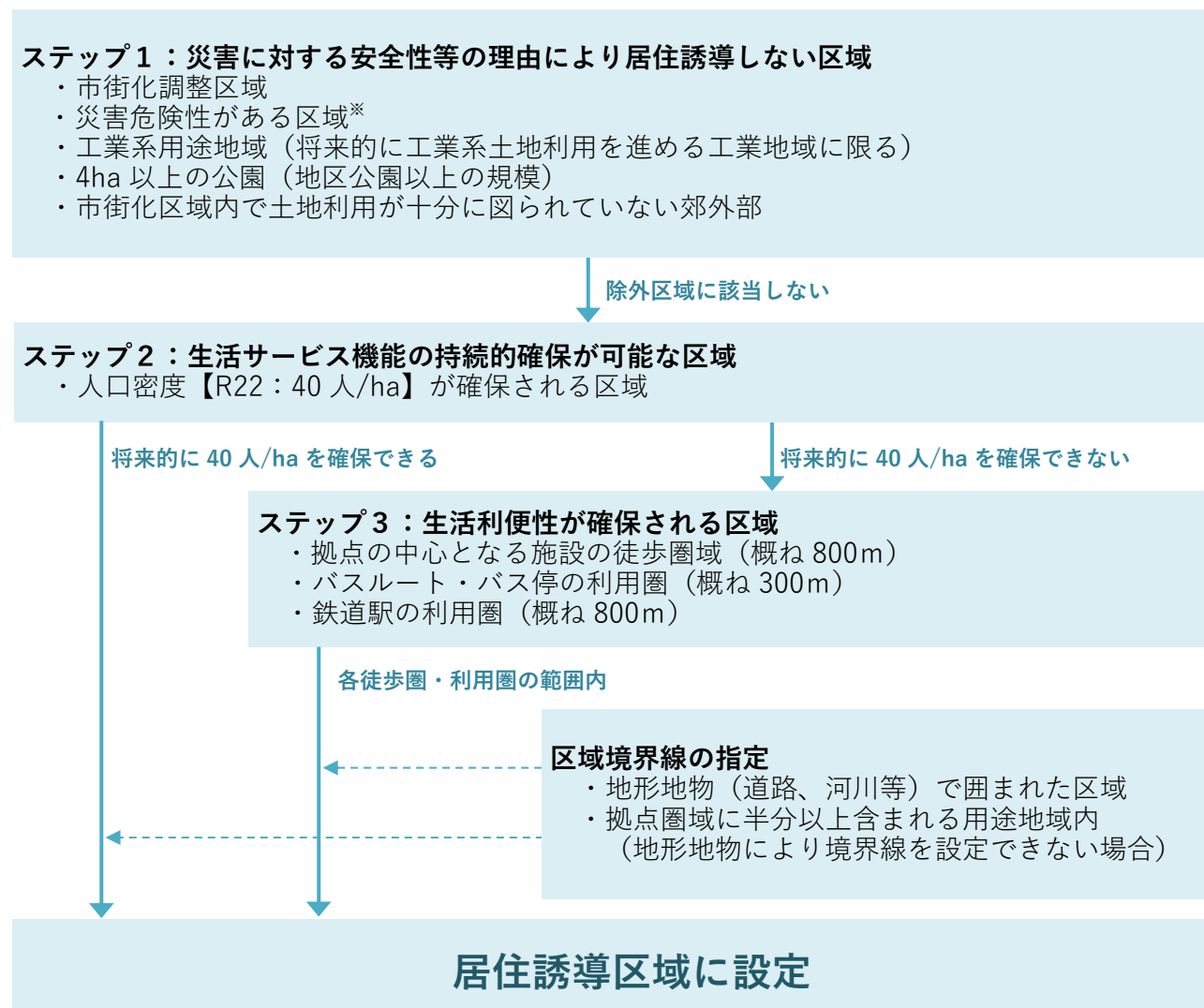


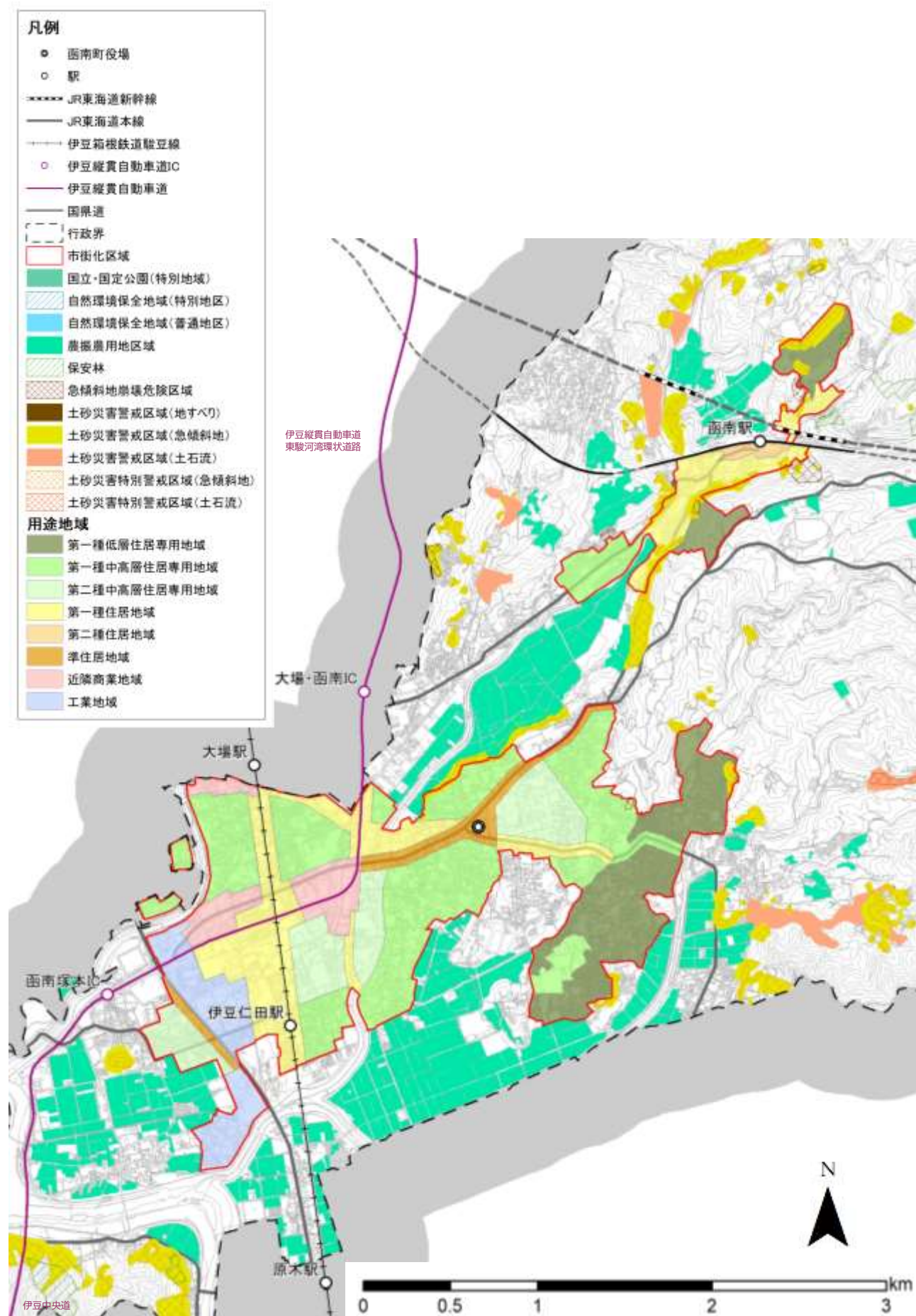
図 居住誘導区域設定のフロー

※災害危険性がある区域

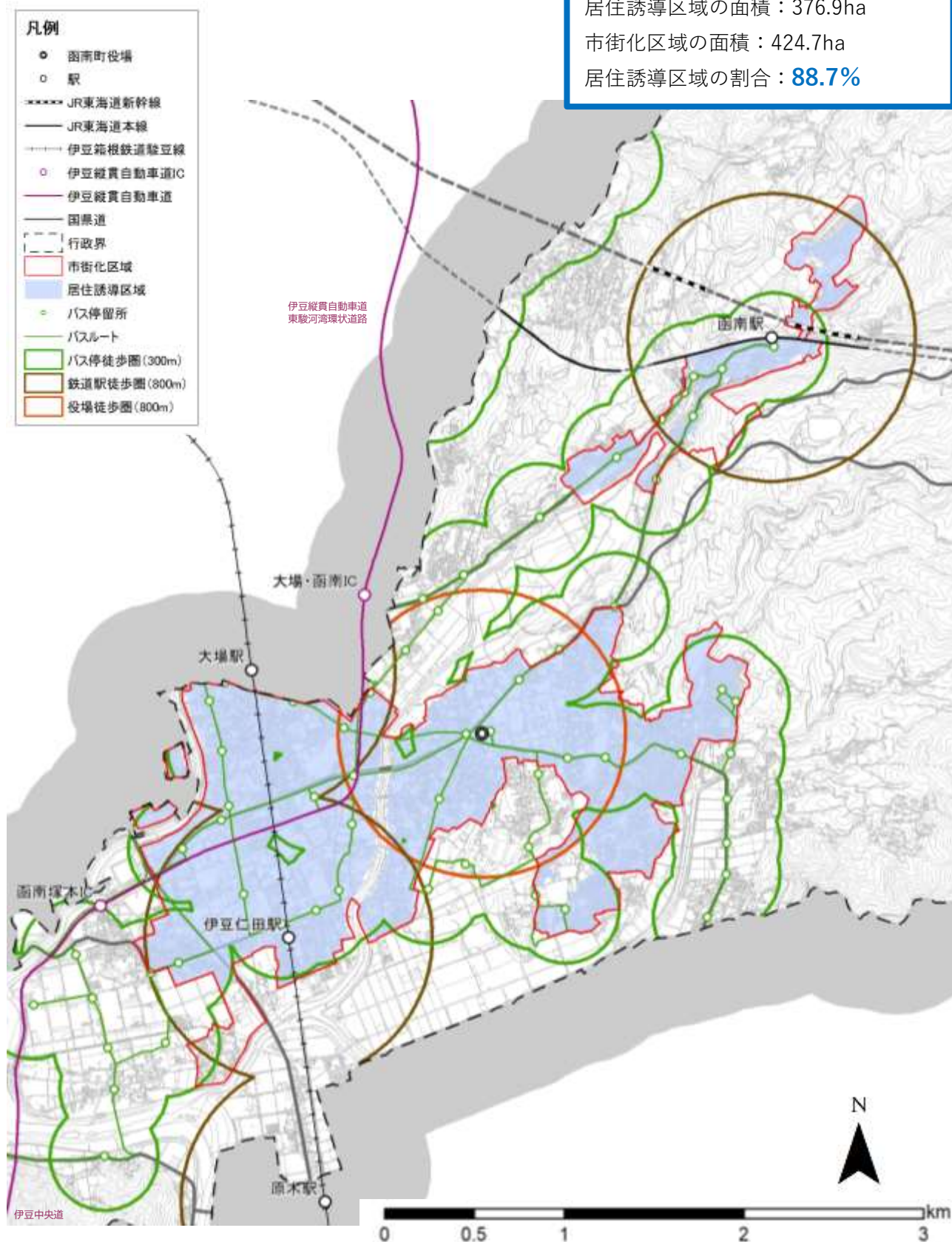
①土砂災害警戒区域は、毎年町内の複数箇所指定されているため、最新の指定区域と照らし合わせた上で、居住誘導区域内外を判断する。

②浸水想定区域（洪水浸水想定区域）のうち、家屋の流出・倒壊等のおそれがある「家屋倒壊等氾濫想定区域」は居住誘導区域から除外する。

参考：法適用現況図

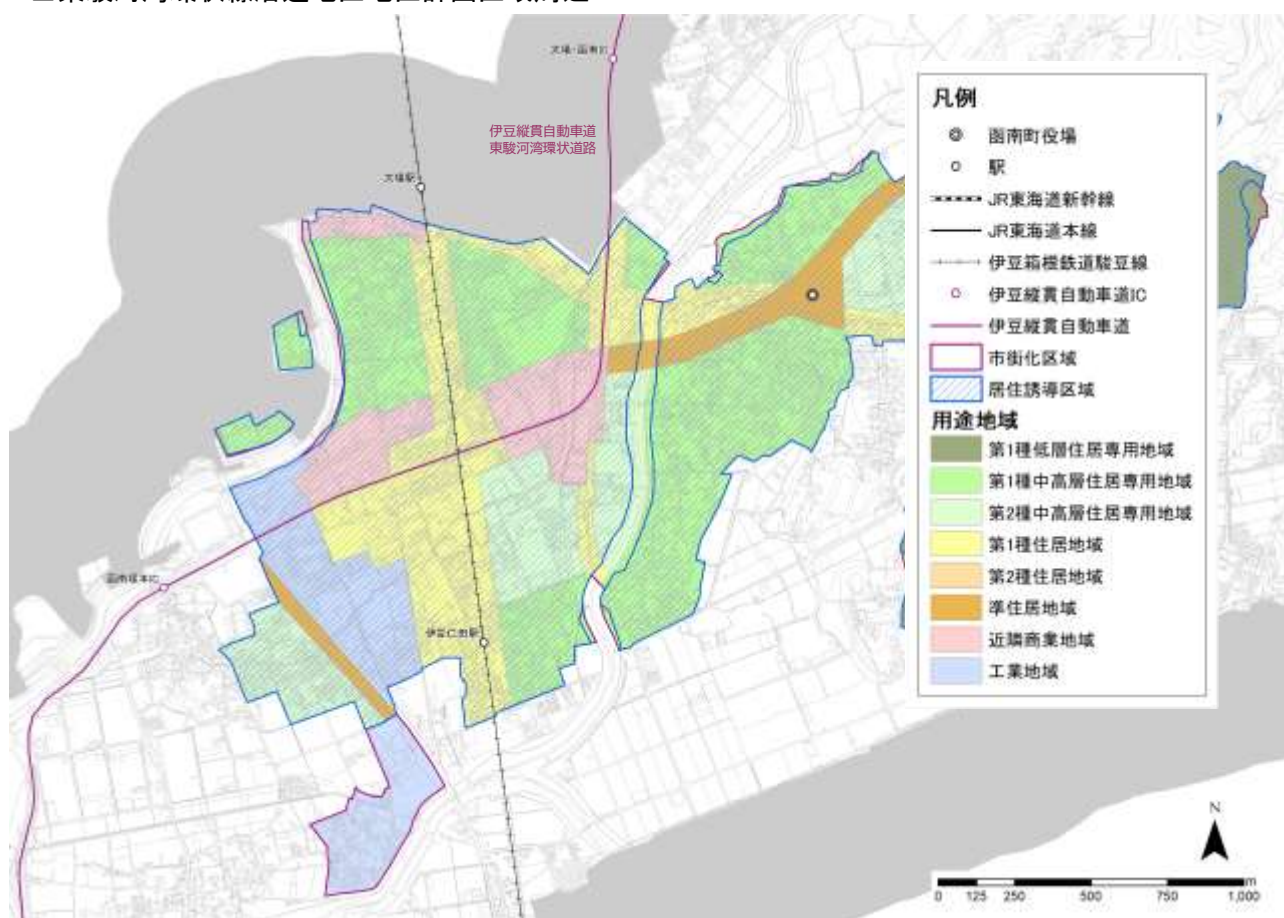


【居住誘導区域】

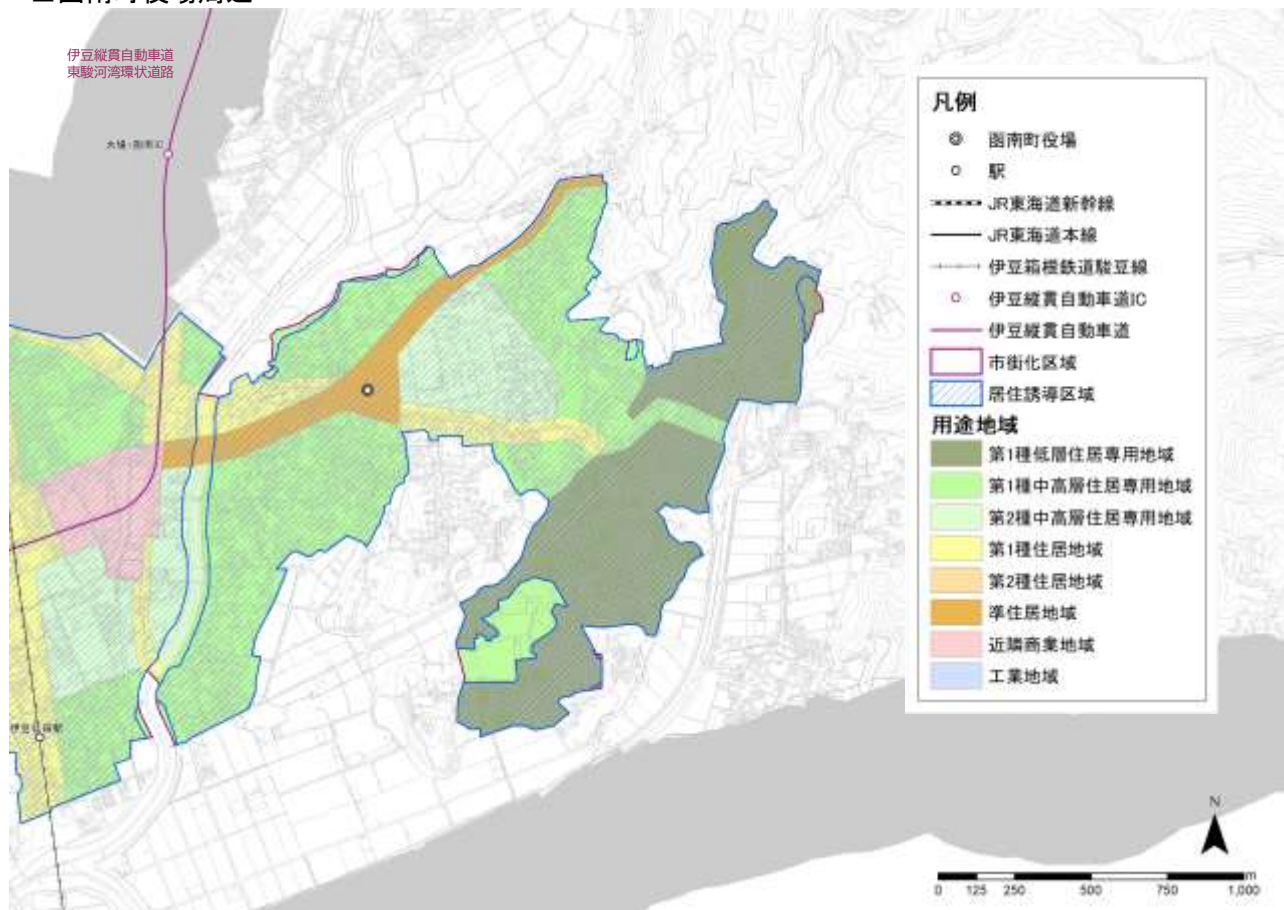


※拠点及び鉄道駅の利用徒歩圏域は 800m、バスの利用徒歩圏域は 300mとしています。

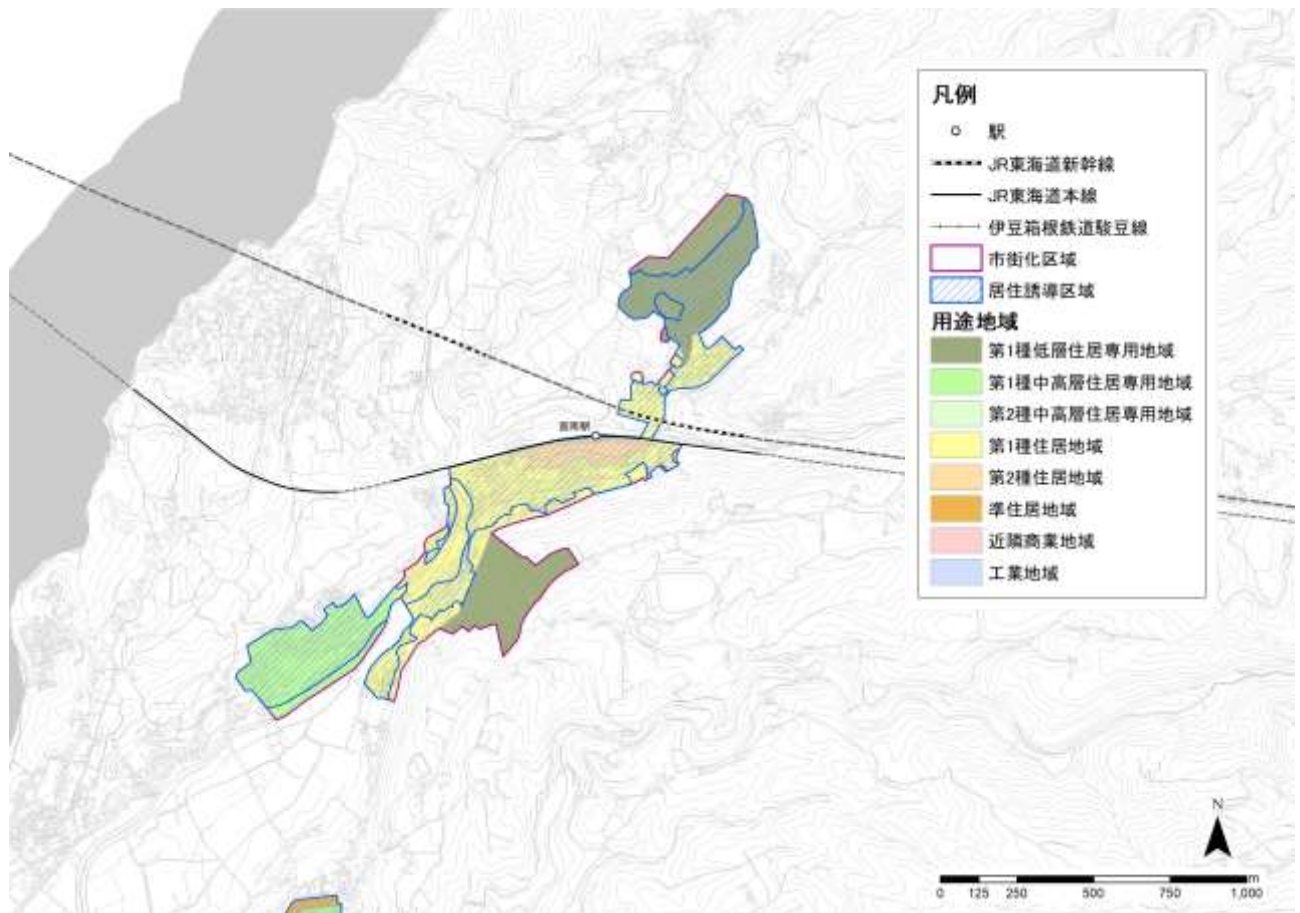
■東駿河湾環状線沿道地区地区計画区域周辺



■函南町役場周辺



■ JR 函南駅周辺



◆届出制度の概要（P46 参照）

居住誘導区域外で3戸以上、または、1,000 m²以上の住宅等に係る開発行為や3戸以上の建築行為を行う場合は、原則として町長への届出が必要となります。

○開発行為

- ① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1000m²以上のもの
- ③ 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為
(例えば、寄宿舎や有料老人ホーム等)

①の例示
3戸の開発行為  届

②の例示
1,300m²
1戸の開発行為  届

800m²
2戸の開発行為  不要

○建築等行為

- ① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ② 人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合
(例えば、寄宿舎や有料老人ホーム等)
- ③ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等(①、②)とする場合

①の例示
3戸の建築行為  届

1戸の建築行為  不要

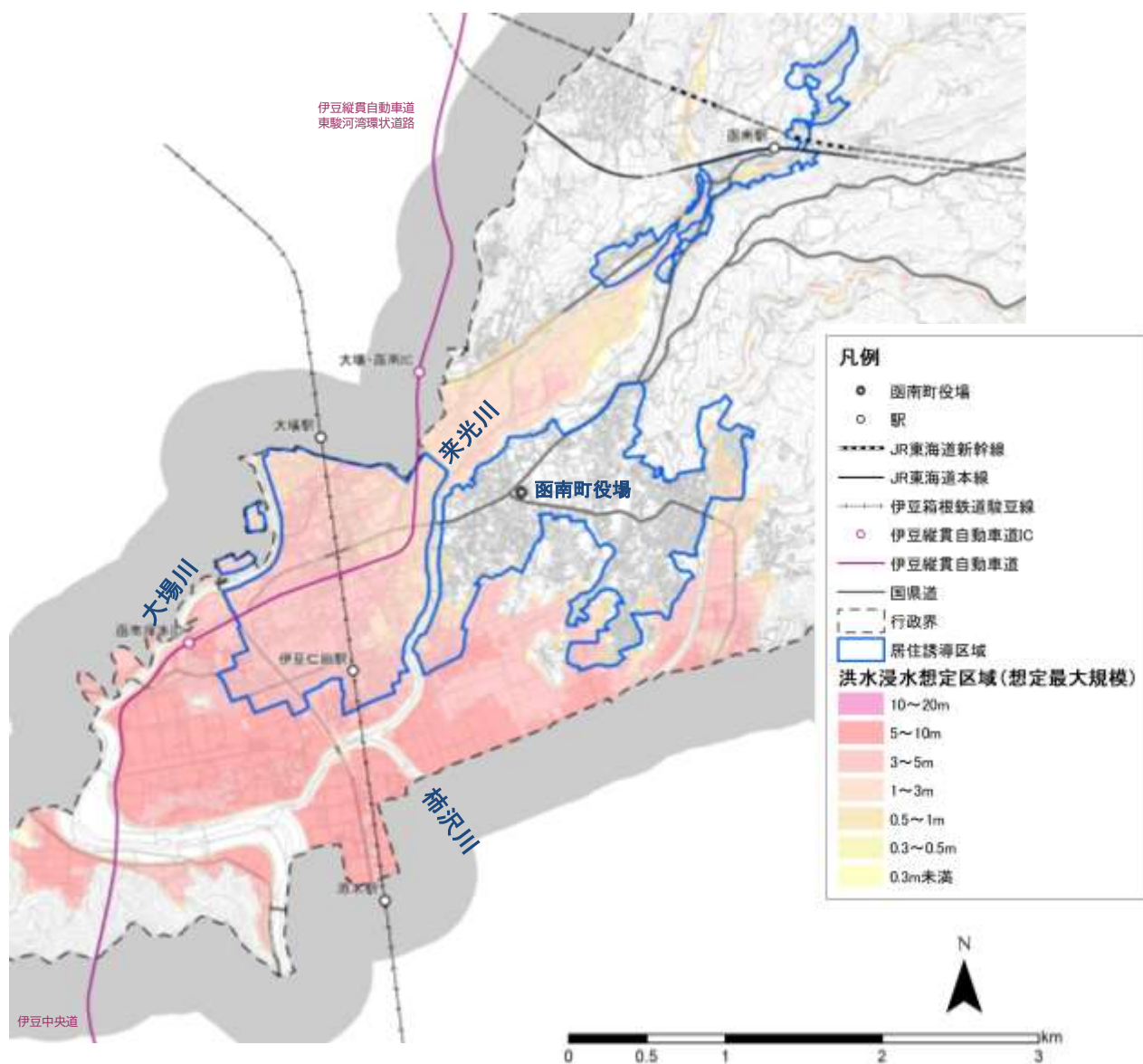
出典：国土交通省

2-4 浸水被害が想定される居住誘導区域の考え方

本町で特に浸水被害が想定されている東駿河湾環状線沿道地区地区計画区域周辺地域（都市にぎわい交流拠点周辺）においては、伊豆縦貫自動車道東駿河湾環状道路の整備に伴い基盤整備が進むとともに、都市機能も集積しています。また、将来においても人口が十分に維持されることが見込まれています。

本地域に直接的な被害をもたらす狩野川及び大場川については、豪雨災害対策アクションプランで方針を定め、河川改修をはじめ、排水機場のポンプ増強、公共施設駐車場等における地下式調整池の設置等、ハード整備を進めてきました。あわせて、浸水軽減対策として防災意識の啓発及び避難対策、水防活動等の充実等のソフト対策を進めてきました。

今後も、浸水被害が想定される地域に関しては、静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会の取組方針や狩野川中流域水災害対策プラン・函南町水災害対策プラン、地域防災計画等に即した防災・減災対策をハード・ソフト両面より実施していくことを前提に、引き続き居住を維持・誘導していくものとします。



図：（参考）狩野川水系狩野川・黄瀬川・大場川・来光川・柿沢川・狩野川放水路・御殿川・函南冷川・函南観音川堂川・洞川・韭山古川洪水浸水想定区域（想定最大規模）と居住誘導区域の重ね図

3 都市機能誘導区域設定の考え方

3-1 基本的な考え方（国土交通省が示す考え方）

都市機能誘導区域は、都市計画運用指針において「居住誘導区域内において設定されるものであり、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定めるべきである。」とされ、一定のエリアに誘導したい機能や進められる施策を提示することで、エリア内に生活サービス施設の誘導を図るものとなります。

また、「立地適正化計画作成の手引き／国土交通省」によると、各拠点地区における生活サービス施設等の土地利用の実態や都市基盤（基幹的な公共交通路線、道路等）、公共施設、行政施設等の配置を踏まえ、徒歩等の移動手段による各種都市サービスの回遊性等、地域としての一体性等の観点から具体的な区域を検討することとしています。

一方で、居住誘導区域と同様に、工業専用地域や流通業務地区等の法令により住宅の建築が制限されている区域や、土砂災害特別警戒区域等の災害の危険性の高い区域は、都市機能誘導区域に含めることについて慎重に判断することが望ましいとされています。

以上の考え方を踏まえ、本町における都市機能誘導区域の設定方針を位置づけます。

3-2 本町における都市機能誘導区域の設定方針

i) 都市計画マスタープランにおける拠点の位置づけ

人口減少や高齢化社会が進行する中で、持続可能な都市経営をするためには、都市全体や地区別の人口分布、高齢化等の推移、人口の現状と将来見通しを把握した上で、将来的にも居住を誘導し、人口密度を維持する区域内において医療・福祉・商業・教育等の都市機能を維持していく必要があります。

このことから、函南町都市計画マスタープランにおいて、「都市にぎわい交流拠点」「都市中心拠点」「地域交流拠点」が位置づけられており、函南町役場、東駿河湾環状線沿道地区地区計画区域、JR 函南駅、伊豆仁田駅、大場駅南側の周辺地域を都市機能誘導区域として検討します。

ii) 中心地・交通結節点へのアクセス性が確保される区域

集約連携型の都市構造の実現に向けては、上記の都市計画マスタープランで位置づける拠点の形成に加え、拠点間を利便性の高い公共交通で結び、公共交通の沿線に居住を誘導することが望ましいとされています。

このことから、上記の拠点のうち、交通結節点である鉄道駅、また中心となる函南町役場を基準に徒歩圏内（概ね 800m）に含む地域を都市機能誘導区域として検討します。

3-3 本町における都市機能誘導区域の設定

都市機能誘導区域の設定の考え方を踏まえ、以下の都市機能誘導区域設定のフローに従って設定します。

なお、本区域を見直す場合には、本町の動向・課題や社会的背景等を踏まえた上で再検討することとします。

ステップ1：都市計画マスタープランにおける拠点の位置づけ

- ・都市にぎわい交流拠点：東駿河湾環状線沿道地区地区計画区域周辺
- ・都市中心拠点：函南町役場周辺
- ・地域交流拠点：JR 函南駅周辺、伊豆仁田駅周辺、大場駅南側

拠点の位置づけに該当

ステップ2：中心地・交通結節点へのアクセス性が確保される区域

- ・交通等の中心となる施設（駅、役場等）の徒歩圏域（概ね 800m）
- ※徒歩圏域 800m：都市構造の評価に関するハンドブック

アクセス性が確保される

区域境界線の指定

- ・地形地物（道路、河川等）で囲まれた区域
- ・拠点圏域に半分以上含まれる用途地域内
（地形地物により境界線を設定できない場合）

都市機能誘導区域に設定

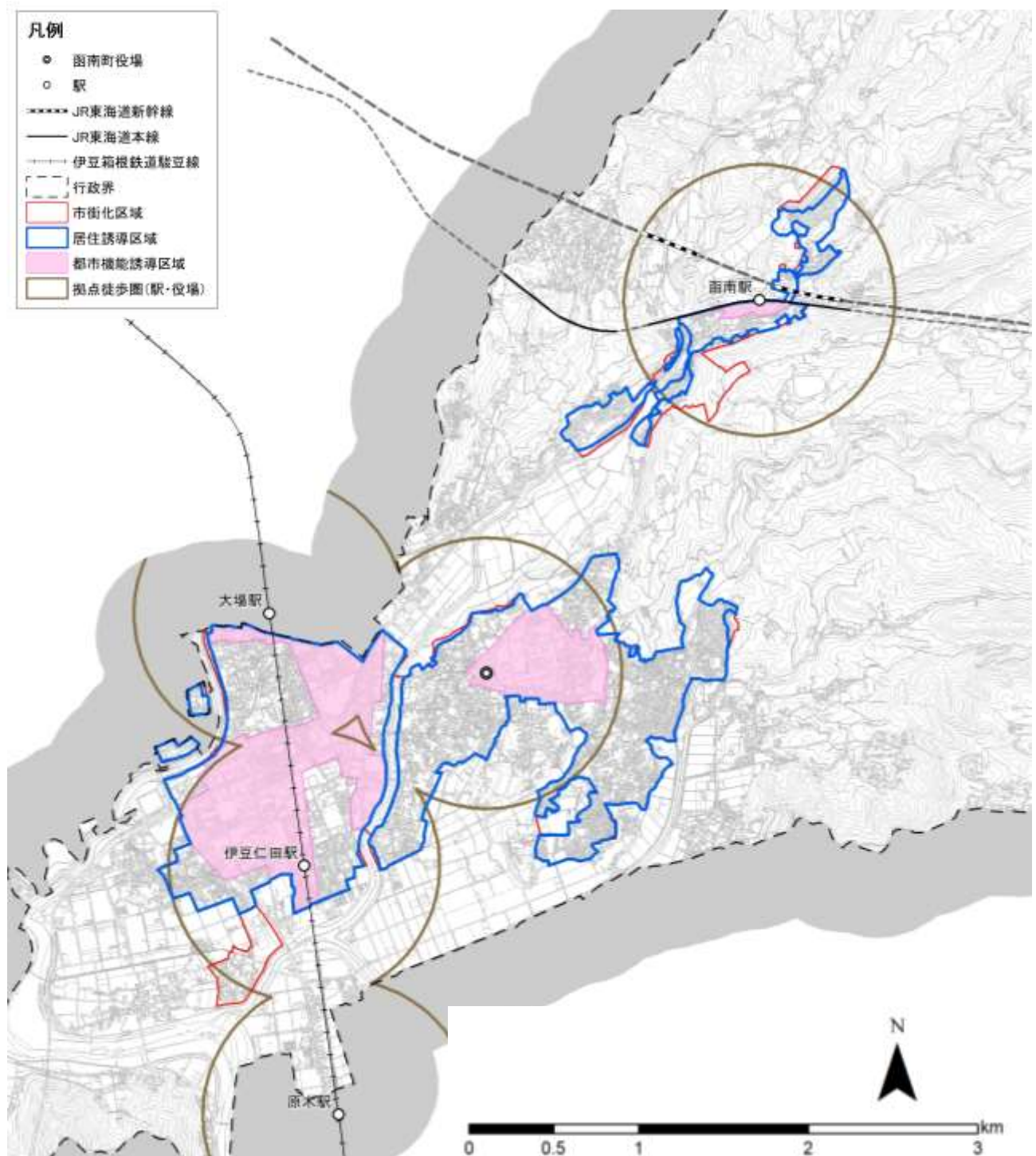
図 都市機能誘導区域設定のフロー

【都市機能誘導区域】

都市機能誘導区域の面積：130.7ha

市街化区域の面積：424.7ha

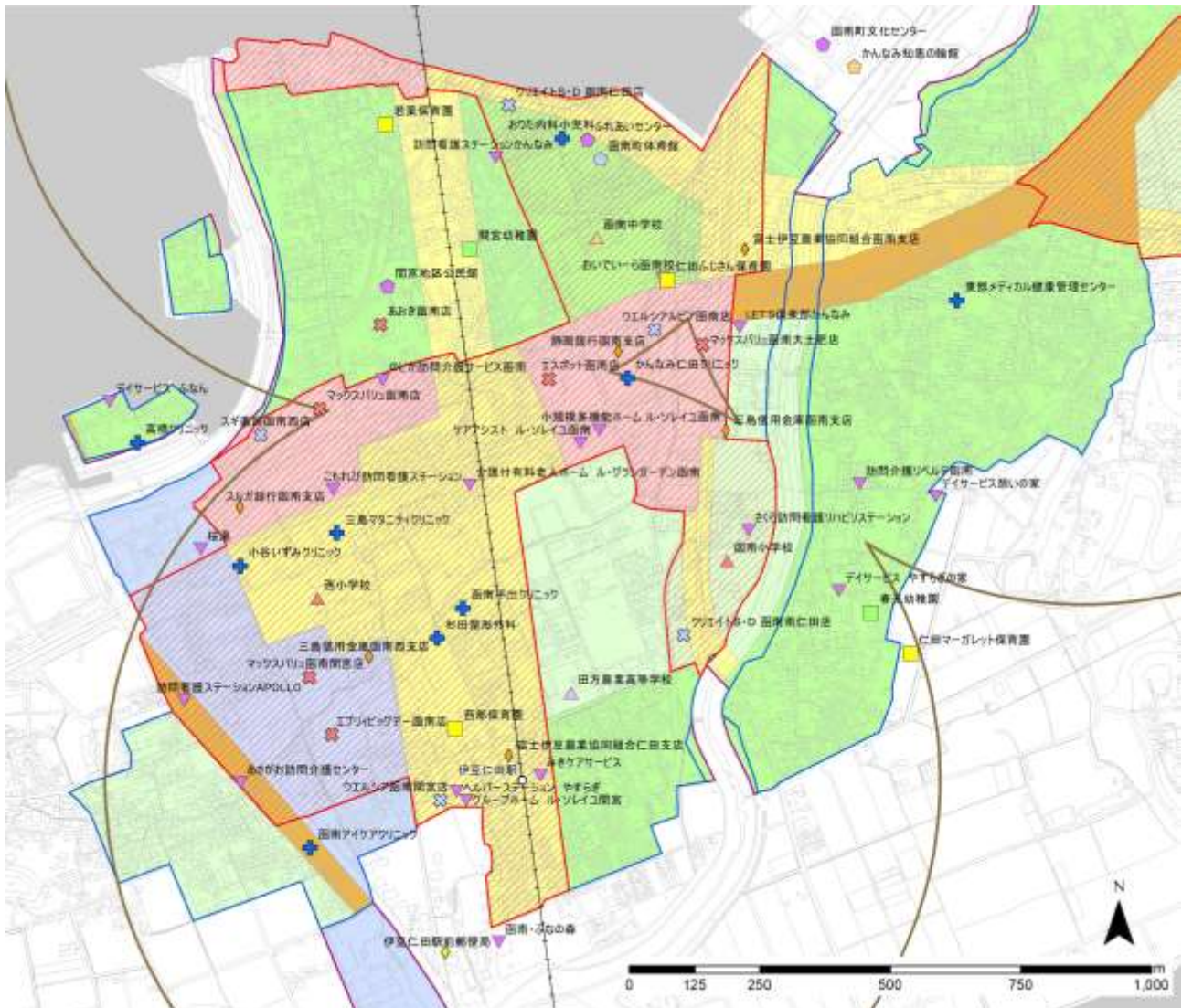
都市機能誘導区域の割合：**30.8%**



※拠点及び鉄道駅の利用徒歩圏域は 800mとしています。

【都市機能誘導区域の設定】

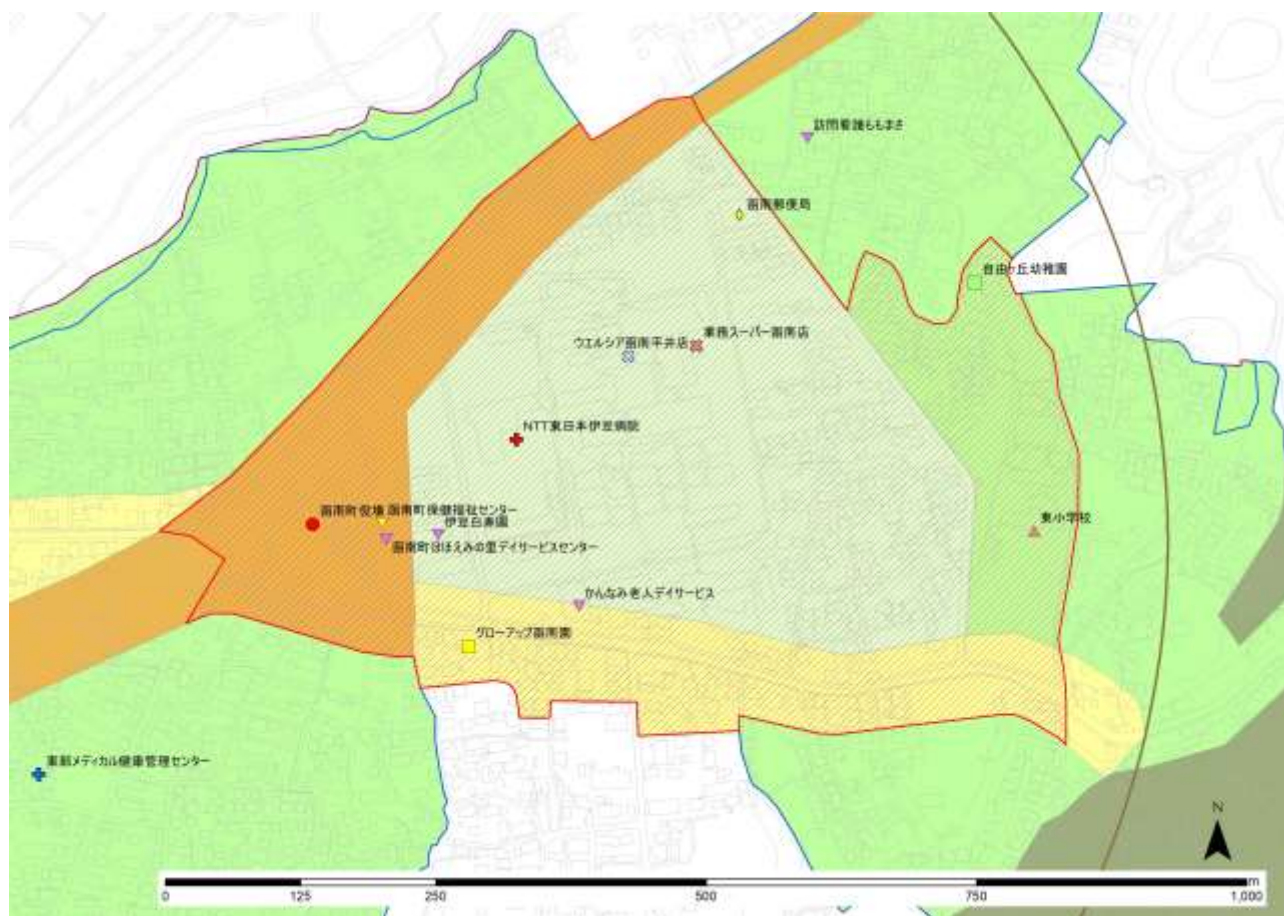
■東駿河湾環状線沿道地区地区計画区域周辺



凡例

- | | | | |
|---------------------|---------------|---------------|--------------|
| ● 行政・役場 | ▲ 教育・小学校 | 都市機能誘導区域 | 用途地域 |
| ▼ 福祉・通所系・訪問系・小規模多機能 | ▲ 教育・中学校 | 居住誘導区域 | |
| ▼ 福祉・福祉センター | ▲ 教育・高等学校 | 拠点徒歩圏(駅・役場) | |
| ■ 子育て・保育園 | ▲ 文化・図書館 | ○ 駅 | |
| ■ 子育て・幼稚園 | ▲ 文化・交流施設 | --- JR東海道新幹線 | |
| ■ 商業・スーパーマーケット | ▲ 文化・スポーツ関連施設 | — JR東海道本線 | |
| ■ 商業・ドラッグストア | ◆ 金融・銀行 | --- 伊豆箱根鉄道駿豆線 | |
| ■ 医療・病院 | ◆ 金融・郵便局 | 市街化区域 | |
| ■ 医療・診療所 | | | |
| | | | |
| | | | 第1種中高層住居専用地域 |
| | | | 第2種中高層住居専用地域 |
| | | | 第1種住居地域 |
| | | | 第2種住居地域 |
| | | | 準住居地域 |
| | | | 近隣商業地域 |
| | | | 工業地域 |

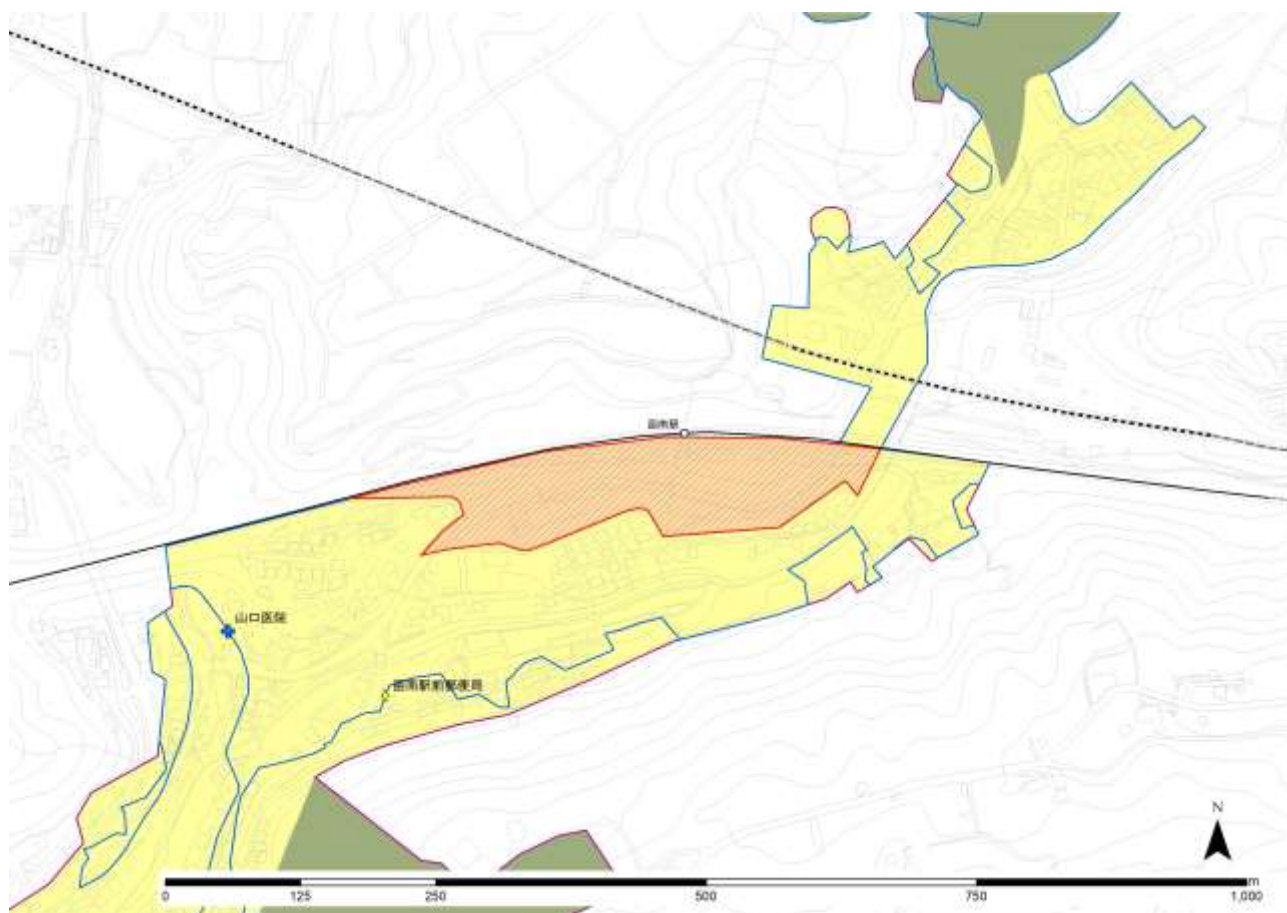
■函南町役場周辺



凡例

● 行政-役場	▲ 教育-小学校	都市機能誘導区域	用途地域
▼ 福祉-通所系・訪問系・小規模多機能	▲ 教育-中学校	居住誘導区域	第1種低層住居専用地域
▼ 福祉-福祉センター	▲ 教育-高等学校	拠点徒歩圏(駅・役場)	第1種中高層住居専用地域
■ 子育て-保育園	▲ 文化-図書館	○ 駅	第2種中高層住居専用地域
■ 子育て-幼稚園	▲ 文化-交流施設	--- JR東海道新幹線	第1種住居地域
★ 商業-スーパーマーケット	▲ 文化-スポーツ関連施設	— JR東海道本線	第2種住居地域
★ 商業-ドラッグストア	◆ 金融-銀行	--- 伊豆箱根鉄道駿豆線	準住居地域
✚ 医療-病院	◆ 金融-郵便局	市街化区域	近隣商業地域
✚ 医療-診療所			工業地域

■ JR 函南駅周辺



凡例

● 行政-役場	▲ 教育-小学校	都市機能誘導区域	用途地域
▼ 福祉-通所系・訪問系・小規模多機能	▲ 教育-中学校	居住誘導区域	第1種低層住居専用地域
▼ 福祉-福祉センター	▲ 教育-高等学校	拠点徒歩圏(駅・役場)	第1種中高層住居専用地域
■ 子育て-保育園	● 文化-図書館	○ 駅	第2種中高層住居専用地域
■ 子育て-幼稚園	● 文化-交流施設	--- JR東海道新幹線	第1種住居地域
✕ 商業-スーパーマーケット	● 文化-スポーツ関連施設	— JR東海道本線	第2種住居地域
✕ 商業-ドラッグストア	◆ 金融-銀行	--- 伊豆箱根鉄道駿豆線	準住居地域
✕ 医療-病院	◆ 金融-郵便局	市街化区域	近隣商業地域
✕ 医療-診療所			工業地域

3-4 都市機能誘導施設の設定

誘導施設は、都市計画運用指針において、都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設、その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便性向上のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）とされています。

また、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき施設を設定するもので、具体的な整備計画のある施設や必要な施設を定めるほか、誘導施設が都市機能誘導区域外に転出してしまう恐れがある場合には、必要に応じて誘導施設として定めることも考えられるとされています。

なお、都市計画運用指針において、誘導施設は居住者の共同の福祉や利便性の向上を図る観点から、以下のように示されています。

- 病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
- 子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
- 集客力があり、まちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設
- 行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設

上記の考え方から、本町において都市機能増進施設として以下の施設を抽出します。

- ・行政施設・・・役場
- ・福祉施設・・・老人福祉センター、地域包括支援センター、高齢者福祉施設（通所系）
- ・子育て施設・・・子育て支援施設、幼稚園、保育所、認定こども園
- ・商業施設・・・スーパーマーケット、ドラッグストア
- ・医療施設・・・病院、診療所（内科、外科）
- ・教育施設・・・小学校、中学校、高等学校
- ・文化施設・・・図書館、交流施設、スポーツ関連施設
- ・金融施設・・・郵便局、銀行、信用金庫

抽出した都市機能増進施設の現況立地状況を整理し、都市機能誘導区域内へ維持・誘導すべき施設を「都市機能誘導施設」として位置づけます。

表：各都市機能増進施設の定義

大分類	小分類	定 義
行政機能	役場	地方自治法第4条第1項に規定する施設
福祉機能	老人福祉センター	老人福祉法第20条の7に規定する施設
	地域包括支援センター	介護保険法第115条の46第1項に規定する施設
	高齢者福祉施設(通所系)	老人福祉法第5条の3に規定する施設
子育て機能	子育て支援施設	子育てについての相談、情報の提供その他援助を行うとともに、乳幼児又はその保護者が相互に交流を行う場所を提供する施設
	幼稚園	学校教育法第1条に規定する幼稚園
	保育所	児童福祉法第39条第1項に規定する保育所
	認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園
商業機能	スーパーマーケット ドラッグストア	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積1,000㎡以上の商業施設(共同店舗・複合施設等を含む)で、生鮮食料品を取扱うもの
医療機能	病院	医療法第1条の5に規定する病院及び診療所の内、内科・外科のいずれかを診療科目としているもの
	診療所(内科、外科)	
教育機能	小学校	学校教育法第1条に規定する学校
	中学校	
	高等学校	
文化機能	図書館	図書館法第2条第1項に規定する図書館
	交流施設	地域活性化の拠点として文化・交流等の都市活動・コミュニティ活動を支える施設の内、地域住民が利用できる集会議室機能を備える施設
	スポーツ関連施設	主として各種スポーツ競技会やスポーツ行事のために利用されるほか、施設の周辺住民の日常的なスポーツ活動にも利用される施設
金融機能	郵便局	日本郵便株式会社法第1条に規定する郵便局
	銀行・信用金庫	銀行法第2条に規定する銀行、長期信用銀行法第2条に規定する長期信用銀行、信用金庫法に基づく信用金庫 農水産業協同組合貯金保険法第2条第4項第1号に規定する信用事業を行うもの

■都市機能の現況と立地による影響

①行政機能

役場等の行政窓口は、最も利用頻度の高い行政機能であり、これらの施設が立地することで地区の利便性向上が望めます。現状では、都市中心拠点に函南町役場が立地しており、東駿河湾環状線沿道地区地区計画区域周辺には、行政機能の立地がない状況となっています。

②福祉機能

通所系福祉施設は、高齢化により必要性は高まっており、函南町役場周辺、東駿河湾環状線沿道地区地区計画区域周辺の都市機能誘導区域に立地しています。ただし、これらの施設は、利用者の送迎により立地場所による影響は少ないと考えられます。

また、函南町役場周辺には保健福祉センターが立地しており、健康・福祉における行政窓口を担っています。

③子育て機能

子育て施設は、子育て世代が居住地を決める要素となるとともに、人口バランスの改善・少子化対策としての効果も期待されます。現状では、函南町役場周辺、東駿河湾環状線沿道地区地区計画区域周辺の都市機能誘導区域に立地していますが、本町に立地する多くが居住誘導区域に立地している状況です。

また、都市機能誘導区域外には育児相談や親子が交流できる子育てふれあい・地域交流センターがあります。

④商業機能

スーパーマーケットをはじめとする商業施設は、日常生活において利用が多い施設であり居住地の選択条件としても大きな要素となります。現状では、函南町役場周辺、東駿河湾環状線沿道地区地区計画区域周辺の都市機能誘導区域に立地しています。

⑤医療機能

医療機能は、生活するうえで欠かすことのできない機能となります。都市機能誘導区域内外で診療所は多く立地しており、函南町役場周辺には病院が立地しています。

⑥教育機能

小学校や中学校、高等学校については、本町の基幹的な教育を支える施設であり、子育て世代が居住地を決める要素となります。現状では、函南町役場周辺、東駿河湾環状線沿道地区地区計画区域周辺の都市機能誘導区域に立地しています。

⑦文化機能

図書館や公民館等の文化交流施設は、地域活動を支える役割を担います。また、幅広く多世代にとって利用される施設であり、新たな交流、地域の活力や魅力の向上といった効果が期待できます。現状では、文化センター、町立図書館、西部コミュニティセンター等の施設については、都市機能誘導区域外に立地している状況となっています。

⑧金融機能

郵便局や銀行等の金融施設は、商業機能と同様に日常生活において利用が多い施設であり居住地の選択条件としても大きな要素となります。現状では、函南町役場周辺、東駿河湾環状線沿道地区地区計画区域周辺の都市機能誘導区域に立地していますが、コンビニエンスストア等の ATM を考慮すると十分立地していると考えます。

■都市機能誘導施設の設定方針

①行政機能

役場等の行政窓口は、最も利用頻度の高い行政機能であることから、現在立地している場所で機能を維持するために、都市機能誘導施設に設定します。

②福祉機能

通所系福祉施設は、高齢者の介護・リハビリだけでなく、高齢者世代が安心して生活ができる福祉拠点の形成に寄与することから、各拠点において都市機能誘導施設に設定します。

また、都市機能誘導区域内（函南町役場周辺）に立地する函南町保健福祉センターは、保健申請等の受付窓口や高齢者の相談窓口等の行政サービスがあるとともに、通所系福祉施設としての機能も有しており、保健・福祉に関して全面的にサポートできる体制が整った施設です。そのため、当該施設については、現在立地している場所で機能を維持するために、都市機能誘導施設に設定します。

なお、地域包括支援センターについては、身近な福祉拠点の整備を進める一環として、民間福祉法人等との協働により、既存の福祉施設や公共施設等での複合的利用について検討します。そのため、当該施設については、各拠点において都市機能誘導施設に設定します。

③子育て機能

子育て施設は、子育て世代が居住地を決めるときに必要な施設であるとともに、少子化対策・人口バランスの改善という視点から、各都市機能誘導区域に誘導施設として設定します。

なお、幼稚園については、地区単位で配置していますが統廃合を見据え、都市機能誘導施設に設定します。

④商業機能

商業施設は、日常生活を支え、居住地を選定する際に重要となる要素であることから、現状立地がみられない JR 函南駅周辺に新規誘導を図るために都市機能誘導施設として設定します。

また、函南町役場周辺、東駿河湾環状線沿道地区地区計画区域周辺に立地している商業施設についても今後も維持することから都市機能誘導施設として設定します。ただし、小規模な施設は居住エリアでの立地が考えられるため都市機能誘導区域においては、1,000 m²以上の商業施設（スーパーマーケット）を設定します。

⑤医療機能

診療所については、居住地に近接し日常生活を支えています。特に、市街地内に立地している診療所は、多くの方々の健康面を支え、今後も維持する必要があることから、都市機能誘導施設に設定します。

なお、都市機能誘導区域外においても、ある程度診療所が集積している場所もみられることから、公共交通等で連絡することを検討します。

また、都市機能誘導区域内（函南町役場周辺）に立地する病院は周辺地域だけでなく、町全体にとって中核となる施設であることから、現在立地している場所で機能を維持するために、都市機能誘導施設に設定します。

⑥教育機能

小学校や中学校については、教育水準の向上等に向けた大規模改修を見据え、都市機能誘導区域内（函南町役場周辺、東駿河湾環状線沿道地区地区計画区域周辺）に都市機能誘導施設として設定します。

⑦文化機能

図書館や公民館等の文化交流施設は、地域活動を支える役割を担います。ただし、都市機能誘導区域外に新規で建築した交流施設が多く、今後も都市機能誘導区域内への誘導ではなく、現在の立地場所で維持を目指すため、都市機能誘導施設として設定しません。なお、本計画見直しの際には、施設の建築年数や市街地内の土地利用状況を勘案し、施設移転や複合化を検討します。

⑧金融機能

郵便局や銀行等の金融施設は、コンビニエンスストア等の ATM を考慮すると町内に十分立地していると考え、都市機能誘導施設に設定しません。

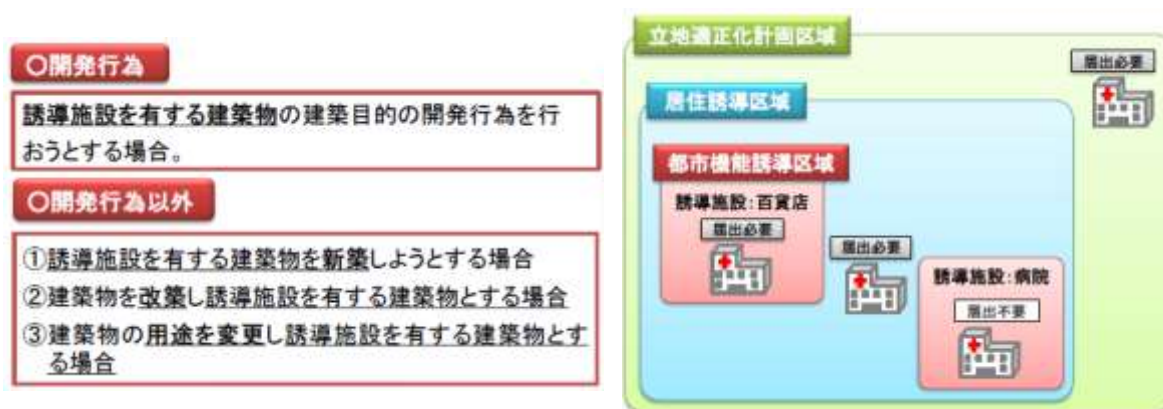
表：都市機能誘導施設の方針

	誘導施設	都市中心拠点	都市にぎわい交流拠点 地域交流拠点	地域交流拠点
		函南町役場周辺	東駿河湾環状線沿道地区 地区計画周辺	JR函南駅周辺
行政機能	役場・行政窓口	●	—	—
福祉機能	老人福祉センター	●	—	—
	地域包括支援センター	●	●	●
	高齢者福祉施設（通所型）	●	●	●
子育て機能	子育て支援施設	●	●	●
	幼稚園	●	●	●
	保育所	●	●	●
	認定こども園	●	●	●
商業機能	スーパーマーケット	●	●	●
	ドラッグストア	●	●	●
医療機能	病院	●	—	—
	診療所	●	●	●
教育機能	小学校・中学校	●	●	—
	高等学校	—	—	—
文化機能	図書館	—	—	—
	交流施設（公民館、交流センター等）	—	—	—
金融機能	郵便局	—	—	—
	銀行・信用金庫	—	—	—

●：当該都市機能誘導区域内で都市機能誘導施設として設定する
—：誘導施設として設定しない

◆届出制度の概要（P44 参照）

都市機能誘導区域外に誘導施設を整備する場合は、原則として町長への届出が必要となります。



出典：国土交通省

第4章 実現化方策

1 居住の誘導施策

1-1 居住の誘導に関する基本的な考え方

居住の誘導施策とは、居住誘導区域内への居住の誘導に資する様々な施策を指し、都市計画運用指針では、「居住誘導区域内の居住環境の向上、公共交通の確保等、居住の誘導を図るために、財政上、金融上、税制上の支援施策等を記載することができ、国等が直接行う施策、国の支援を受けて市町村が行う施策、市町村が独自に講じる施策に大別することができる」とされています。

本計画では、以下の施策等を計画に位置づけ、事業実施を図ることで、居住誘導区域内への居住の誘導等を目指します。

本町でも人口減少・少子高齢化が進み、今後も進行が見込まれていますが、居住誘導区域外において、一団の住宅地・集落地等が多数形成されていることから、強制力や規制的手法を用いて居住誘導を図るものではなく、各地域に根付く既存コミュニティを維持し、効率的に公共交通等で利便性を確保しつつ、長期的な視点から誘導施策を段階的に検討し実施することで緩やかな誘導を促進します。

また、居住誘導にあたっては、大規模な街区再編に伴う住環境整備を実施するのではなく、町内に点在する空き家、空き地の有効な利活用を検討するとともに、既存施設・インフラの維持管理や適切な整備による住環境の向上を推進します。

1-2 誘導施策

○居住誘導区域への居住誘導に資する施策等

【国の支援を受けて町が行う施策等】

● 空き家・空き地の利活用・除却による住環境の向上

・ 空き家の利活用

居住環境の整備改善を図るために、空き家等対策計画と連携を図り、不良建築物の除却、空き家や空き建築物等の活用を推進します。



出典) 空き家再生等推進事業<事例> (国土交通省)

(空き家再生等推進事業、ランドバンク事業 等)

・ 空き地の利活用

未利用地(空き地等)については、コミュニティの醸成の場、防災空地、宅地化等、多面的な利用が可能なことから、地域のニーズを見定め、住民、地権者との協働による利活用対策を検討します。

(低未利用土地権利設定等促進計画、立地誘導施設協定(コモンズ協定) 等)



出典) 低未利用土地権利設定等促進計画<概要> (国土交通省)

● 利便性の高い公共交通網の構築

バスの運行方法や路線の見直し等を検討し、利便性の高い公共交通網の構築を図ります。また、JR 函南駅周辺や伊豆仁田駅周辺、大場駅南側については、重要な交通結節点としての位置づけと利活用を検討します。

（地域公共交通確保維持改善事業、都市・地域交通戦略推進事業 等）



バリアフリー交通施設



民間施設と一体となった待合所

出典）都市・地域交通戦略推進事業＜事例＞（国土交通省）

● 身近な公園・広場の創出

居住環境の向上やまちの賑わいを創出するため、町民の交流・憩いの場となる身近な広場や緑地・公園等のオープンスペースの確保を検討します。

（市民緑地等整備事業 等）



認定市民緑地のイメージ



出典）市民緑地等整備事業＜事例＞（国土交通省）

● 道路整備の推進

道路の安全性を確保するため、老朽化した道路や歩道整備等について計画的な整備を進めるとともに、狭あい部の道路を拡幅・改良し、歩行者と自動車の安全・安心な環境整備を図ります。

（狭あい道路拡幅推進事業 等）



出典）狭あい道路整備等促進事業＜事例＞（国土交通省）

● ライフライン（下水道）の耐震化

主要管渠の補強やマンホールの浮上防止等を効率的に行うための、施設整備計画（公共下水道総合地震対策計画）を策定し、安心して暮らせる生活環境の創出を図ります。

（污水管渠の耐震化事業 等）



マンホールの浮上防止対策事業
出典）函南町資料

● 基幹水利施設の長寿命化

排水機場等農業水利施設の機能診断及び機能保全計画の策定を推進し、基幹水利施設の長寿命化を図ります。

（基幹水利施設ストックマネジメント事業 等）

【町が独自に行う施策等】

● 若者で賑わう町を目指し、居住支援の推進

勤労者住宅建設資金借入金利子補給制度やこども医療費制度の充実を推進し、子育て世帯の生活や子育ての支援を推進します。また、函南町空家等対策計画を進め、空き家の情報提供、空き家のストック活用と併せた移住・定住を希望する者への支援を検討します。

（勤労者住宅建設資金借入金利子補給制度、空家等対策事業 等）

● 円滑な公共交通網の形成

町民にとって利用しやすい公共交通を確保するため、デマンドタクシー（自主運行バス等）の交通手段を検討し、鉄道や路線バスとの組み合わせにより効果的な公共交通網の構築を図ります。

（自主運行バス等事業、地域協働運行バス事業 等）

● 道路整備の推進

道路の安全性と利便性を確保するため、生活道路の計画的な改善・整備を進めるとともに、狭あい部の道路を拡幅・改良し、歩行者と自動車の安全・安心な環境整備を推進します。また、住民サービス工事※では、舗装補修や側溝の土砂排除等を実施し、町道の安全確保と利便性の向上を図ります。

（狭あい道路拡幅推進事業 等）

※住民サービス工事：小規模で緊急を要する修繕

● ライフライン（上水道）の耐震化

浄水施設や配水管等の布設替えを効率的に行うための、施設整備計画（施設更新計画・水道事業基本計画）を策定し、安心して暮らせる生活環境の創出を図ります。

（浄水場整備事業、老朽管等の更新事業 等）



配水管整備イメージ

出典）函南町資料

● 防災、減災の取組みの推進

・ 自助・共助の取組みの推進

平常時は、ハザードマップによる危険性の把握、非常用持出品等の事前準備や避難所の円滑な開設等が進むように防災出前講座や訓練を通じて、住民や自主防災組織による自助、共助の取組みを推進します。

また、非常時は、住民が早めに避難行動が取れるように、防災行政無線（同時通報無線）や登録制メール配信システム（かなみ安心情報メール）等により、積極的な緊急情報の発信を推進します。

（ハザードマップの更新・周知、防災出前講座の開催、自主防災組織と連携した訓練の実施 等）

・ 公助の取組みの推進

大規模災害の発生に備え、町職員による対応力の向上や防災関係機関との連携を図るため、定期的な訓練を実施するとともに、災害対策本部や指定避難所の設備の適切な充実を図ります。

また、防災行政無線を始めとする防災関連機器の適切な維持管理、更新に努めるとともに、防災倉庫の備蓄品等の適切な維持管理に努め、被災時の教訓を活かした備蓄品の更新、充実を図ります。

（防災行政無線・戸別受信機デジタル化整備事業、指定避難所非常用発電設備・無線設備等維持点検事業 等）

・各戸雨水貯留施設等設置の推進

浸水被害を防止するために、住宅で雨水貯留施設または雨水浸透施設の設置に対して支援を推進します。

（雨水浸透施設・雨水貯留施設設置費補助制度 等）



雨水貯留施設設置イメージ
出典）函南町資料

2 都市機能の誘導施策

2-1 都市機能の誘導に関する基本的な考え方

都市機能の誘導施策とは、都市機能誘導区域内における都市機能の誘導に資する様々な施策を指し、都市機能の整備のほか、周辺の基盤整備をはじめ誘導する都市機能の利用に必要な公共交通や歩行空間の整備等を目指します。

都市計画運用指針では、「都市機能誘導区域内に都市機能の誘導を図るため、財政上、金融上、税制上の支援施策等を立地適正化計画に記載することができ、国等が直接行う施策、国の支援を受けて市町村が行う施策、市町村が独自に講じる施策に大別することができる」とされています。

本町でも人口減少・少子高齢化が進み、今後も進行が見込まれていますが、都市機能誘導区域外においても、一団の住宅地・集落地が多数形成されていることから、強制力や規制的手法を用いて都市機能の誘導を図るのではなく、各地域に立地する都市機能増進施設を原則的に維持することを目指し、段階的に都市機能誘導区域内における拠点機能の向上を検討し、長期的な誘導を図ります。

また、都市機能誘導にあたっては、市街化区域内公共用地の利用を検討するとともに、都市機能誘導施設の周辺環境等に配慮しながら、適切に都市施設等の整備を推進します。

2-2 誘導施策

○都市機能誘導区域への都市機能誘導に資する施策等

【国が行う施策等】

● 税制特例

- ・都市機能誘導区域外から区域内への事業用資産の買換特例
- ・誘導施設とあわせて整備される公共施設等への固定資産税等の課税に関する特例
- ・誘導施設の整備のための土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例

● 金融特例

- ・民間都市開発推進機構による金融支援

【国の支援を受けて町が行う施策等】

● 都市機能の整備

都市拠点における機能集約、活力・魅力の維持及び向上のため、都市機能の誘導・集積を推進します。

（都市構造再編集中支援事業、スマートウェルネス住宅等推進事業 等）

● 都市機能等へのアクセス道路の整備

都市機能へのアクセス性向上や安全で快適な歩行空間を確保するための道路整備を検討します。

（幹線道路整備事業、街路整備事業 等）



出典）都市構造再編集中支援事業＜概要＞
（国土交通省）

【町が独自に行う施策等】

● 公共用地の活用

遊休地を活用した子育て機能、福祉機能の拡充を推進します。また、民間が都市機能誘導区域内に施設を整備する場合には、町が保有する遊休地の活用について検討します。

（保育園幼稚園整備事業、認定こども園整備事業 等）

● 都市機能（誘導施設）整備に対する支援

各拠点に設定されている誘導施設について、民間が都市機能誘導区域内に施設を整備する場合、施設整備費用等に対し、補助金を交付するなどの支援策について検討します。

● 身近な福祉拠点・施設の整備

住民が身近な場所でサービスを受けられるよう、民間福祉法人等にも働きかけて、高齢者のための地域包括支援センター等の計画的な整備を検討します。また、福祉施設の一層の充実を図るため、認知症カフェの運営支援を推進し、既存の公共施設の有効活用や複合的利用について検討します。

（介護保険事業計画 等）

3 届出制度の運用

届出制度は、都市機能誘導区域外における誘導施設の整備や居住誘導区域外における宅地開発等の動きを把握するための制度です。

3-1 都市機能誘導区域内外に係る届出制度

都市機能誘導区域外に誘導施設を整備する場合は、原則として町長への届出が必要となります。(都市再生特別措置法 第 108 条)

また、都市機能誘導区域内において、誘導施設を休止又は廃止する場合は、原則として町長への届出が必要となります。(都市再生特別措置法 第 108 条の 2)

届出は、開発行為等を着手する日、誘導施設を休止・廃止する日の 30 日前までに必要となります。(届出内容を変更する場合も、変更に係る行為に着手する日の 30 日前までに届出が必要です。)

◆届出内容に対する助言・勧告基準の検討

届出内容どおりの開発が行われること、誘導施設が休止・廃止されることで都市機能誘導区域の形成に何らかの支障が生じると判断される場合に、届出した者に対して助言・勧告できる基準の作成を検討します。

また、都市機能誘導区域内の公有地の活用について検討を進めます。

◆勧告基準の検討（例）

○都市機能誘導区域内への誘導施設の立地の妨げとはならないと判断した場合

＞届出をした者に対して、税財政、金融上の支援措置など当該区域内における誘導施設の立地誘導のための施策に関する情報提供等を行うことが考えられる。

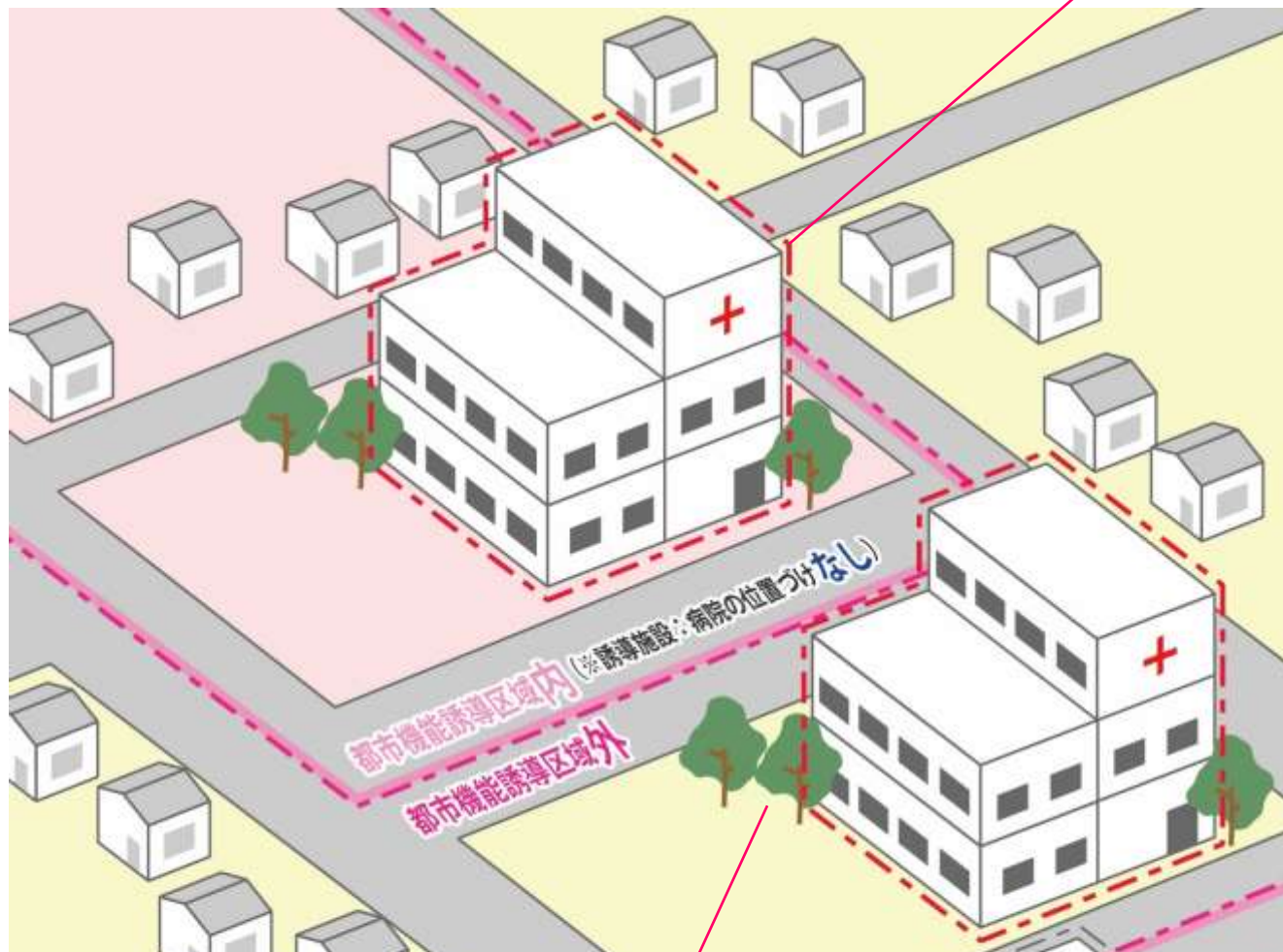
○届出内容どおりの開発行為等が行われた場合、何らかの支障が生じると判断した場合

- ＞開発行為等の規模を縮小するよう調整。
- ＞都市機能誘導区域内の公有地や未利用地において行うよう調整。
- ＞開発行為等自体を中止するよう調整。 等

出典：国土交通省

◆都市機能誘導区域内外の誘導施設の建築における届出の要否例

例：誘導施設に病院の位置づけがない都市機能誘導区域内への病院の建築⇒**届出必要**



例：都市機能誘導区域外への病院の建築⇒**届出必要**



例：誘導施設に病院の位置づけがある都市機能誘導区域内への病院の建築⇒**届出不要**

3-2 居住誘導区域に係る届出制度

【居住誘導区域外における住宅開発等】

居住誘導区域外で3戸以上、または、1,000 m²以上の住宅等に係る開発行為や3戸以上の建築行為を行う場合は、原則として町長への届出が必要となります。（都市再生特別措置法 第88条）

届出は、開発行為等に着手する30日前までに必要となります。（届出内容を変更する場合も、変更に係る行為に着手する日の30日前までに届出が必要です。）

◆届出内容に対する勧告基準の検討

届出内容どおりの開発が行われることで居住誘導区域の形成に何らかの支障が生じると判断される場合に、届出した者に対して勧告できる基準の作成を検討します。

また、居住誘導区域内の公有地の活用について検討を進めます。

◆勧告基準の検討（例）

○居住誘導区域内への居住の誘導の妨げとはならないと判断した場合

➤届出をした者に対して、必要な場合には当該区域内における居住の誘導のための施策に関する情報提供等を行うことが考えられる。

○居住誘導区域内への居住の誘導に対し、何らかの支障が生じると判断した場合

- 開発行為等の規模を縮小するよう調整。
- 当該開発区域が含まれる居住誘導区域外の区域のうち、別の区域において行うよう調整。
- 居住誘導区域内において行うように調整。
- 開発行為等自体を中止するよう調整。 等

出典：国土交通省

◆居住誘導区域外の開発行為・建築等行為における届出の要否例

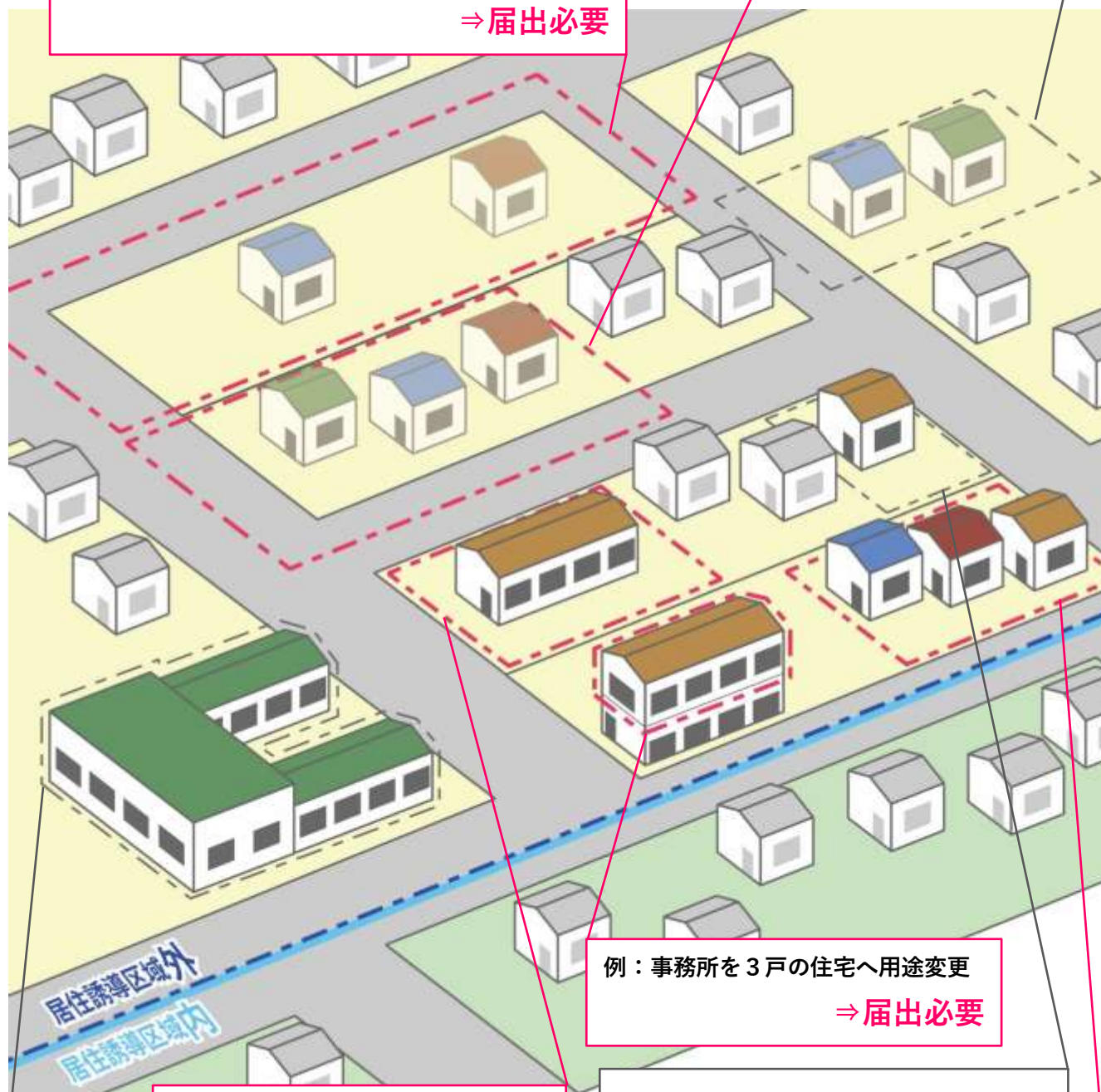
例：2戸の住宅の建築目的で800㎡の開発行為

⇒届出不要

例：3戸の住宅の建築目的の開発行為 ⇒届出必要

例：2戸の住宅の建築目的で1,000㎡の開発行為

⇒届出必要



例：事務所を3戸の住宅へ用途変更

⇒届出必要

例：3戸の共同住宅の建築行為

⇒届出必要

例：1戸の住宅の建築行為 ⇒届出不要

例：老人ホームの建築行為 ⇒届出不要

例：3戸の住宅の建築行為 ⇒届出必要

◆届出の要否の確認表

			居住誘導区域内 かつ 都市機能誘導区域内	居住誘導区域内 かつ 都市機能誘導区域外	居住誘導区域外 かつ 都市機能誘導区域外
住 宅	開 発 行 為	<u>3戸以上</u> の住宅の建築目的の開発行為	不要	不要	必要
		<u>1戸又は2戸</u> の住宅の建築目的の開発行為で、 <u>1,000㎡以上</u> の規模のもの	不要	不要	必要
	建 築 等 行 為	<u>3戸以上</u> の住宅を新築しようとする場合	不要	不要	必要
		建築物を <u>改築</u> し、又は建物の <u>用途を変更</u> して <u>3戸以上</u> の住宅とする場合	不要	不要	必要
誘 導 施 設	開 発 行 為	誘導施設を有する建築物の <u>建築</u> の用に供する目的のもの	不要	必要	必要
	建 築 等 行 為	<u>誘導施設</u> を有する建築物の <u>新築</u> 、もしくは建築物の <u>改築・用途を変更</u> して誘導施設を有する建築物とする場合	不要	必要	必要
	休 廃 止	都市機能誘導区域内で、誘導施設が <u>休止又は、廃止</u> しようとする場合	必要	不要	不要

※住宅とは、戸建て住宅、共同住宅及び長屋等の用に供する建築物をいい、寄宿舍や老人ホームは含みません。

第5章 防災指針

1 防災指針の基本方針

1-1 目的

近年、全国各地で土砂災害や河川堤防の決壊等による浸水などが発生し、生命や財産、社会経済に甚大な被害が生じており、今後も地球温暖化等に伴う気候変動の影響により、自然災害が頻発・激甚化することが懸念されます。このような自然災害、特に洪水、雨水出水（内水）、津波、高潮、土砂災害に対応するため、令和2年6月に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画に「防災指針」が位置付けられたところです。

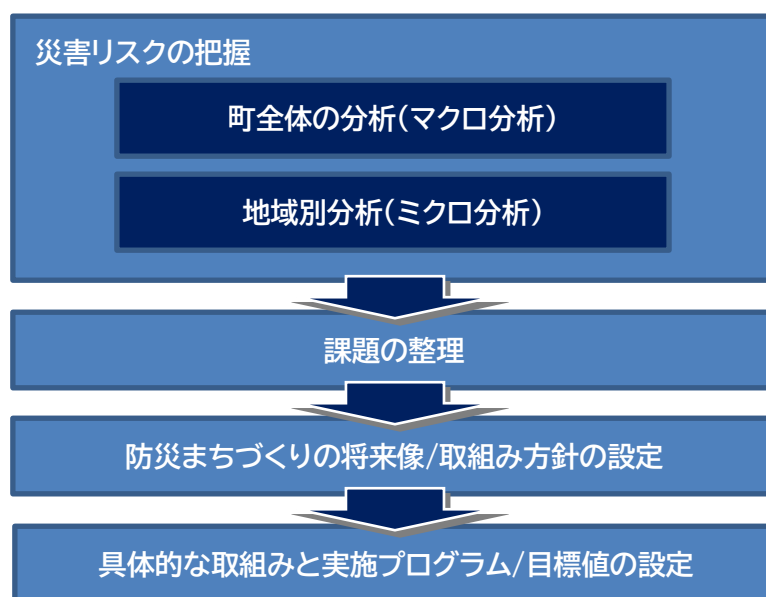
「防災指針」は、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、防災施策との連携強化など、安全なまちづくりに必要な対策を計画的かつ着実に講じるため、立地適正化計画に定めるものです。

1-2 防災指針のイメージ

「防災指針」は、立地適正化計画における居住や都市機能の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針です。そのため、地域防災計画等の各種計画と連携を図りながら、地域の特性を考慮して、策定する必要があります。

本防災指針では、本町の災害リスクを把握するとともに、地域ごとの災害リスクを明確にし、そのリスクを回避・低減するための取組方針等を設定し、河川改修や避難地・避難路の整備・確保といったハード対策、地域の災害リスクに応じた避難体制の構築や災害ハザード情報の提供といったソフト対策、災害リスクを踏まえた土地利用の誘導など、防災対策・安全確保策を「防災指針」として示し、安全・安心の都市づくりにつなげていきます。

◆防災指針策定の流れ



2 本町の災害リスクの把握

2-1 災害ハザード情報等の収集

本町で発生するおそれのある災害として、町又は国、県などから様々な自然災害のリスクを公表しています。これらに関するハザード情報を、下表のとおり、収集・整理します。

表：収集した災害ハザード情報

	資料・データ名		出典等
水 害	狩野川水系＜国管理区間＞ 狩野川・黄瀬川・大場川・来光川・柿沢川・狩野川放水路	洪水浸水想定区域（計画規模※ ¹ ） ※想定降雨量 狩野川・狩野川放水路：1/100 年確率 黄瀬川・大場川・来光川・柿沢川：1/50 年確率	国土交通省 沼津河川 国道事務所
		洪水浸水想定区域（想定最大規模※ ² ） ※想定降雨量は、想定しうる最大規模の降雨として、地域別最大降雨量により設定	
		洪水浸水想定区域（浸水継続時間）	
		家屋倒壊等氾濫想定区域 （河岸侵食、氾濫流）	
	狩野川水系＜県管理区間＞ 黄瀬川・大場川・来光川・柿沢川※・御殿川※・函南冷川※・函南観音川※・堂川※・洞川※・菰山古川※ ※洪水浸水想定区域（想定最大規模）のみ	洪水浸水想定区域（計画規模※ ¹ ）	静岡県
		洪水浸水想定区域（想定最大規模※ ² ）	
		洪水浸水想定区域（浸水継続時間）	
		家屋倒壊等氾濫想定区域 （河岸侵食、氾濫流）	
	内水浸水実績区域（H10、H16、H19、R1）		函南町
	ため池ハザードマップ 3箇所		函南町
土 砂 災 害	土砂災害 防止法	土砂災害（特別）警戒区域 （土石流、急傾斜地の崩壊、地すべり）	静岡県
	砂防 三法※ ³	急傾斜地崩壊危険区域	静岡県
		砂防指定地	静岡県
そ の 他	液状化危険度（南海トラフ巨大地震東側ケース・元禄型関東地震）		静岡県
	大規模盛土造成地 4箇所		静岡県

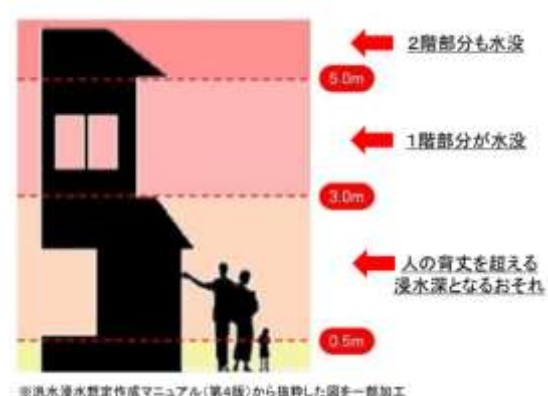
- ※¹ 計画規模：河川改修を行う際の計画規模の降雨量に伴う洪水による想定（概ね 30 年から 50 年に一度発生する降雨量）
- ※² 想定最大規模：想定し得る最大規模の降雨量に伴う洪水による想定（想定される最大規模の降雨量については、①地域ごとの最大降雨量と②1/1000 年確率降雨量を比較し、大きくなる降雨量を適用）
- ※³ 砂防三法：砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律のこと。それぞれの法で、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域を指定し、一定の行為等が制限される。

（参考）国土交通省より、頻度の高い規模の浸水想定を示した【多段階の浸水想定図】【水害リスクマップ】が公表されているが、より被害が大きい計画規模、想定最大規模の浸水想定を対象として、リスク分析を行っている。

◆（参考）災害ハザード情報について

●浸水深と人的被害のリスクの関係

浸水深 5 m	一般的な家屋の2階が水没
浸水深 3 m	一般的な家屋の1階が水没 (2階床下部分に相当)
浸水深 0.5 m	浸水深が0.5 m以上(膝丈程度)になると、殆どの人が避難困難



●浸水継続時間

浸水深が50cmになってから50cmを下回るまでの時間の最大値

なお、浸水継続時間については、各家庭における飲料水や食料等の備蓄の目安は、3日以内の家庭が多いと推察されている。(参考：立地適正化計画作成の手引(令和4年4月改訂) P146)

●家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)

洪水時の氾濫流により、家屋が流出・倒壊するおそれがある範囲

●家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)

洪水時の河岸侵食により、家屋が流出・倒壊するおそれがある範囲

家屋倒壊氾濫想定区域について

◆洪水時に**家屋倒壊の危険がある箇所**については、**早期の立退き避難が必要となるため、住民等が自らの判断で適切な避難を行えるよう**家屋倒壊等氾濫想定区域図を公表します。

家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)
堤防決壊に伴う激しい流れによる家屋の流失、深い浸水に伴い家屋にかかる力が增大して倒壊が想定される区域

家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)
河岸侵食に伴う家屋の基礎を支える地盤の流失が想定される区域

出典：静岡県公式ホームページ(河川防災局)

●土砂災害に関する災害ハザード情報について

土砂災害（特別）警戒区域、土砂災害危険箇所、砂防三法指定区域のちがい

「土砂災害警戒区域等マップ」で確認できる「土砂災害（特別）警戒区域」、「土砂災害危険箇所（土石流危険渓流・地すべり危険箇所・急傾斜地崩壊危険箇所）」、「砂防三法指定区域（砂防指定地・地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域）」の違いは以下のとおりです。

区域名	土砂災害（特別）警戒区域	土砂災害危険箇所 (土石流危険渓流・地すべり危険箇所・急傾斜地崩壊危険箇所)	砂防三法指定区域 (砂防指定地・地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域)
根拠	「土砂災害警戒区域等における土砂災害対策の推進に関する法律」 (平成13年4月1日施行)	建設省砂防課長通達 (昭和41年10月14日)	砂防指定地…「砂防法」 (明治30年3月30日) 地すべり防止区域…「地すべり等防止法」 (昭和33年3月31日) 急傾斜地崩壊危険区域…「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」 (昭和44年7月1日)
目的	- 土砂災害のおそれのある箇所の周知 - 警戒避難体制の整備による土砂災害からの住民の生命及び身体保護 - 危険箇所への新規住宅等の立地抑制	- 土地利用等の社会的変化や土砂災害の実態把握 - 危険箇所の周知	- ハード対策（砂防堤などの整備） - 区域内の一定の行為制限（下記）
調査方法	2千5百分の1の地形図により机上抽出 - 現場踏査により調査対象箇所を確定 - 調査対象箇所の地形の現地計測 - 地質、保全対象等の現地確認	2万5千分の1の地形図により机上抽出 - 地形、地質、保全対象等の現地確認	砂防関係施設の設置が必要な範囲を調査・検討
義務・制限	【土砂災害特別警戒区域内】 - 特定開発行為に対する許可制 - 建築物の構造規制、移転勧告 - くわしくはこちら 【土砂災害警戒区域内】 - 宅地建物取引業者は、不動産取引時の重要事項説明 - 要配慮者利用施設管理者は、避難確保計画の作成、避難訓練の実施	なし	土地の掘削、立木の伐採等、土砂災害を誘発する行為の制限 くわしくはこちら

出典）東京都建設局 WEB サイト

●急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりの違い

急傾斜地の崩壊		地中に浸み込んだ水分が土の中に溜まり、雨や地震をきっかけに一気に斜面が崩れ落ちることをいいます。 急傾斜地の崩壊はいきなり発生するので、人家付近で起きると逃げるのが難しく、被害者の割合も高くなります。
土石流		集中豪雨や長雨などによって、山や川の石や土砂が一気に下流に向けて押し流されることをいいます。 規模によってその流れの速さは違いますが、20～40km/hという速度で一瞬にして人家や畑などを崩壊させてしまいます。
地すべり		斜面の一部分、あるいは全部が、地下水の影響と重力によりゆっくりと斜面の下方に移動していくことをいいます。 範囲が広く移動する土砂の量が大きいため、大きな被害を及ぼす場合があります。一度動き出すと、これを完全に停止させることは非常に困難です。

出典）函南町防災マップ

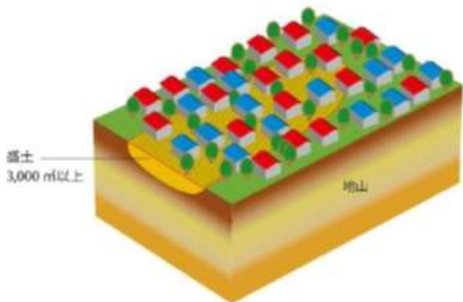
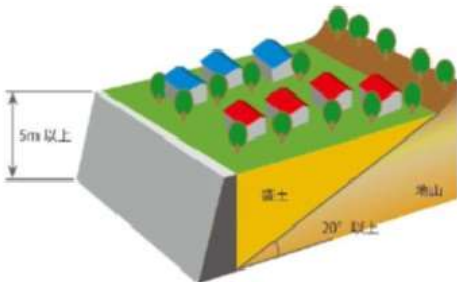
●液状化危険度

静岡県第4次地震被害想定※で、本町への影響が最大となる地震として、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する南海トラフ巨大地震（M9程度、東側ケース）と相模トラフ沿いで発生する元禄型関東地震（M8.2程度）の震度分布図に基づき、示された震度の時に、水を十分に含んだ緩い砂地盤が強い地震で激しく揺すられた際に起こる地域の液状化の可能性を表したもの

※静岡県第4次地震被害想定：東日本大震災を教訓とし、国が実施した南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえ、静岡県が策定した被害想定（平成25年6月・11月公表）

●大規模盛土造成地

平成7年の兵庫県南部地震（阪神・淡路大地震）や平成16年の新潟中越地震などでは、大規模に谷や沢を盛土した造成地で滑動崩落が発生し、住宅が流出するなど被害が発生したことから、平成18年度に宅地造成等規制法の改正に伴い、以下の2つの造成地について「大規模盛土造成地」と定義し、町内に分布する大規模盛土造成地を調査し公表することにより、宅地所有者等に対して身近な大規模盛土造成地の存在を知っていただくとともに、防災意識を高めていただくことを主な目的としたもの

谷埋め型大規模盛土造成地	腹付け型大規模盛土造成地
谷を埋め立てた造成宅地で盛土の面積が3,000m²以上のもの 	傾斜地に盛土した造成宅地で、盛土をする前の地盤の傾斜が20度以上、かつ盛土の高さが5m以上のもの 

出典：静岡県公式ホームページ（建築安全推進課）

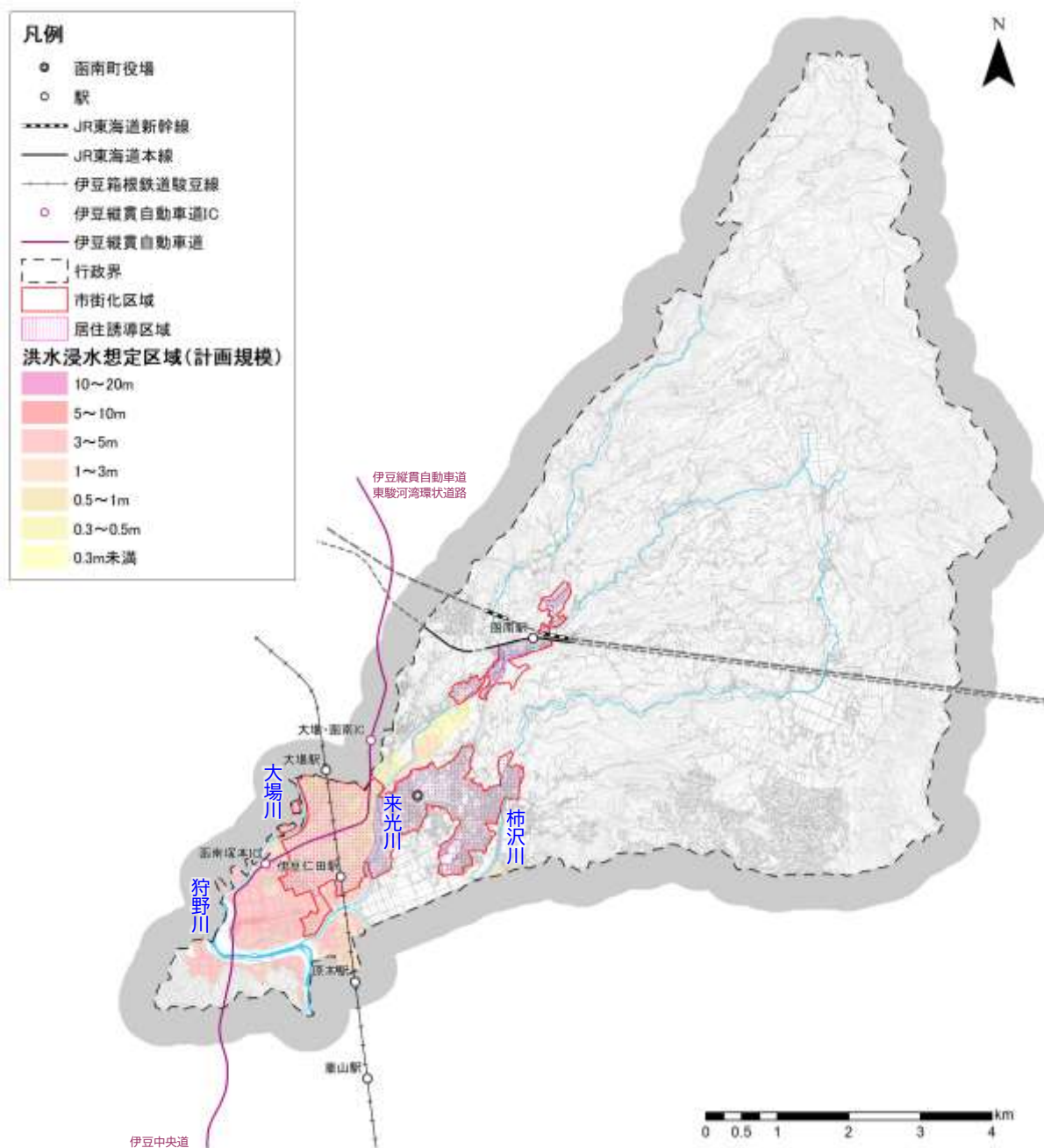
2-2 災害ハザード情報の整理

(1) 水害

●洪水浸水想定区域〔浸水深〕

狩野川などの氾濫により、南西部の市街地の広範囲が浸水すると想定されています。

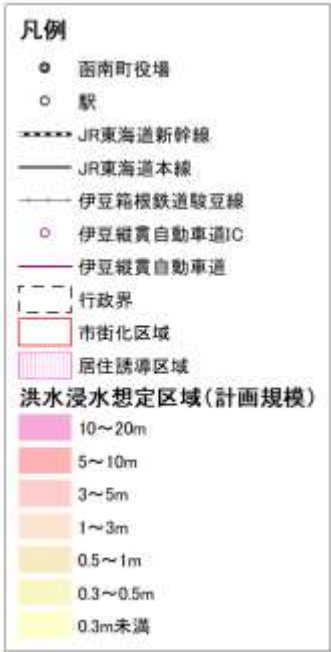
計画規模の洪水では、概ね来光川より西側で、家屋や農地の浸水被害や避難の遅れ等による人的被害が発生する危険性があります。また、狩野川沿いの市街化調整区域には、垂直避難が困難となる浸水深3m以上の区域もみられます。



出典) 国土交通省沼津河川国道事務所、静岡県

図 洪水浸水想定区域(計画規模)

【拡大図】

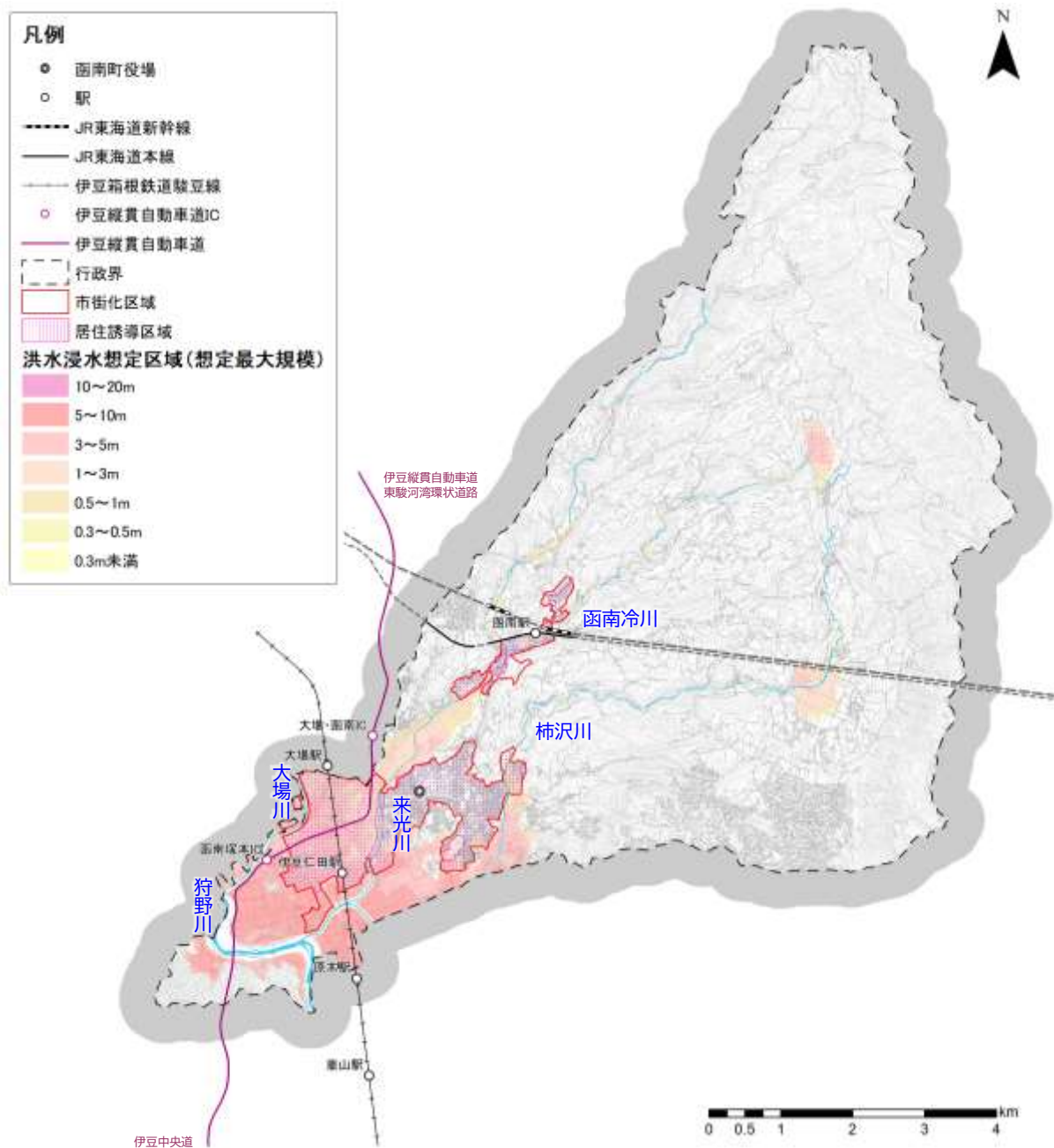


出典) 国土交通省沼津河川国道事務所、静岡県

図 洪水浸水想定区域（計画規模）

想定最大規模の洪水では、来光川の東側にも浸水想定区域が広がり、垂直避難が困難となる浸水深3 m以上の区域が市街化区域内にもみられます。

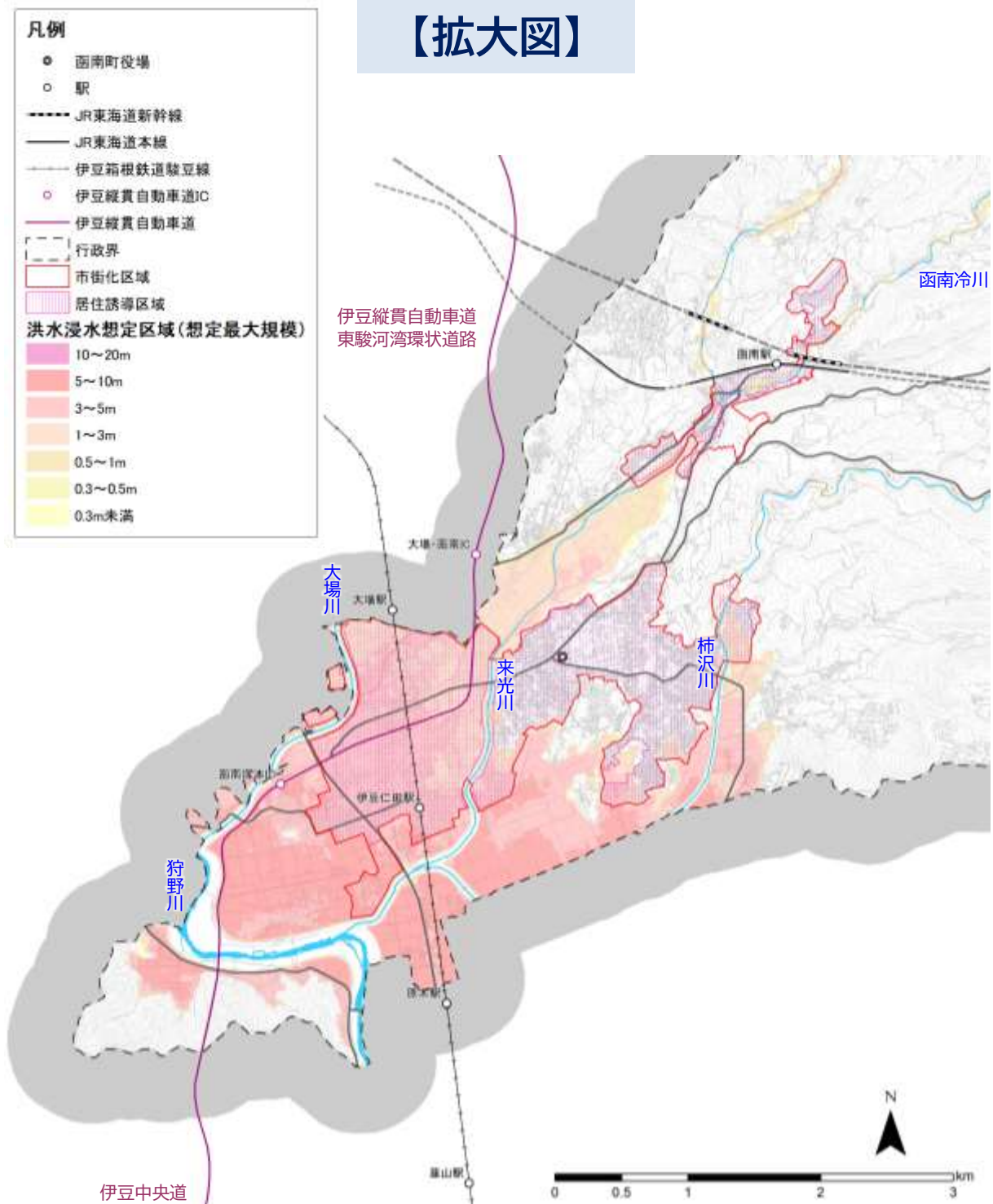
また、柿沢川や函南冷川などの各河川の上流でも、集落地や農地で浸水被害が発生する危険性があります。



出典) 国土交通省沼津河川国道事務所、静岡県

図 洪水浸水想定区域〔浸水深〕(想定最大規模)

【拡大図】

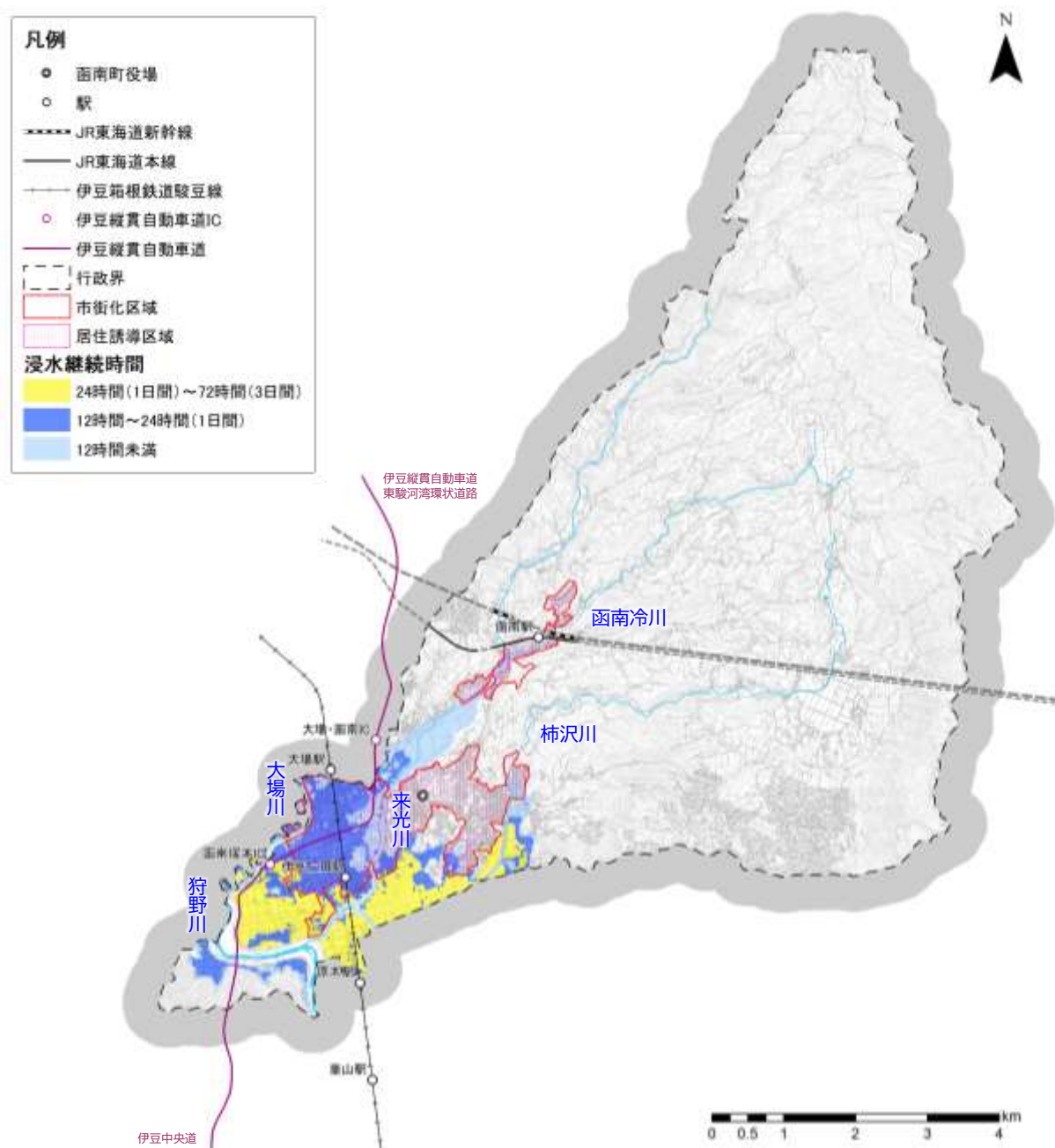


出典) 国土交通省沼津河川国道事務所、静岡県

図 洪水浸水想定区域 (想定最大規模)

●洪水浸水想定区域〔浸水継続時間〕

想定最大規模の洪水が発生した場合の浸水継続時間については、個人備蓄の目安である 72 時間（3 日間）を超えて浸水する区域はみられませんが、市街化調整区域には浸水継続時間が 24 時間（1 日間）～72 時間（3 日間）の区域が広がっており、町内の河川下流域に位置する集落が長期間孤立する危険性があります。

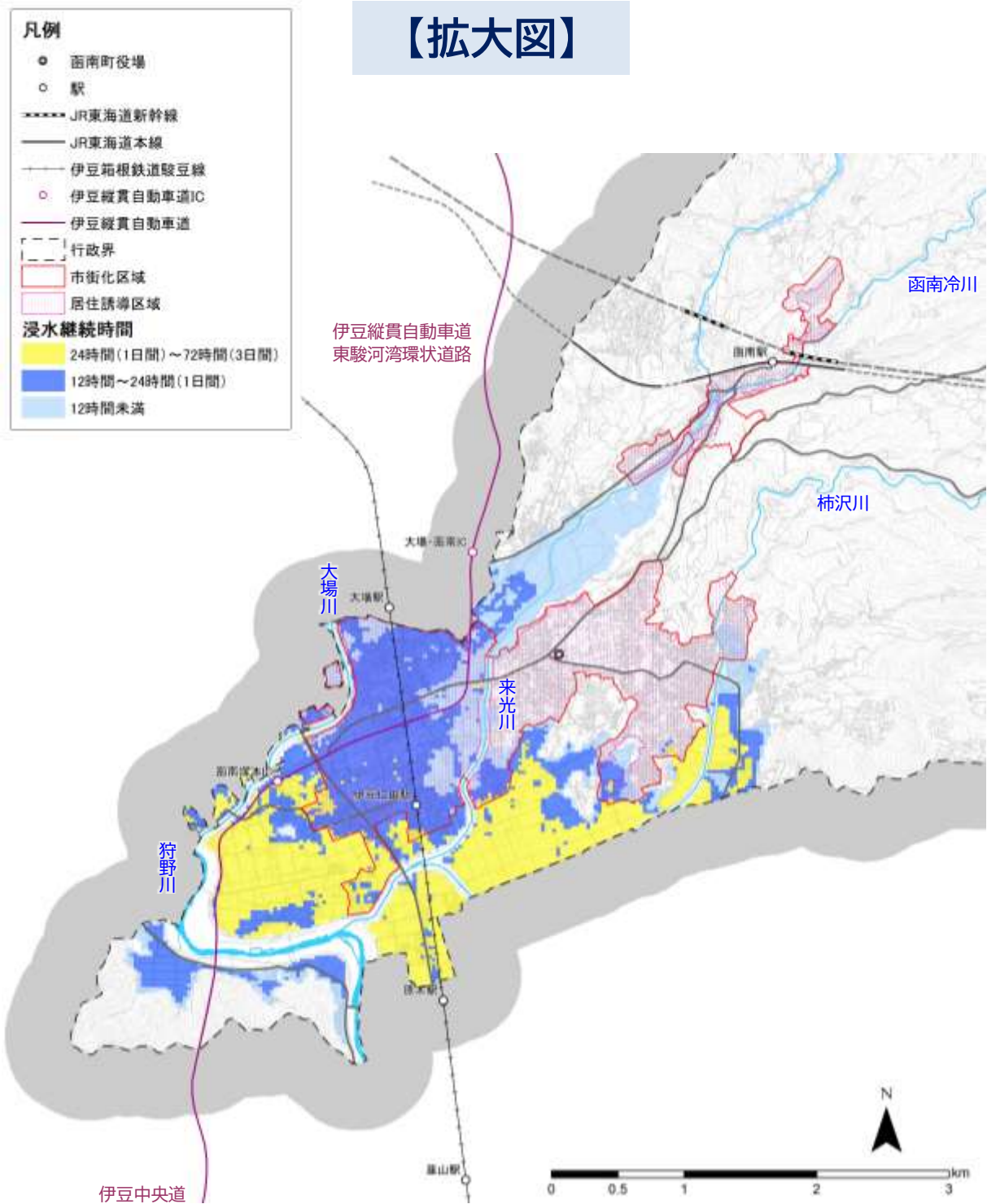


※対象河川：狩野川・黄瀬川・大場川・来光川・柿沢川（国管理区間のみ）・狩野川放水路

出典）国土交通省沼津河川国道事務所、静岡県

図 洪水浸水想定区域〔浸水継続時間〕（想定最大規模）

【拡大図】



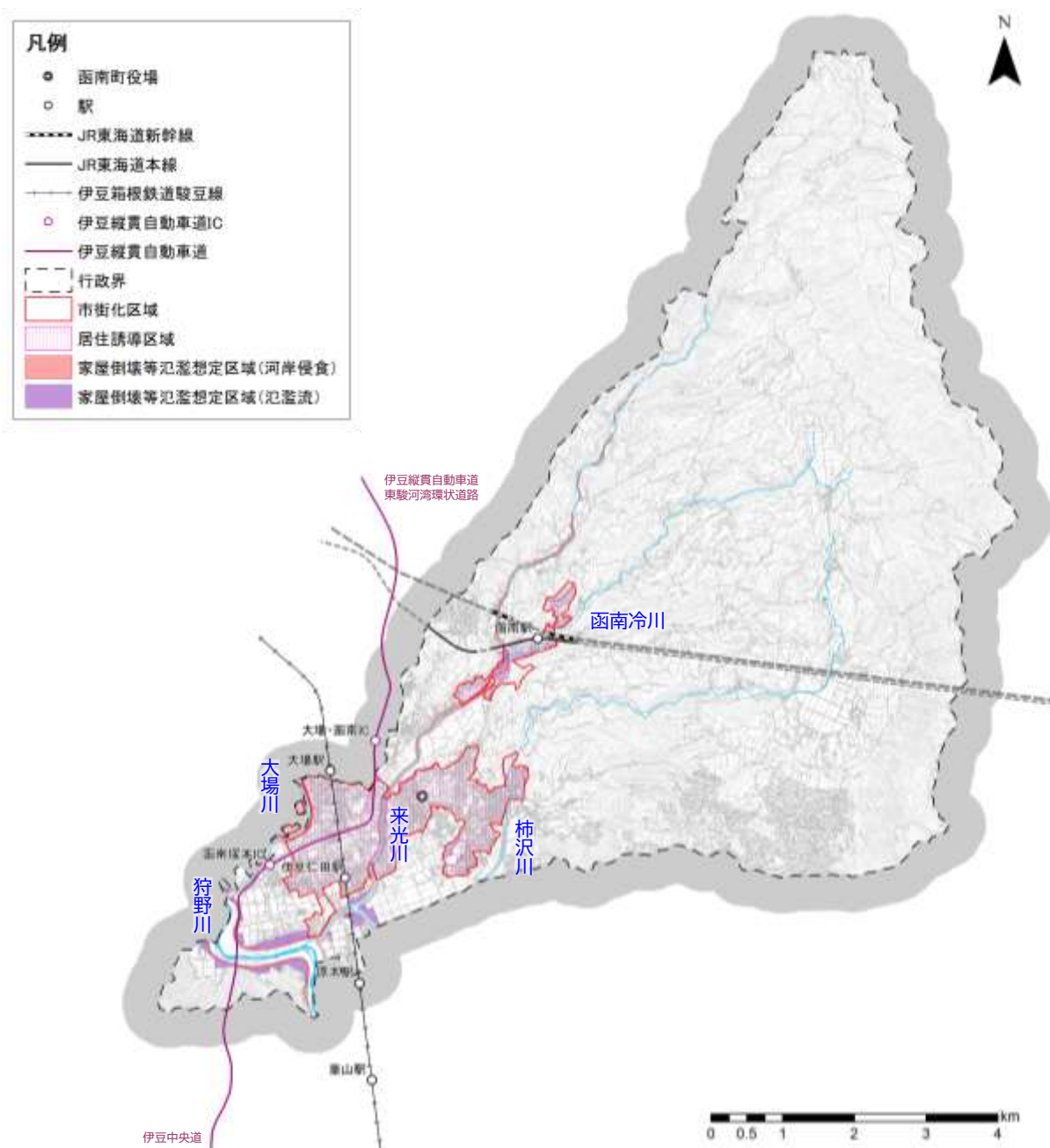
※対象河川：狩野川・黄瀬川・大場川・来光川・柿沢川（国管理区間のみ）・狩野川放水路

出典）国土交通省沼津河川国道事務所、静岡県

図 洪水浸水想定区域〔浸水継続時間〕（想定最大規模）

●家屋倒壊等氾濫想定区域〔河岸侵食、氾濫流〕

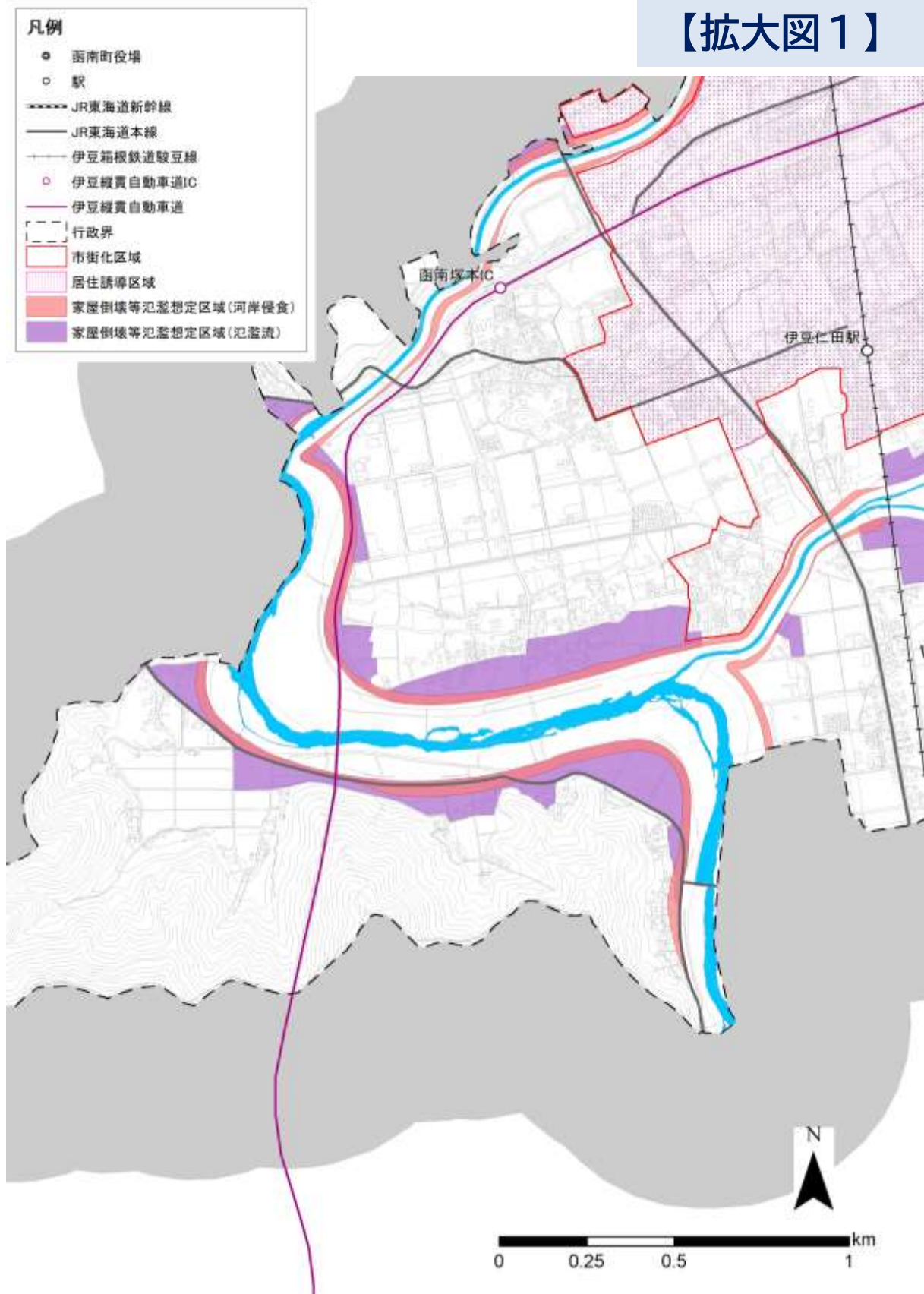
狩野川・大場川・来光川の河川沿いに、河岸侵食や氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域が指定されています。これらの区域では、家屋の倒壊や流出といった甚大な被害が発生する危険性があります。



出典) 国土交通省沼津河川国道事務所、静岡県

図 家屋倒壊等氾濫想定区域〔河岸侵食、氾濫流〕

【拡大図1】



出典) 国土交通省沼津河川国道事務所、静岡県

図 家屋倒壊等氾濫想定区域〔河岸侵食、氾濫流〕【狩野川周辺】

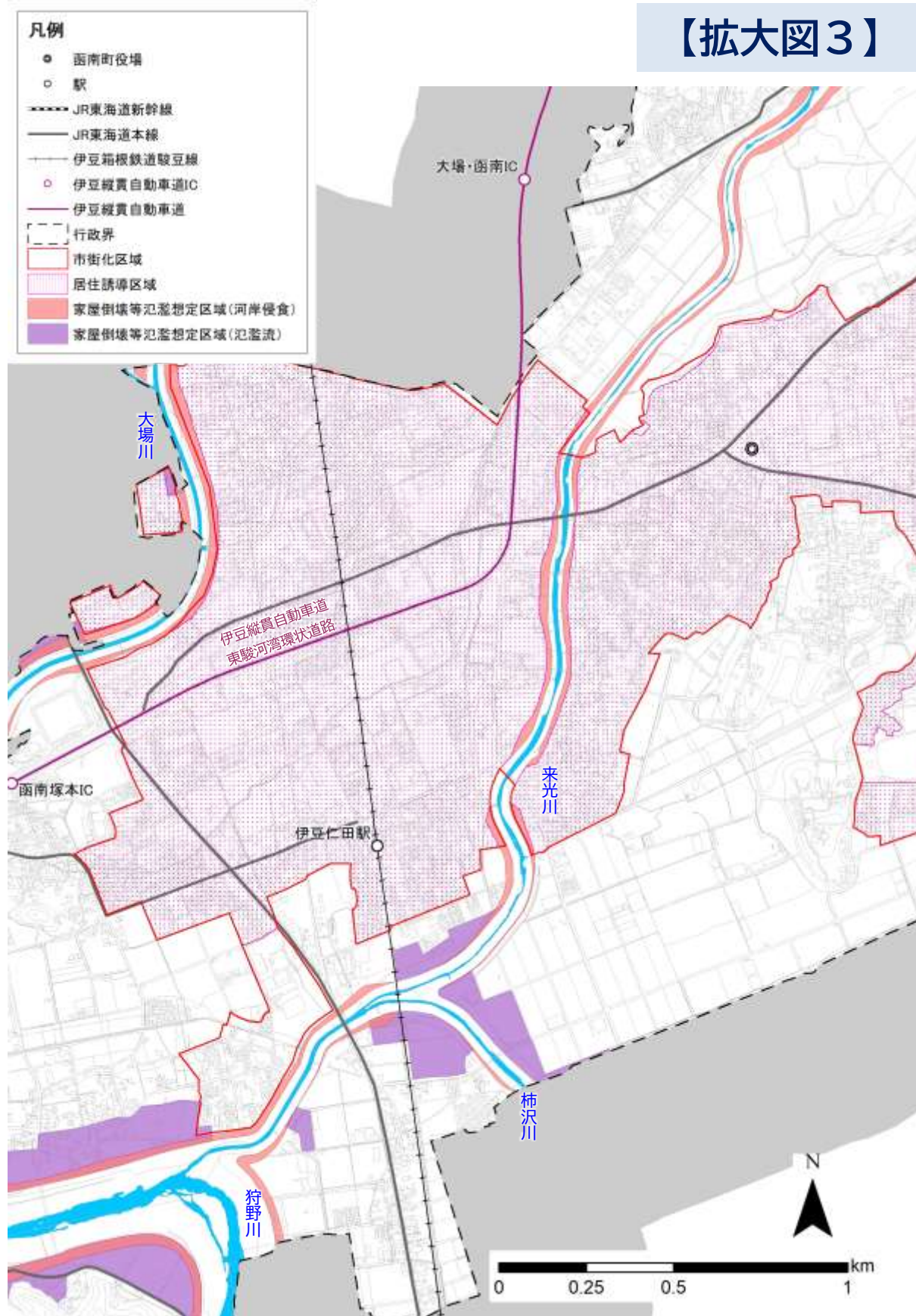
【拡大図2】



出典) 国土交通省沼津河川国道事務所、静岡県

図 家屋倒壊等氾濫想定区域〔河岸侵食、氾濫流〕【大場川周辺】

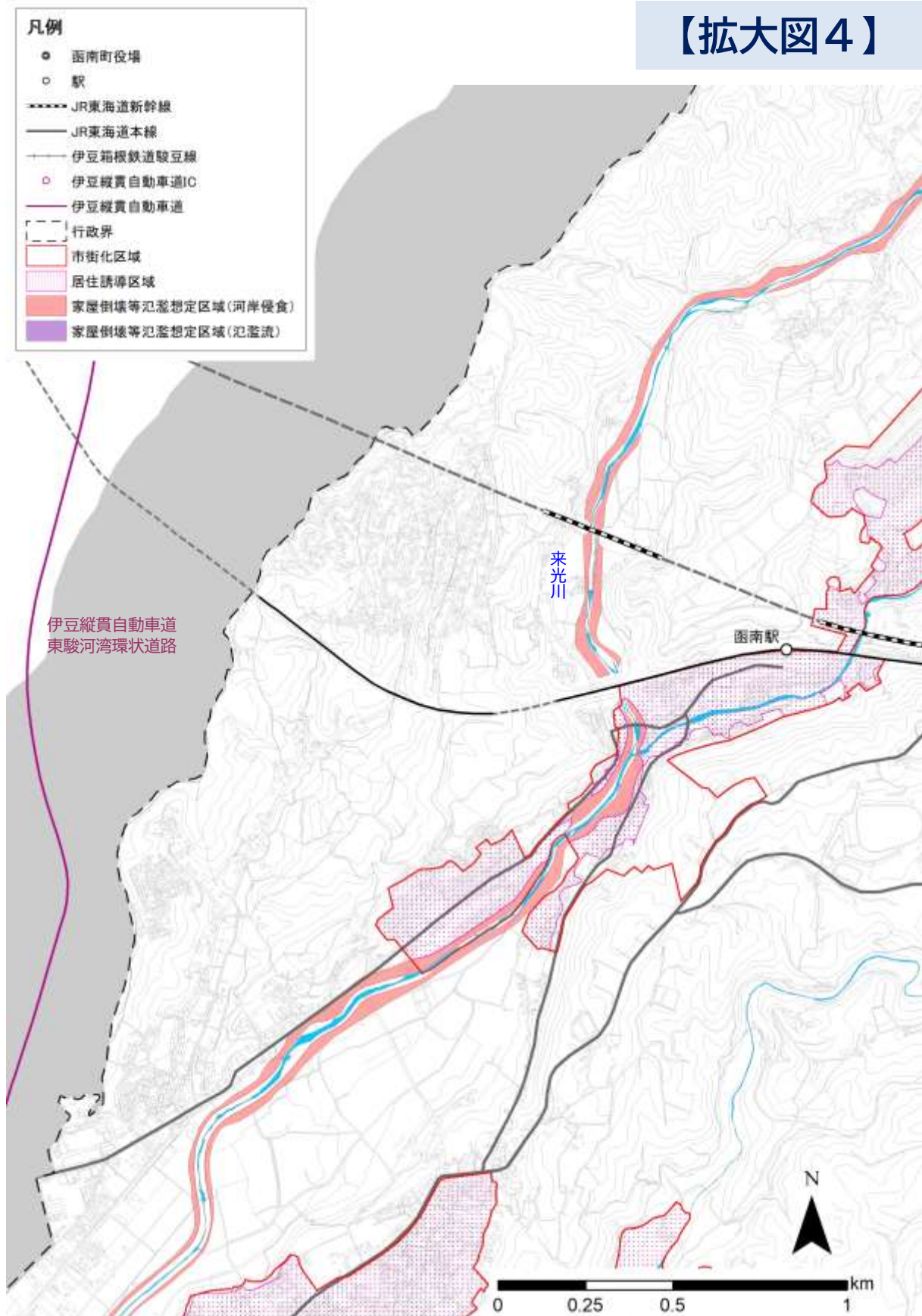
【拡大図3】



出典) 国土交通省沼津河川国道事務所、静岡県

図 家屋倒壊等氾濫想定区域 [河岸侵食、氾濫流] 【来光川・柿沢川周辺】

【拡大図4】



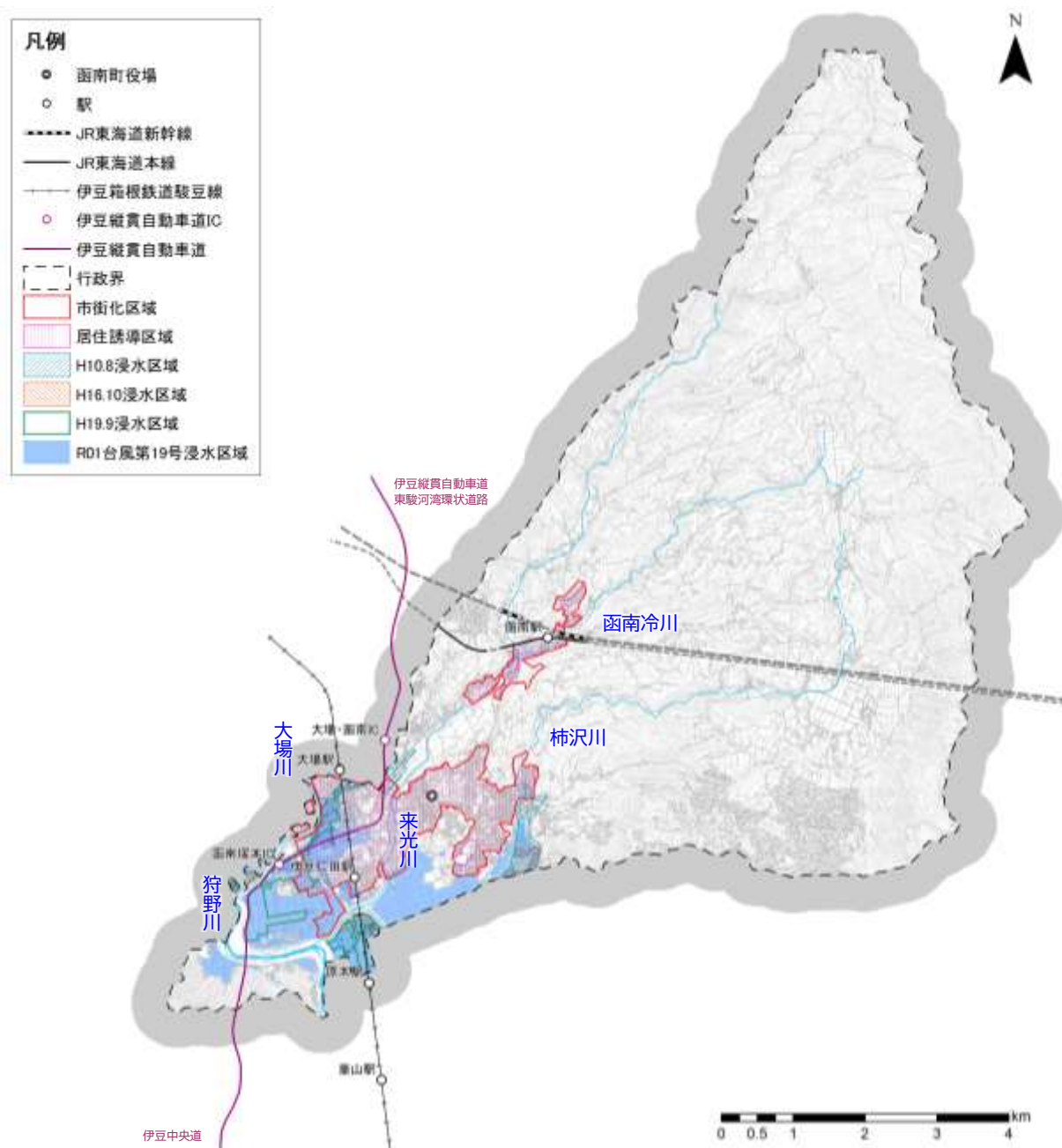
出典) 国土交通省沼津河川国道事務所、静岡県

図 家屋倒壊等氾濫想定区域〔河岸侵食、氾濫流〕【来光川周辺】

●内水浸水実績区域

過去の内水氾濫による浸水実績区域をみると、令和元年東日本台風（台風第19号）による被害が大きく、南西部の広範囲が浸水被害を受けました。

これまでに内水氾濫により被害を受けた区域は、想定最大規模の浸水想定区域と概ね同じ区域となっており、水害が発生する危険性が高い区域であると考えられます。

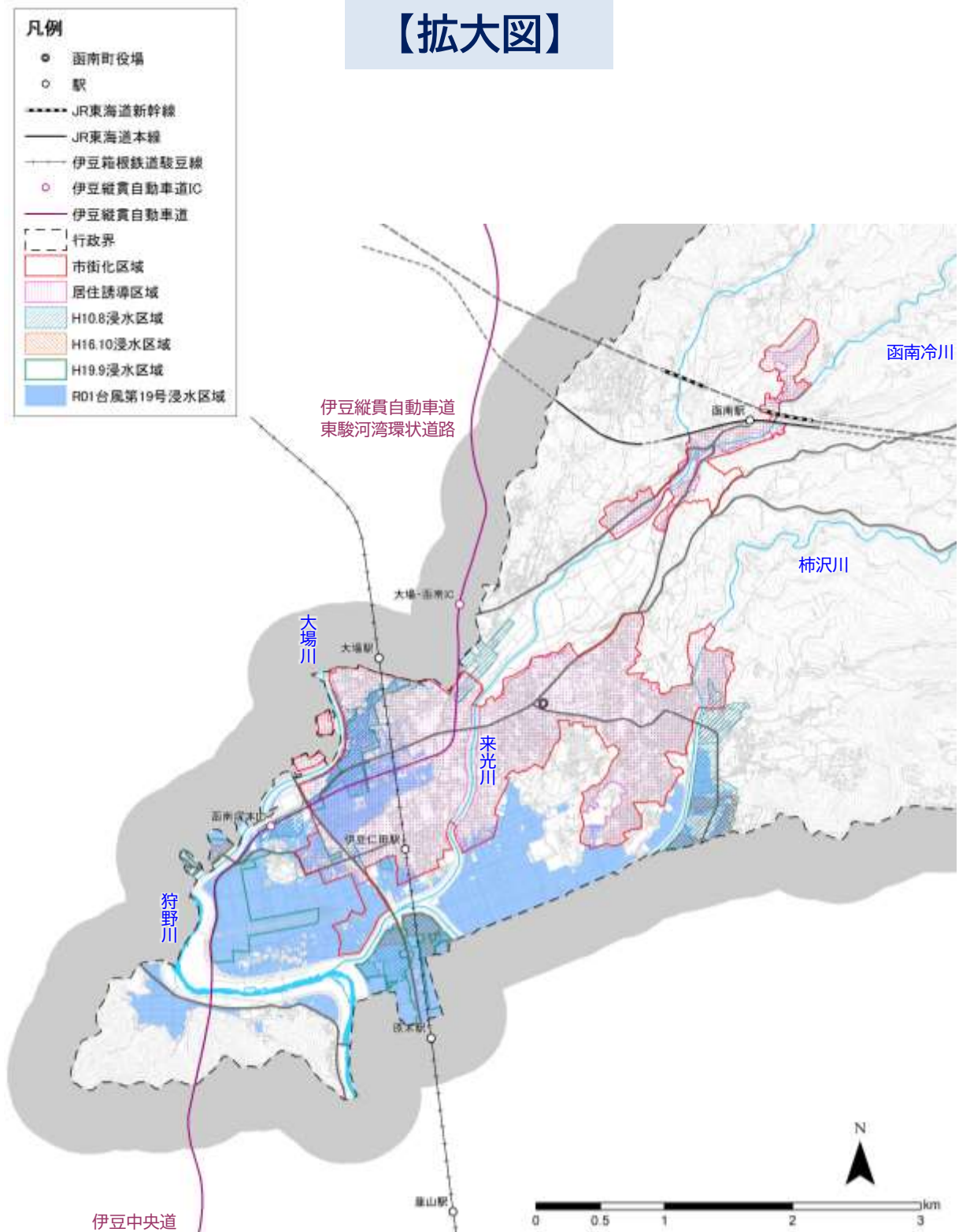


出典) 函南町

図 内水浸水実績区域（H10、H16、H19、R1）

※浸水被害の範囲については、浸水被害箇所の浸水痕跡深さ（高さ）を国土地理院の基盤地図に重ね合わせた推定の浸水範囲となります。国土地理院の基盤地図の高さは、現地と完全には一致しないため、実際の浸水範囲及び深さ（高さ）とは異なる場合があります。

【拡大図】



出典) 函南町

図 内水浸水実績区域 (H10、H16、H19、R1)

※浸水被害の範囲については、浸水被害箇所の浸水痕跡深さ（高さ）を国土地理院の基盤地図に重ね合わせた推定の浸水範囲となります。国土地理院の基盤地図の高さは、現地と完全には一致しないため、実際の浸水範囲及び深さ（高さ）とは異なる場合があります。

●ため池ハザードマップ

本町には、3か所のため池があり、大雨や大規模地震などにより、決壊するおそれがあります。ため池が決壊する恐れのある場合または決壊した場合に迅速かつ安全に避難するための参考資料として「ため池ハザードマップ」を作成しています。ため池の周辺においては、大雨や大規模地震などの気象情報を入手し、早めの避難が必要です。

各ため池の地震・豪雨耐性評価を行った結果、牧場池は令和6年度に、柏谷池は令和9年度に、豪雨耐性緊急防災工事計画に基づき豪雨対策を実施する予定となっています。なお、軽井沢池は対策済となっています。



出典）函南町防災マップ

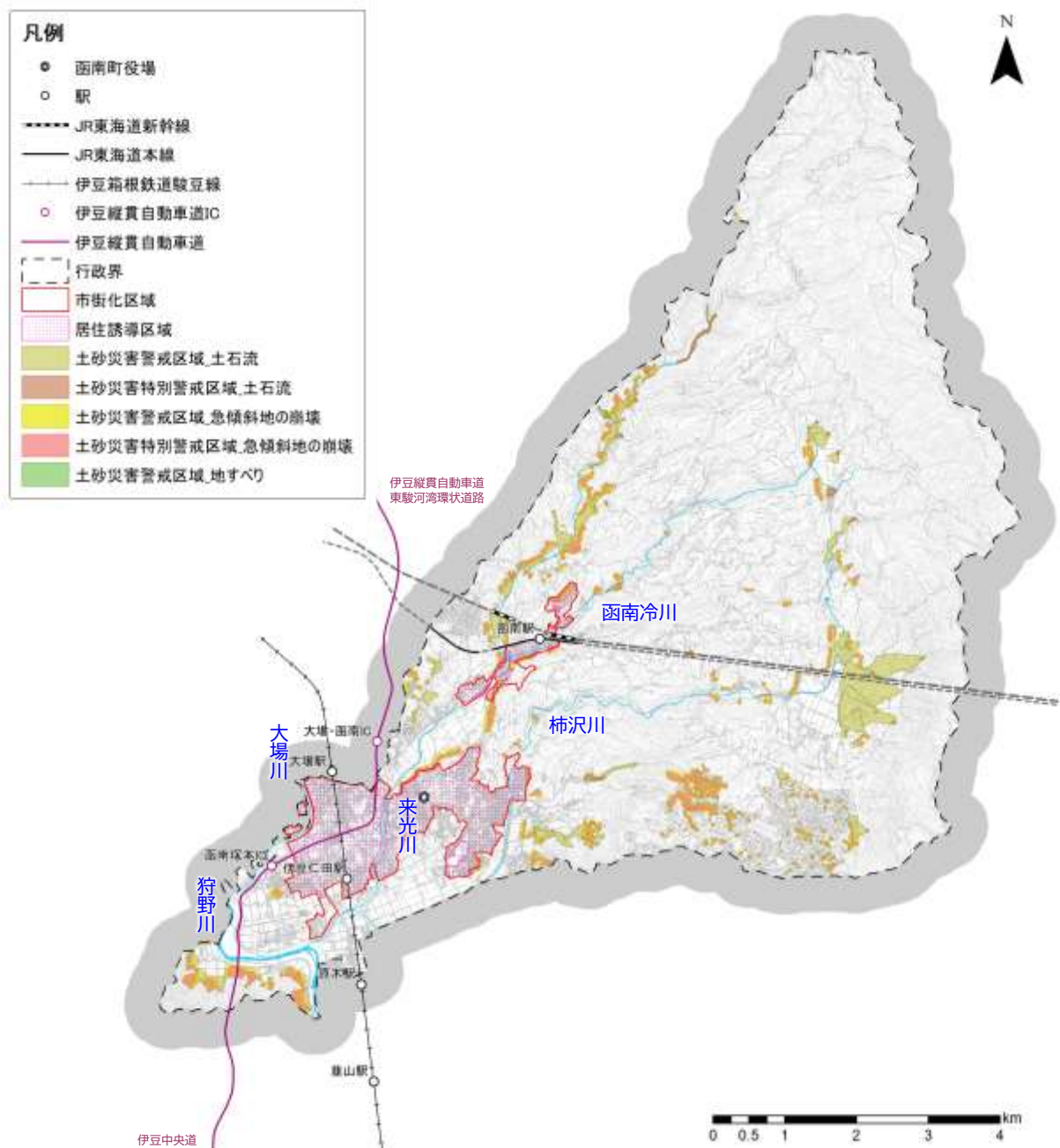
図 ため池ハザードマップ【柏谷池（居住誘導区域外）】

（２）土砂災害

●土砂災害（特別）警戒区域

北部や東部を中心に土砂災害（特別）警戒区域が多く指定されており、各地で人的被害や建物被害のほか、幹線道路の被災による交通途絶などが発生する危険性があります。

函南駅や函南町役場周辺では、市街化区域内やその周辺の市街化調整区域にも点在しており、人口が多い住宅地への被害が発生する危険性があります。

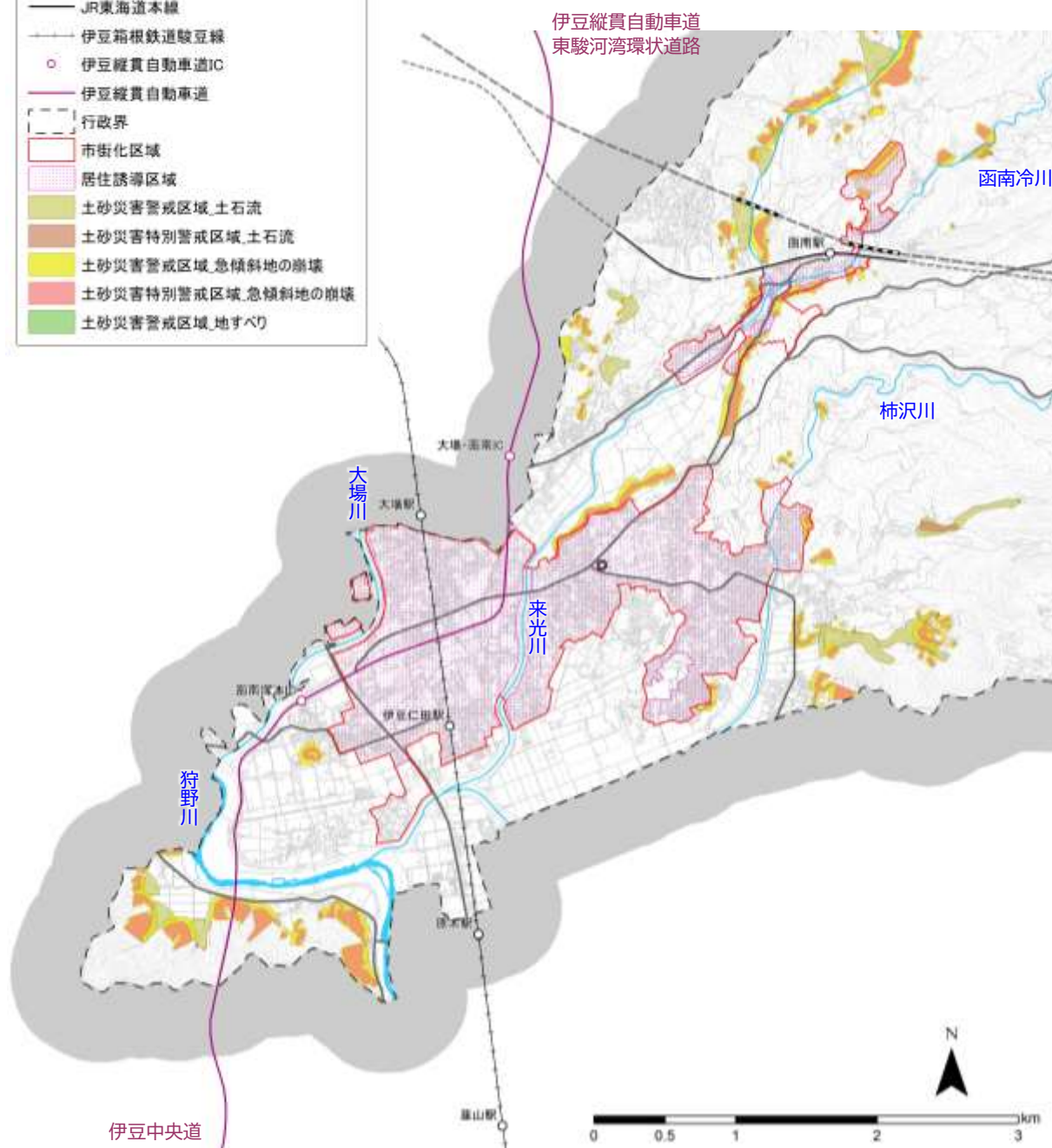


出典）静岡県

図 土砂災害（特別）警戒区域



【拡大図】



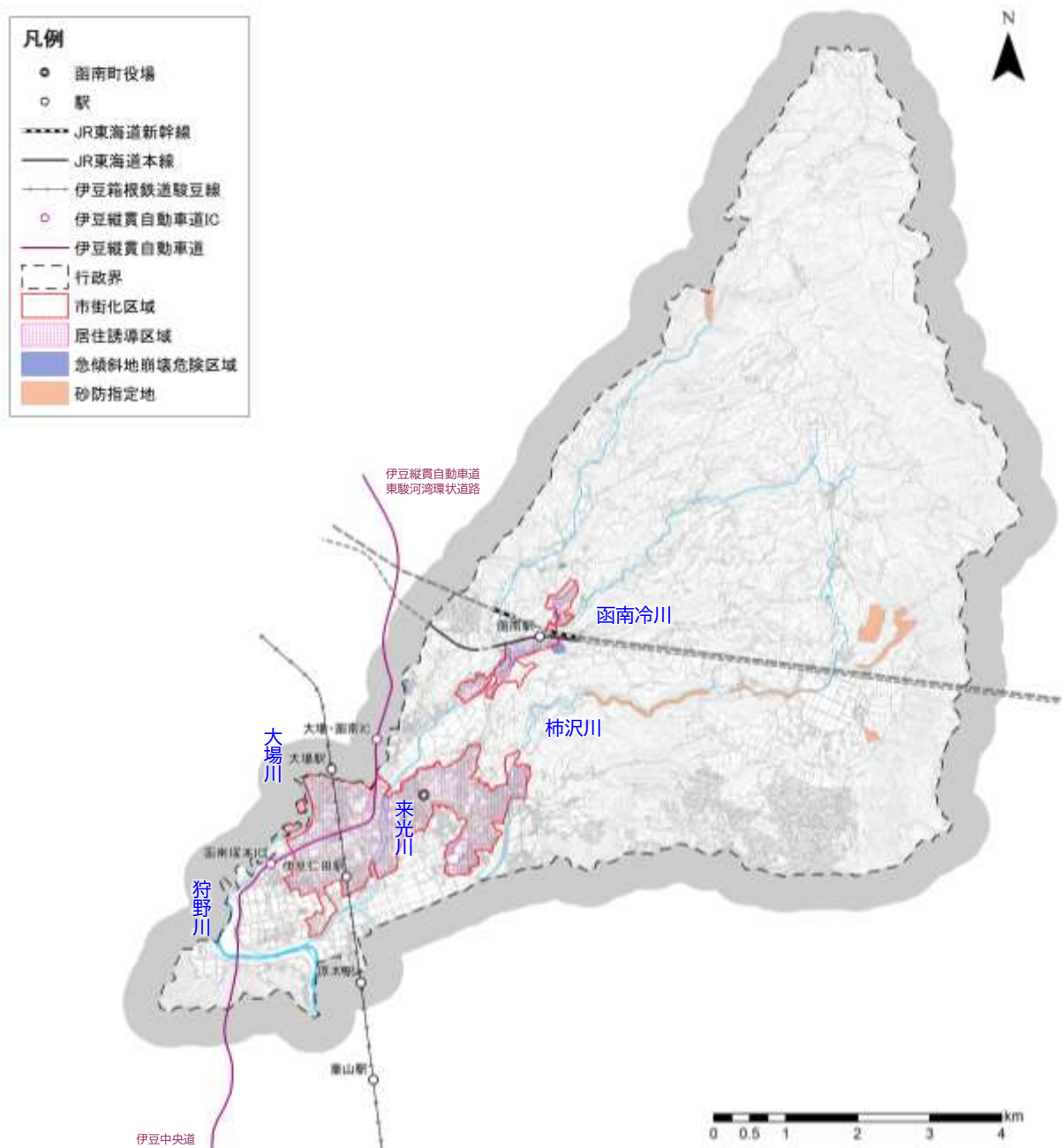
出典) 静岡県

図 土砂災害（特別）警戒区域

●砂防三法区域（急傾斜地崩壊危険区域・砂防指定地）

急傾斜地崩壊危険区域は、函南駅周辺に多く指定されており、住宅地への被害が発生する危険性があります。

砂防指定地は、来光川上流部や柿沢川中流部の各河川沿いに指定されています。



出典) 静岡県

図 砂防三法区域（急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地）

【拡大図】

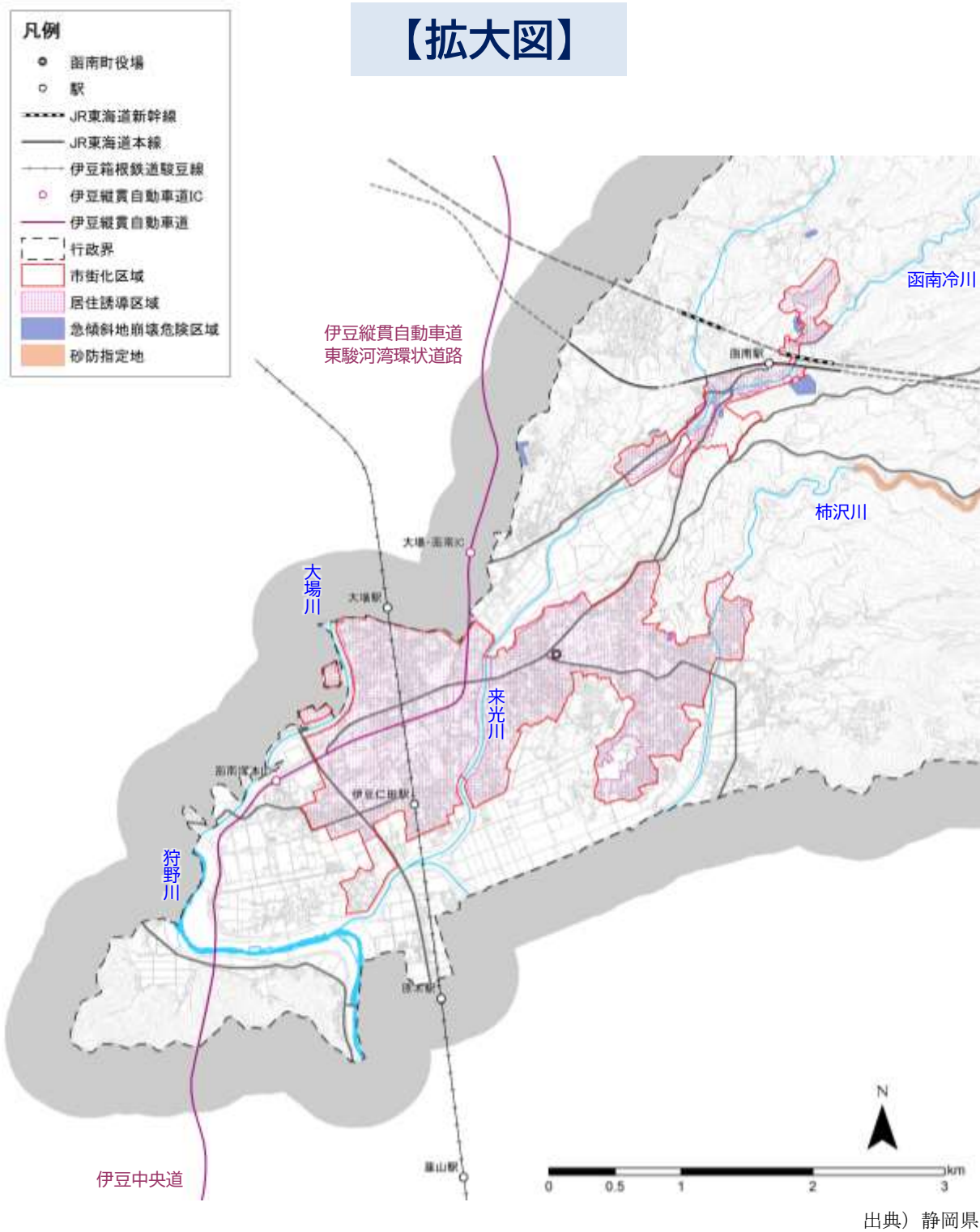
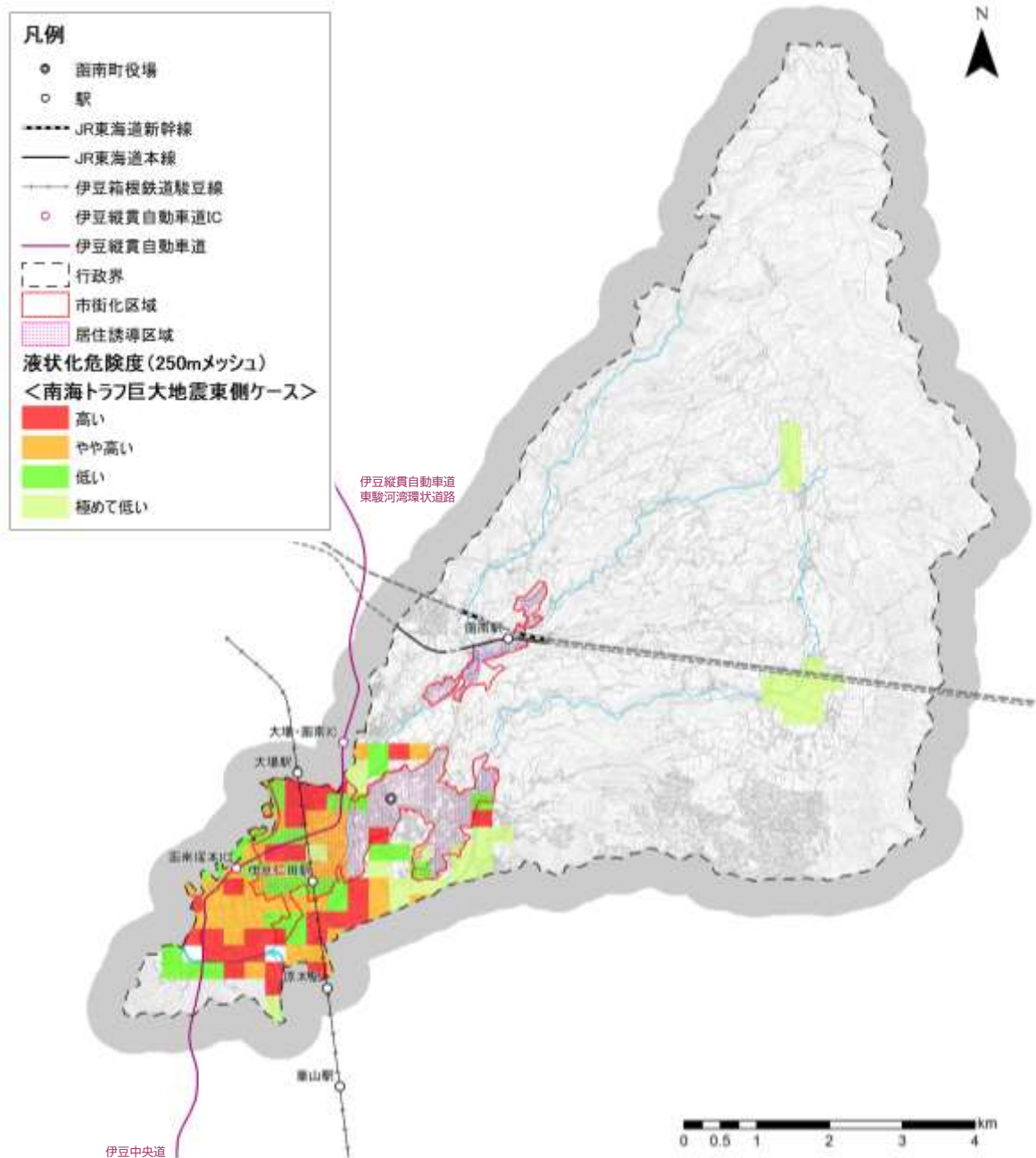


図 砂防三法区域（急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地）

(3) その他

●液状化危険度（南海トラフ巨大地震東側ケース・元禄型関東地震）

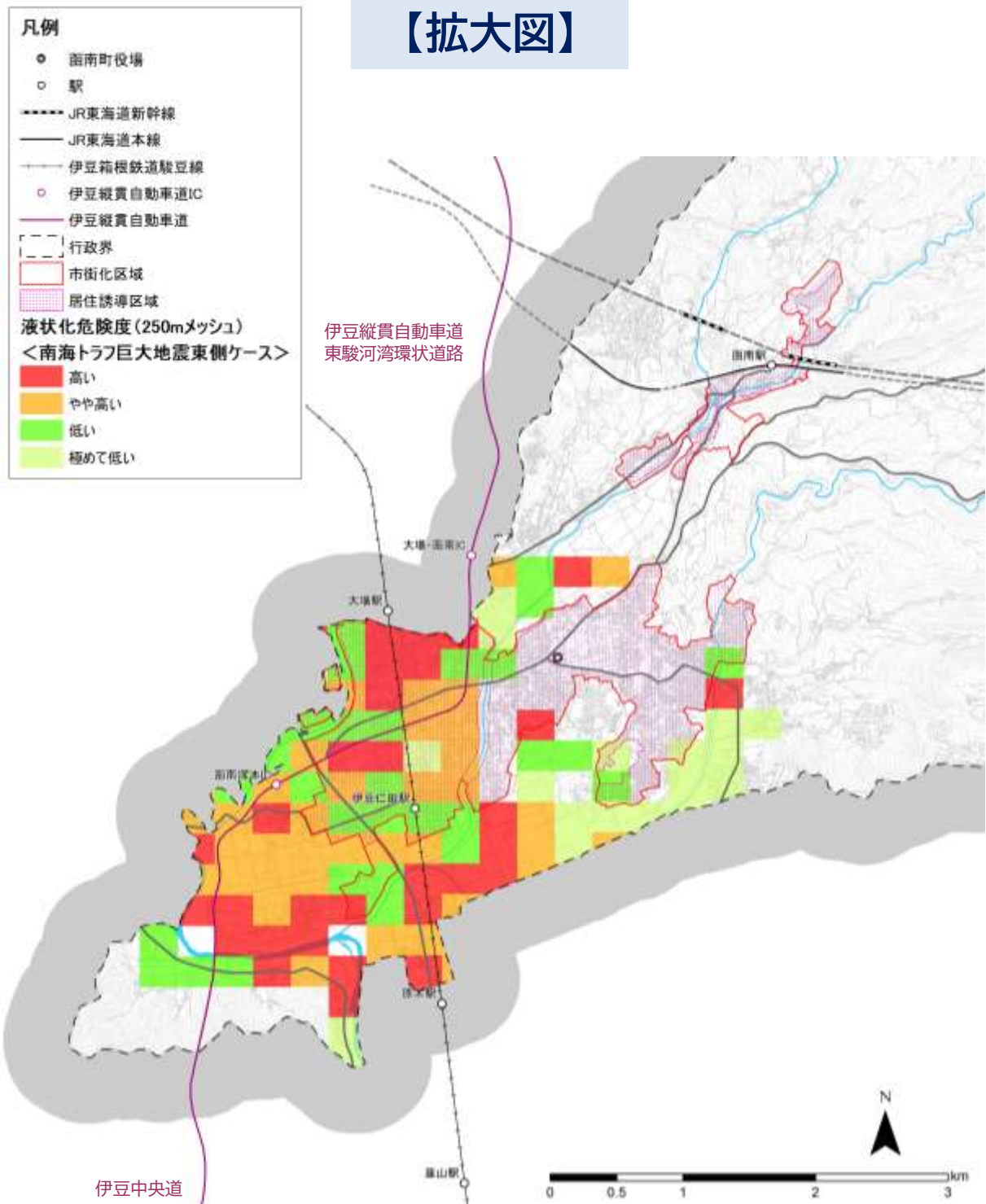
南西部の市街地の広範囲で、液状化が発生する危険性が高いと想定されています。特に、伊豆箱根鉄道駿豆線沿線で高く、家屋の損壊のほか、道路やライフラインへの被害が発生する危険性が高い状況です。



出典) 静岡県

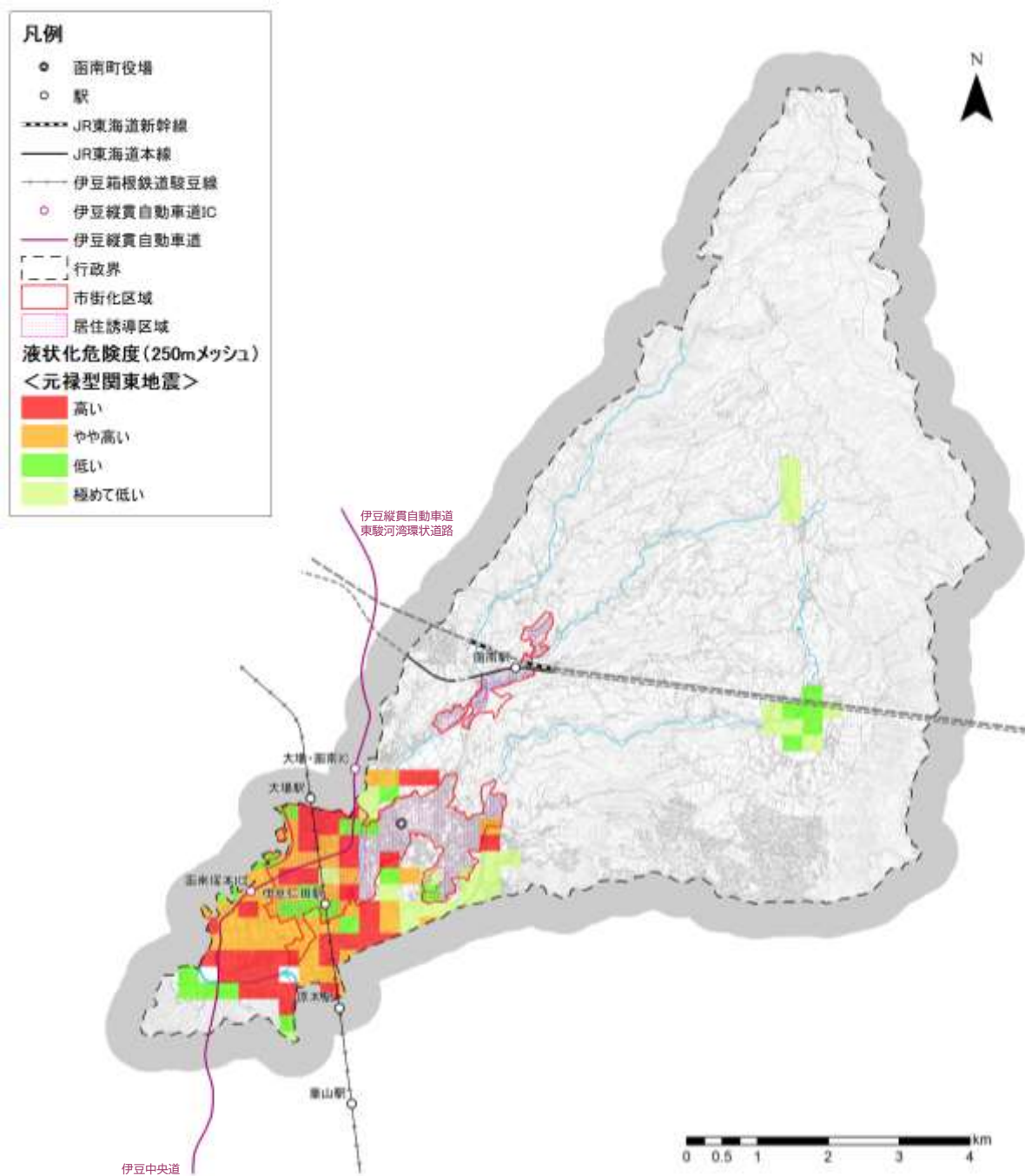
図 液状化危険度（南海トラフ巨大地震東側ケース）

【拡大図】



出典) 静岡県

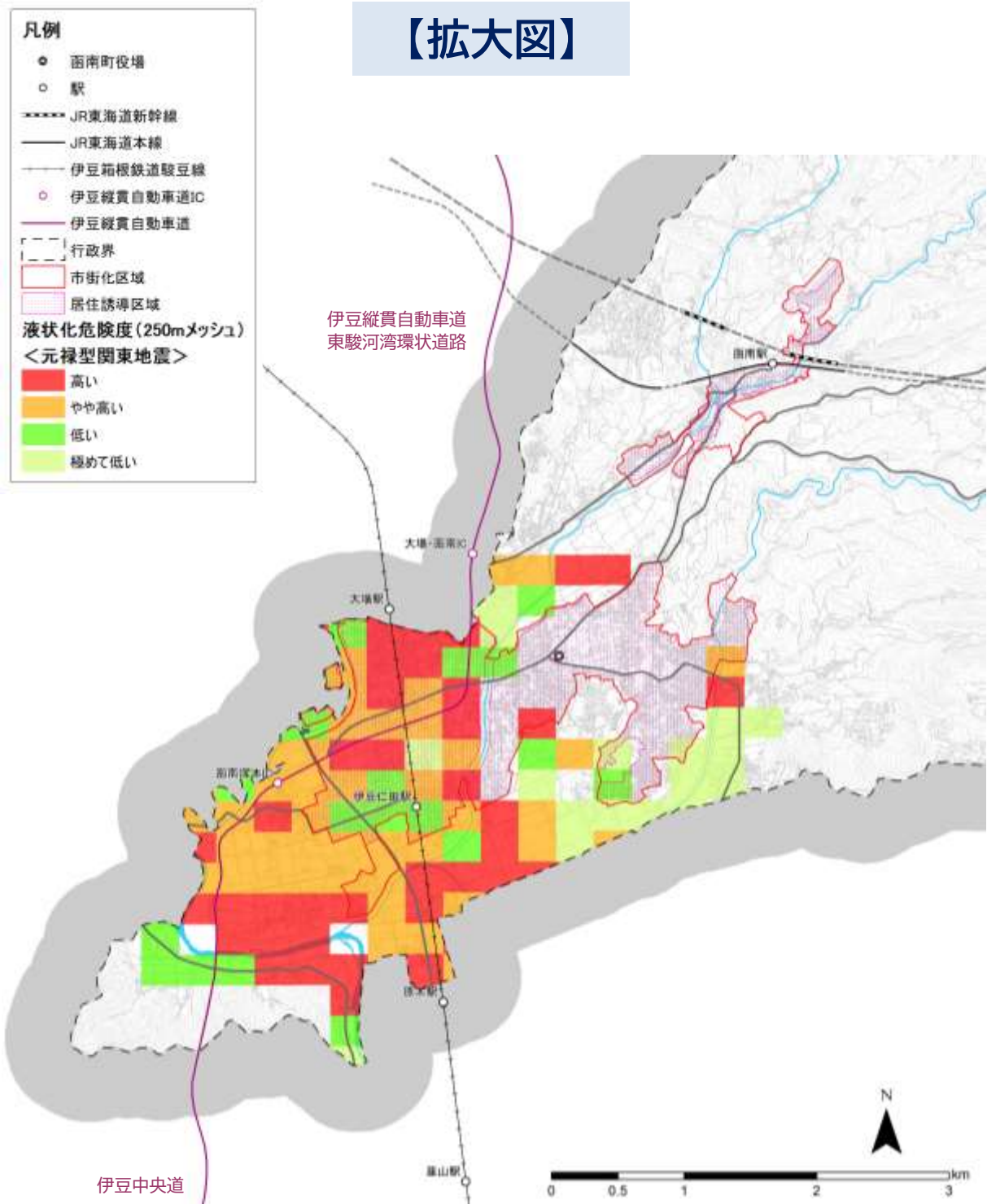
図 液状化危険度(南海トラフ巨大地震東側ケース)



出典) 静岡県

図 液状化危険度(元禄型関東地震)

【拡大図】



出典) 静岡県

図 液状化危険度（元禄型関東地震）

●大規模盛土造成地

町内には、4箇所の大規模盛土造成地があります。大規模地震発生時において滑動崩落等の被害が発生した盛土造成地の実態を踏まえて、安全性を確認すべき盛土を示したもので、直ちに危険性のある盛土造成地を示したものではありません。

今後、大規模盛土造成地については、基礎調査を実施し、安全性の把握に努めることを検討しています。

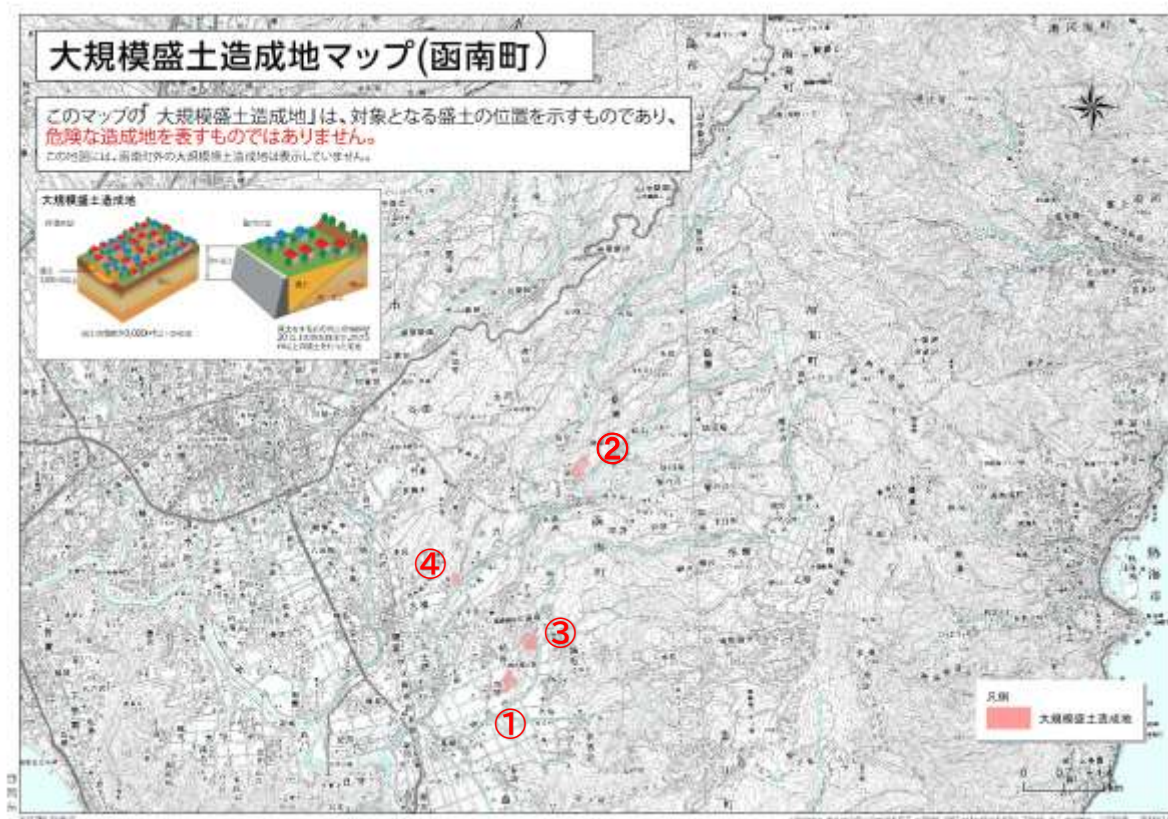


図 大規模盛土造成地（位置図）

【詳細図①】

柏谷地内
(居住誘導区域内/都市
機能誘導区域外)



【詳細図②】

桑原地内
(一部居住誘導区域内/
都市機能誘導区域外)



【詳細図③】

柏谷地内
(居住誘導区域内/都市
機能誘導区域外)



【詳細図④】

上沢地内
(居住誘導区域外)



3 災害危険度の把握

3-1 災害危険度の把握にあたっての考え方

災害ハザード情報と各種都市情報等を重ね合わせ、災害危険度の把握を行います。

分析対象範囲は、災害ハザード情報等の整理結果を踏まえ、各種災害が発生する危険性が高い南西部の市街地（主に居住誘導区域）を対象とします。

分析項目は、防災に関する具体的な取組みのあり方を想定し、災害のレベルに応じて次頁に示す項目により分析します。

◆分析の視点

①甚大な人的被害の発生

- ・発生を防止すべき甚大な被害への取組みを検討する観点から、水害は想定最大規模、土砂災害は土砂災害特別警戒区域等（レッドゾーン）で分析します。

<想定される取組み>

- ・危険区域からの移転、居住抑制
- ・居住誘導区域からの除外
- ・河川の整備、排水施設の整備・強化、雨水貯留浸透施設の整備
- ・土砂災害対策施設の整備
- ・住宅の浸水対策等の促進

②避難誘導体制の不備

- ・被害軽減に資する現実的な取組みを検討する観点から、水害は発生頻度の高い計画規模、土砂災害は土砂災害警戒区域（イエローゾーン）で分析します。

<想定される取組み>

- ・防災意識の向上
（ハザードマップや浸水深標識による周知、防災訓練の強化、個人備蓄の促進）
- ・避難誘導体制の強化
（避難所の拡充、避難路の整備、避難誘導の強化（特に要配慮者）、備蓄の強化）

③災害応急対策への支障

- ・災害発生時の現実的な取組みを検討する観点から、水害は計画規模、土砂災害は土砂災害警戒区域（イエローゾーン）で分析します。

<想定される取組み>

- ・防災施設の整備
（庁舎等の機能強化、情報伝達手段の強化）
- ・応急復旧体制の強化
（緊急輸送道路の整備、道路啓開体制の強化、孤立地域対策の充実）

表 災害危険度の分析項目							
	災害ハザード	重ね合わせ項目	分析の視点 ①甚大な人的被害の発生 ②避難誘導体制の不備 ③災害応急対策への支障				備考
			①	②	③	分析内容	
水害	洪水浸水想定区域 (計画規模) ＋内水浸水実績区域 (H10、H16、H19、R1)	・人口（令和２年度国勢調査 250m メッシュ） ・要配慮者利用施設 （学校、医療施設、福祉施設、保育園・幼稚園等） ・指定避難所及び避難所誘致圏（500m※）		○		・早期避難が必要な要配慮者利用施設の把握 ・指定避難所の不足等が発生する危険性の把握	※高齢者等の標準的な避難可能距離より 500mに設定 （参考：津波避難対策推進マニュアル検討会報告書（P23））
	洪水浸水想定区域 (計画規模： 概ね 1/50 ～1/100 年)	・指定避難所 ・防災関連施設（庁舎等）		○	○	・垂直避難が困難な地域の把握 （浸水深 3 m以上の浸水範囲※） ・避指定難所や防災関連施設の機能低下が発生する危険性の把握	※２階床下浸水が発生する浸水深の目安 （参考：立地適正化計画作成の手引（P145））
	洪水浸水想定区域 (想定最大規模： 概ね 1/1, 000 年)	・人口（令和２年度国勢調査 250m メッシュ）	○			・木造家屋の倒壊等により甚大な人的被害が発生する危険性がある地域の把握 （浸水深 3 m以上の浸水範囲※ ¹ ） ・避難の遅れ等により甚大な人的被害が発生する危険性がある地域の把握 （浸水深 0. 5m以上の浸水範囲※ ² ）	※1 木造家屋の倒壊が発生するおそれのある浸水深の目安 （参考：立地適正化計画作成の手引（P146）） ※2 避難が困難になる可能性のある浸水深の目安 （参考：立地適正化計画作成の手引（P145））
	洪水浸水想定区域 (浸水継続時間)	・指定避難所 ・防災関連施設（庁舎等） ・幹線道路（緊急輸送道路等）		○	○	・長期※浸水により、指定避難所や防災関連施設が孤立し、機能の低下が発生する危険性の把握 ・長期※浸水により、交通途絶が発生する危険性の把握	※個別備蓄の目安となる 72 時間（３日間） （参考：立地適正化計画作成の手引（P145）） 結果：72 時間（３日）以上の浸水継続期間の区域は存在しない。
	家屋倒壊等 氾濫想定区域 (河岸侵食・氾濫流)	・人口（令和２年度国勢調査 250m メッシュ） ・要配慮者利用施設 （学校、医療施設、福祉施設、保育園・幼稚園等） ・指定避難所 ・防災関連施設（庁舎等）	○	○		・河岸侵食や氾濫流により、家屋等が倒壊・流出し、甚大な人的被害が発生する危険性のある地域の把握 ・河岸侵食や氾濫流により、指定避難所や防災関連施設の機能低下が発生する危険性の把握	
土砂災害	土砂災害特別警戒区域 急傾斜地崩壊危険区域	・人口（令和２年度国勢調査 250m メッシュ）	○			・土砂災害により甚大な人的被害が発生する危険性のある地域の把握	
	土砂災害警戒区域	・要配慮者利用施設 （学校、医療施設、福祉施設、保育園・幼稚園等） ・指定避難所 ・防災関連施設（庁舎等） ・幹線道路（緊急輸送道路等）		○	○	・早期避難が必要な要配慮者利用施設の把握 ・土砂災害により、指定避難所や防災関連施設が被災し、機能の低下が発生する危険性の把握 ・土砂災害により、交通途絶が発生する危険性の把握	
その他	液状化危険度	・要配慮者利用施設 （学校、医療施設、福祉施設、保育園・幼稚園等） ・指定避難所 ・防災関連施設（庁舎等） ・幹線道路（緊急輸送道路等）			○	・液状化が発生した際に、早期の救助活動等が必要となる要配慮者利用施設の把握 ・液状化により、指定避難所や防災関連施設が被災し、機能の低下が発生する危険性の把握 ・液状化により、交通途絶が発生する危険性の把握	

※なお、砂防指定地、大規模盛土造成地、ため池ハザードマップについては、それぞれの性質を踏まえ、分析の対象としない。
砂防指定地：土砂の流出による被害を防止するため、砂防えん堤等の砂防設備が必要と判断される土地や区域内で行われる一定の行為の禁止や制限する必要がある土地
大規模盛土造成地：盛土の危険度を示したものではない ため池ハザードマップ：個別のため池が、どのような状態で決壊するかわからない

（参考）要配慮者利用施設について
学校：小学校・中学校・高等学校・特別支援学校（分校） 医療施設：病院（20 床以上の病床を有するもの）及び診療所
保育園・幼稚園等：こども園、児童保育所を含む

3-2 災害危険度の分析

(1) 水害

●洪水浸水想定区域（計画規模）・内水浸水実績区域×人口・要配慮者利用施設・避難所

来光川より西側では、居住誘導区域のほぼ全域が洪水浸水想定区域（計画規模）に含まれており、多くの要配慮者利用施設が立地しています。特に、伊豆箱根鉄道駿豆線より西側は過去に内水氾濫による被害を受けるなど、水害が発生する危険性が高い地域となっています。

また、市街地東部の柿沢川沿いの居住誘導区域には、浸水想定区域には含まれていないものの、過去に内水氾濫による被害を受けていますが、指定避難所の500m圏域外となっています。

指定避難所の立地状況をみると、浸水想定区域に含まれる大場駅の南西や函南塚本 IC の南東において、人口が多いにもかかわらず、指定避難所の500m圏域外となっている地域がみられます。

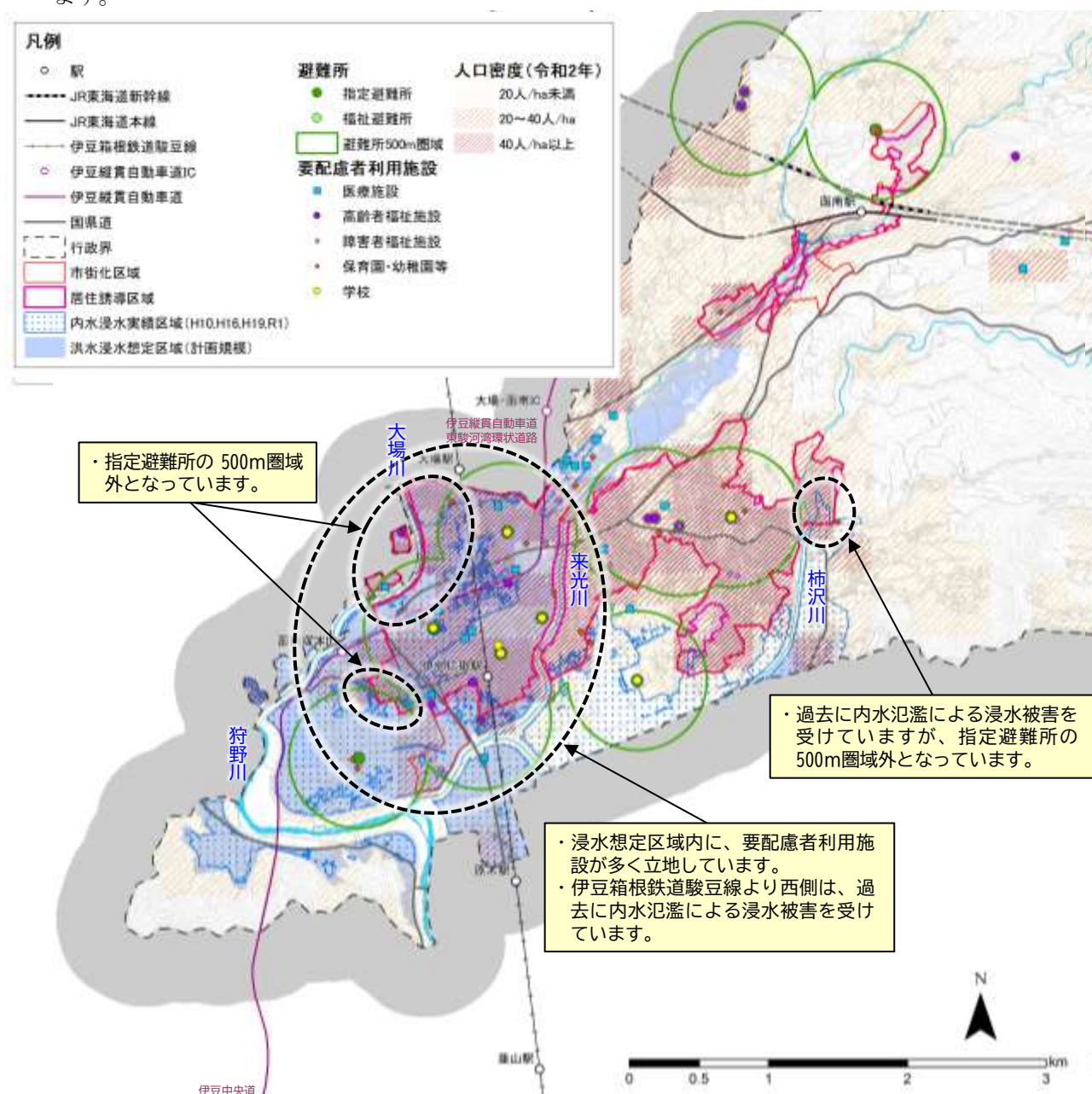


図 洪水浸水想定区域（計画規模）・内水浸水実績区域×人口・要配慮者利用施設・避難所

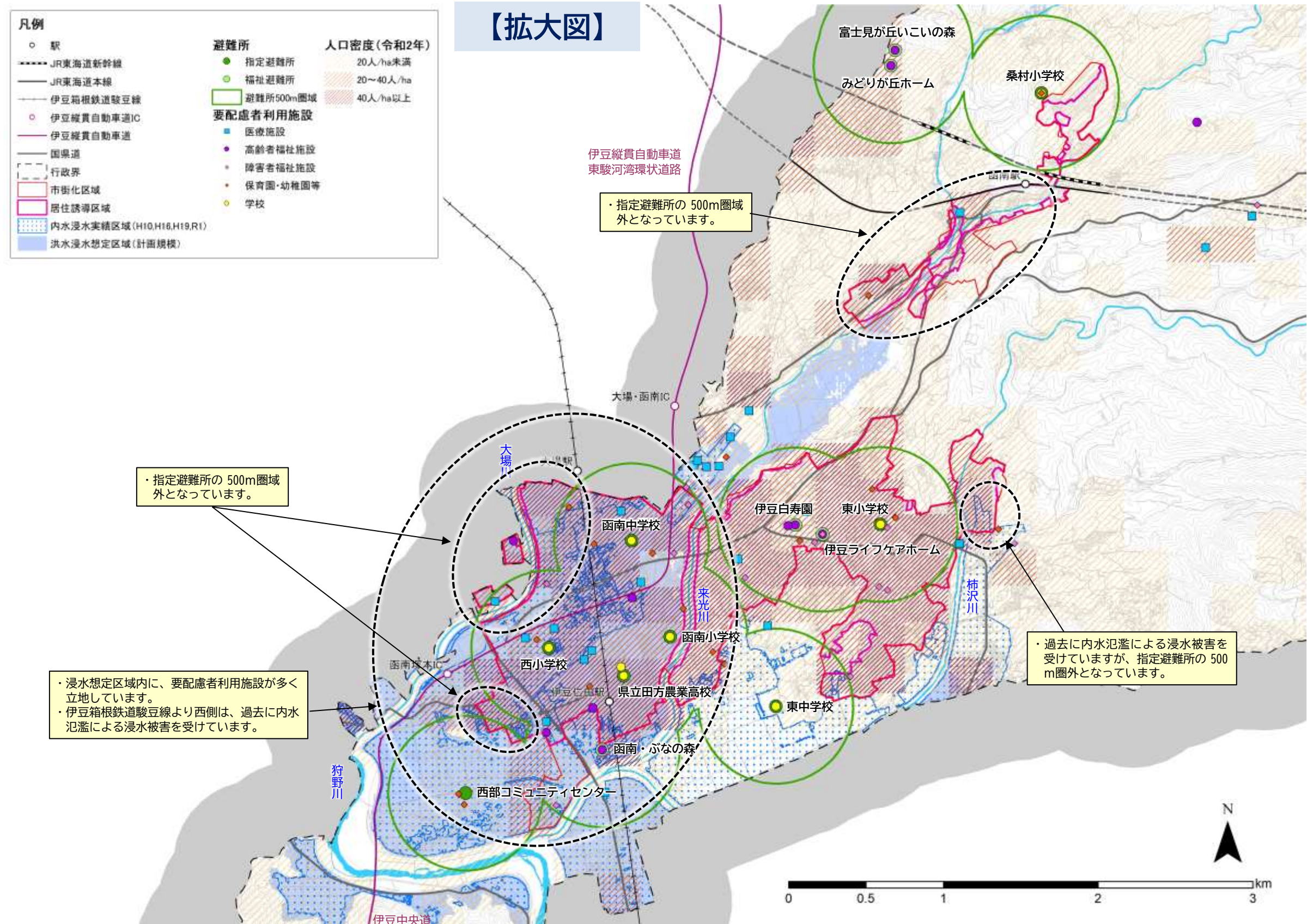


図 洪水浸水想定区域(計画規模)・内水浸水実績区域×人口・要配慮者利用施設・避難所

●洪水浸水想定区域（計画規模）×避難所・防災関連施設

伊豆仁田駅南西の居住誘導区域の一部では、垂直避難が困難な 3 m 以上の浸水が想定されています。

また、浸水深 3 m 以上の区域に立地する指定避難所や福祉避難所があります。

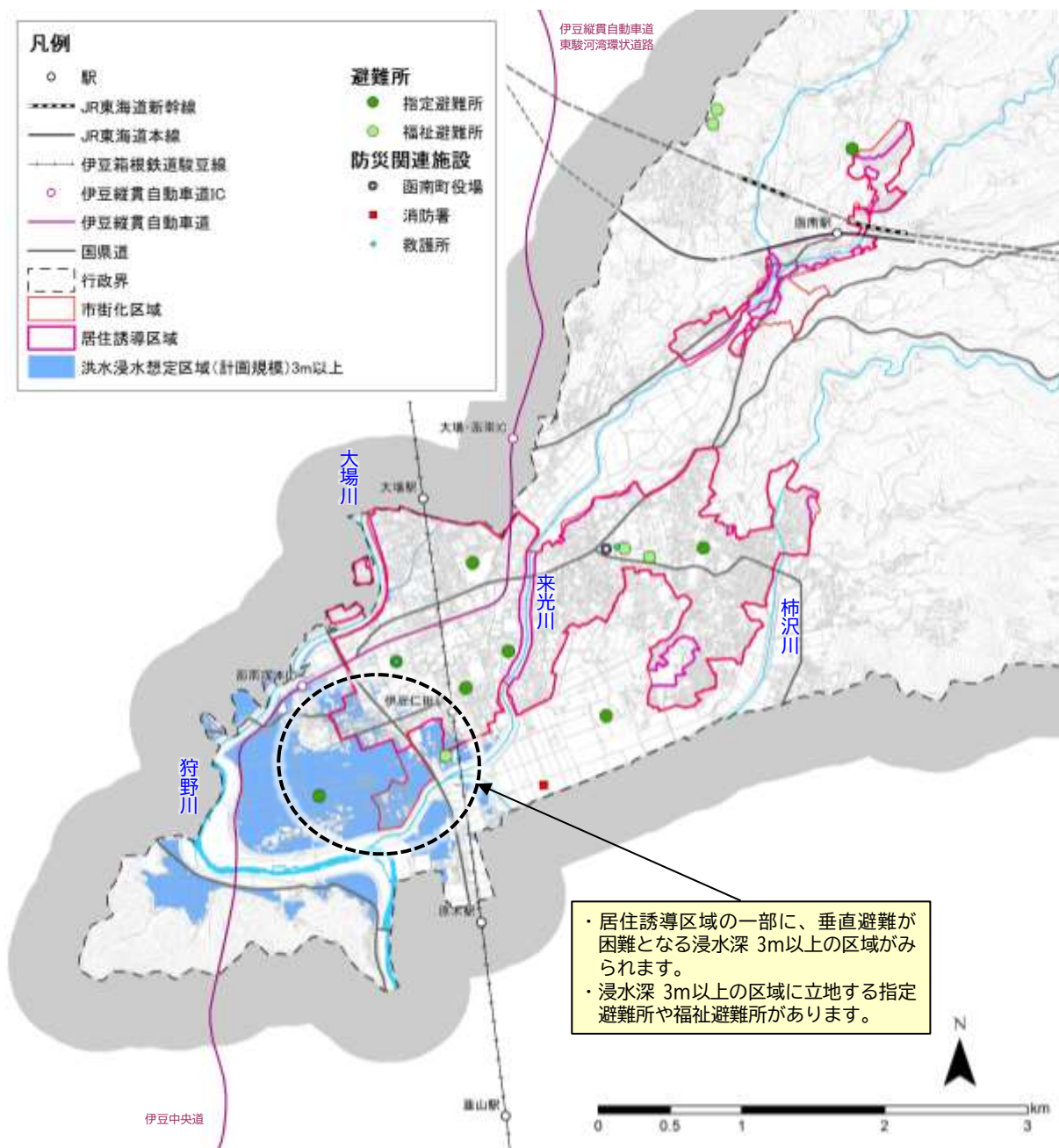


圖 洪水浸水想定区域（計画規模：浸水深 3 m 以上）×避難所・防災関連施設

【拡大図】

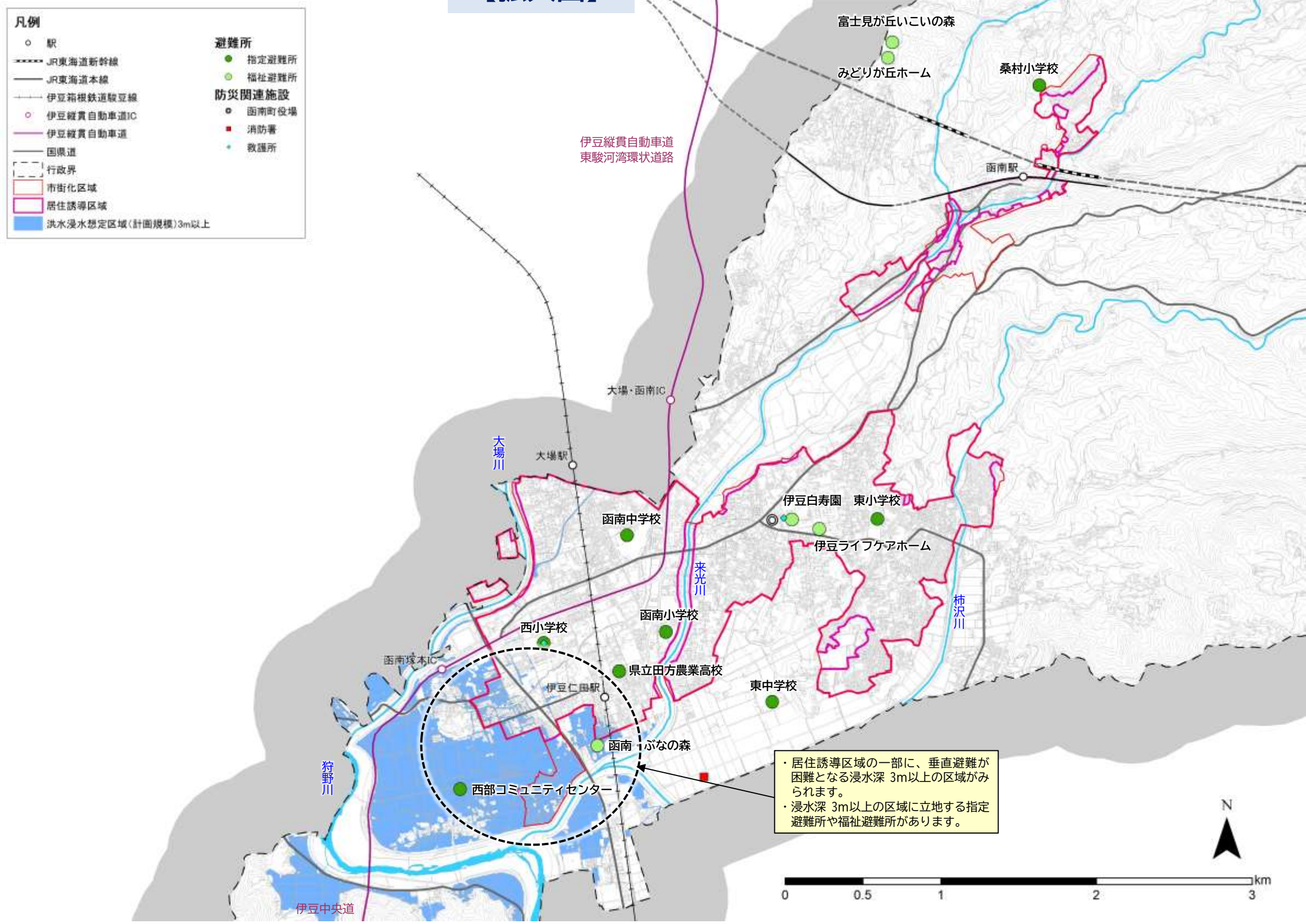


図 洪水浸水想定区域(計画規模: 浸水深3m以上) × 避難所・防災関連施設

●洪水浸水想定区域（想定最大規模）×人口

人口が密集している伊豆箱根鉄道駿豆線沿線の居住誘導区域の大部分が、浸水深 3 m 以上の区域となっており、木造家屋の倒壊等、甚大な被害が発生する危険性があります。

また、大場川・来光川・柿沢川など各河川の上流側には、浸水深 0.5m 以上の区域が広がっており、避難が困難になることによる人的被害が発生するおそれがあります。

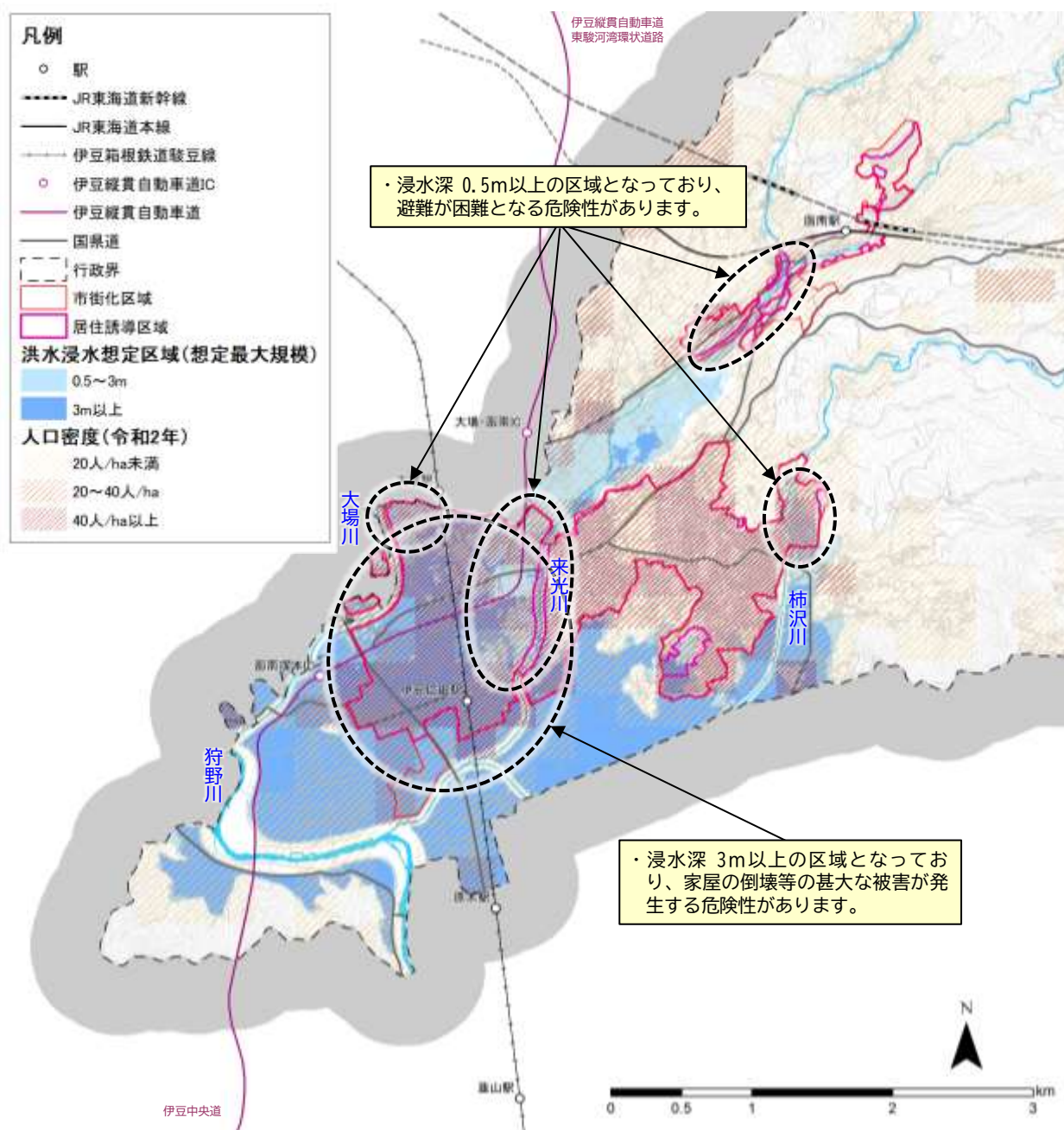


図 洪水浸水想定区域（想定最大規模）×人口



【拡大図】

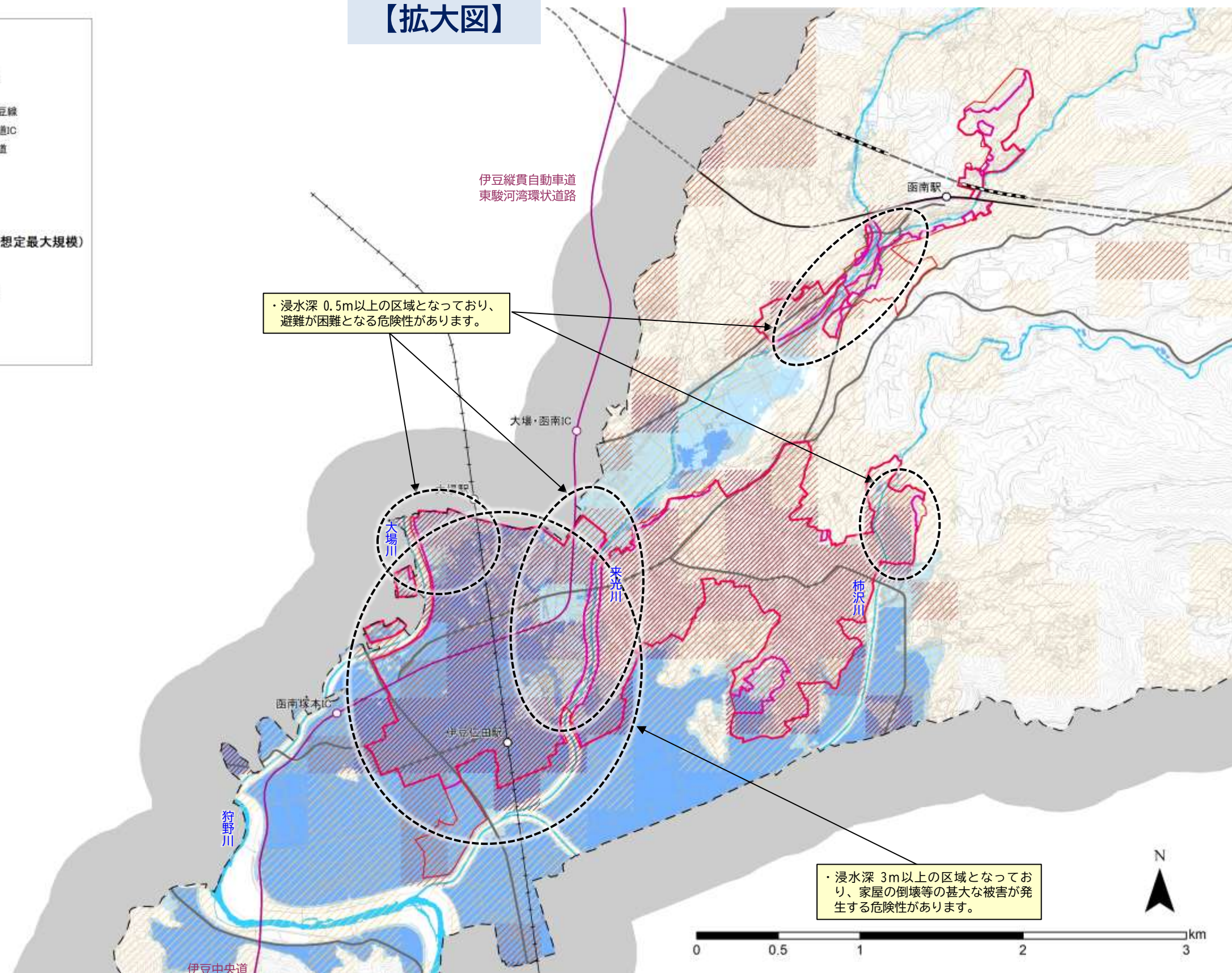


図 洪水浸水想定区域(想定最大規模) × 人口

●洪水浸水想定区域（浸水継続時間）×避難所・防災関連施設・幹線道路

浸水継続時間が 72 時間（3 日間）以上の区域はみられません、来光川より西側の居住誘導区域には、浸水継続時間が 12 時間～24 時間（1 日間）の区域があり、指定避難所も立地しています。

緊急輸送道路でもある国道 136 号は、浸水継続時間が 12 時間以上の区域を通過しており、長期間の浸水により交通が途絶するおそれがあります。

また、南部に位置する消防署は、浸水継続時間が 1～3 日の区域に立地しており、長期間の浸水により防災機能が低下する危険性があります。

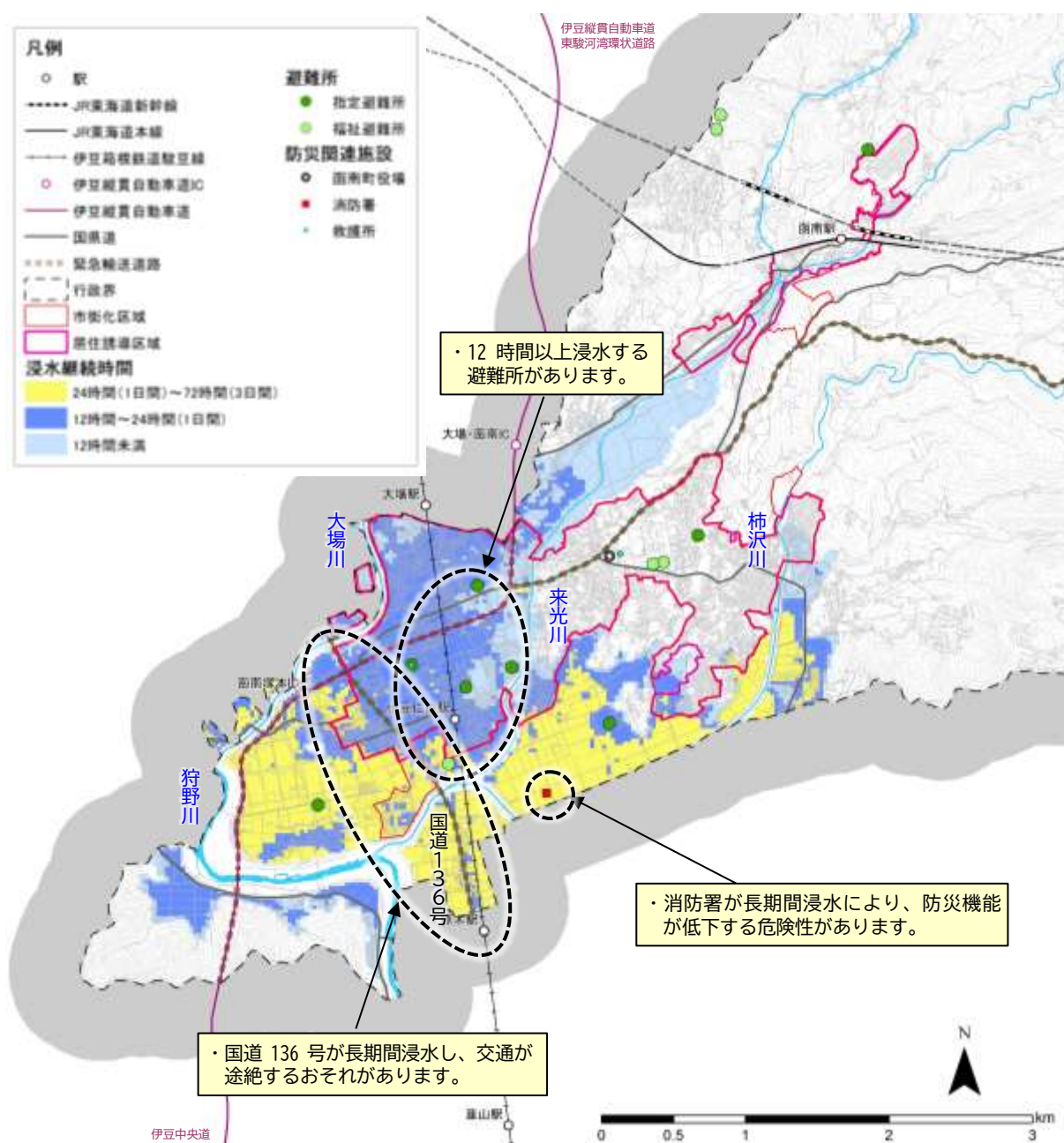


図 洪水浸水想定区域（浸水継続時間）×避難所・防災関連施設・幹線道路

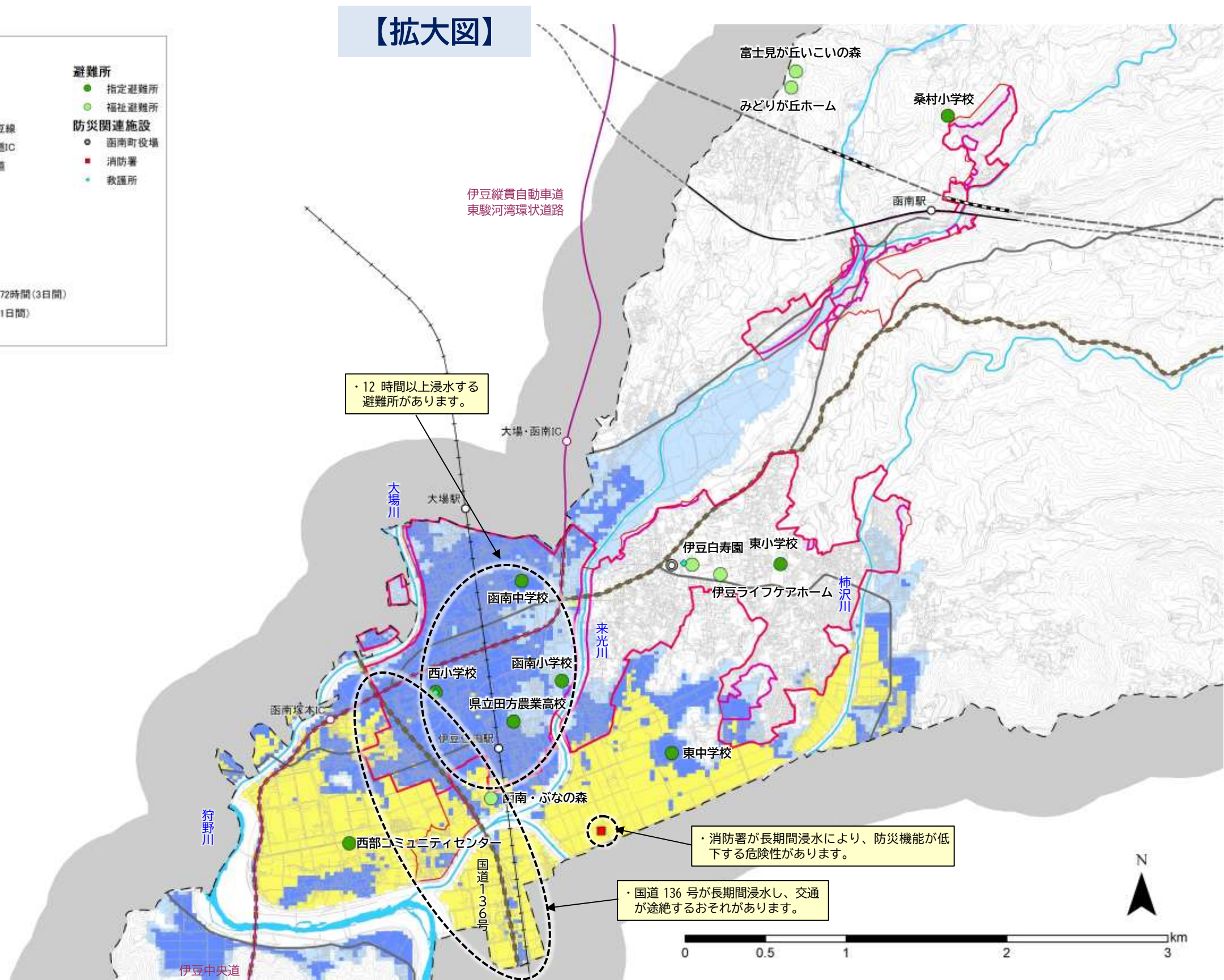


図 浸水継続時間×避難所・防災関連施設・幹線道路

●家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食・氾濫流）×人口・要配慮者利用施設・避難所・防災関連施設

大場川や来光川沿いでは、河岸侵食による家屋倒壊や流出などの甚大な被害が発生するおそれがあります。

また、狩野川や大場川沿い、狩野川と来光川・柿沢川の合流部付近には、氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域があり、一部は市街化区域にもかかっています。

大場川、来光川沿いには家屋倒壊等氾濫想定区域に立地する要配慮者利用施設もみられます。

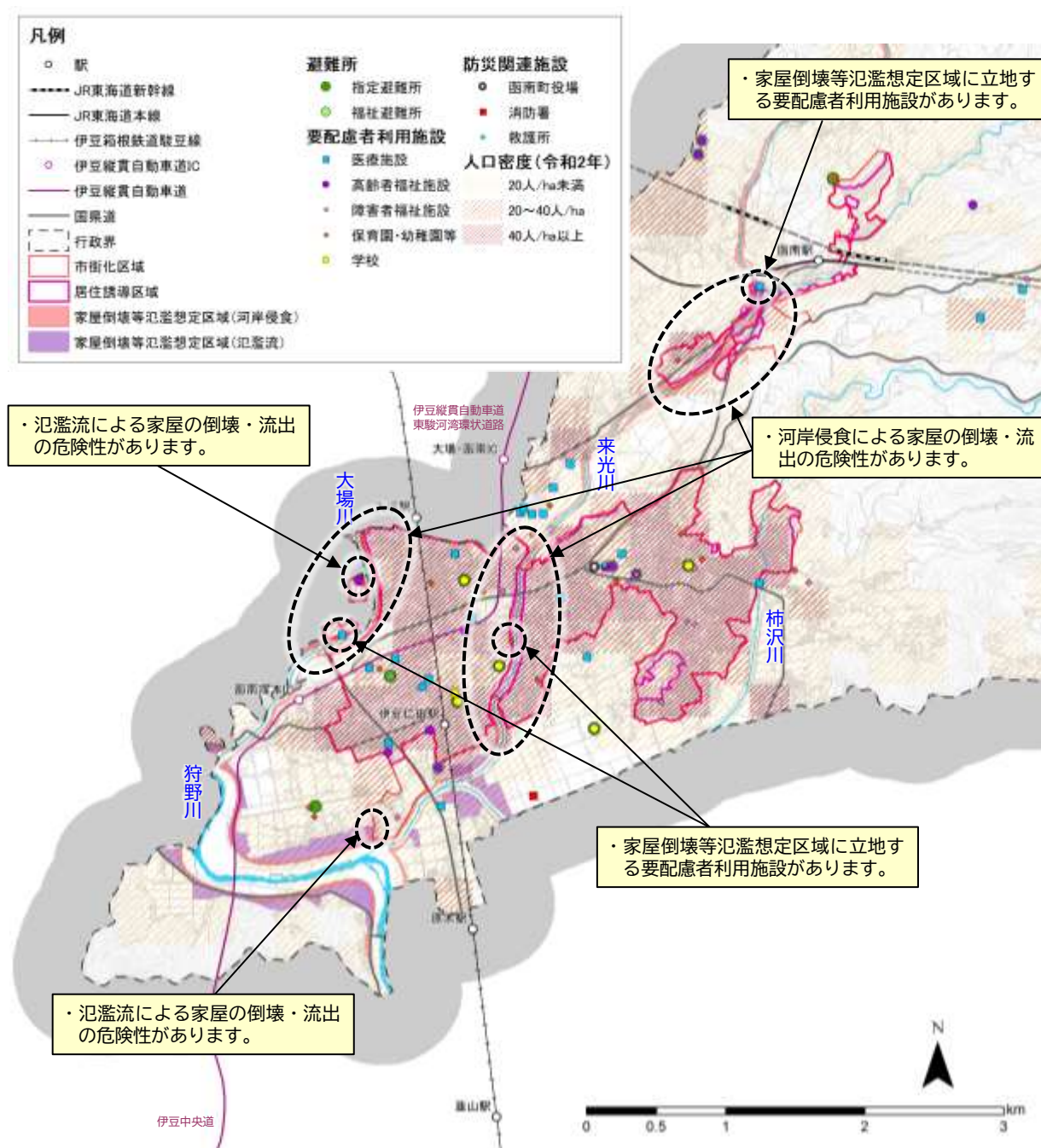


図 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食・氾濫流）×人口・要配慮者利用施設・避難所・防災関連施設

【拡大図1】

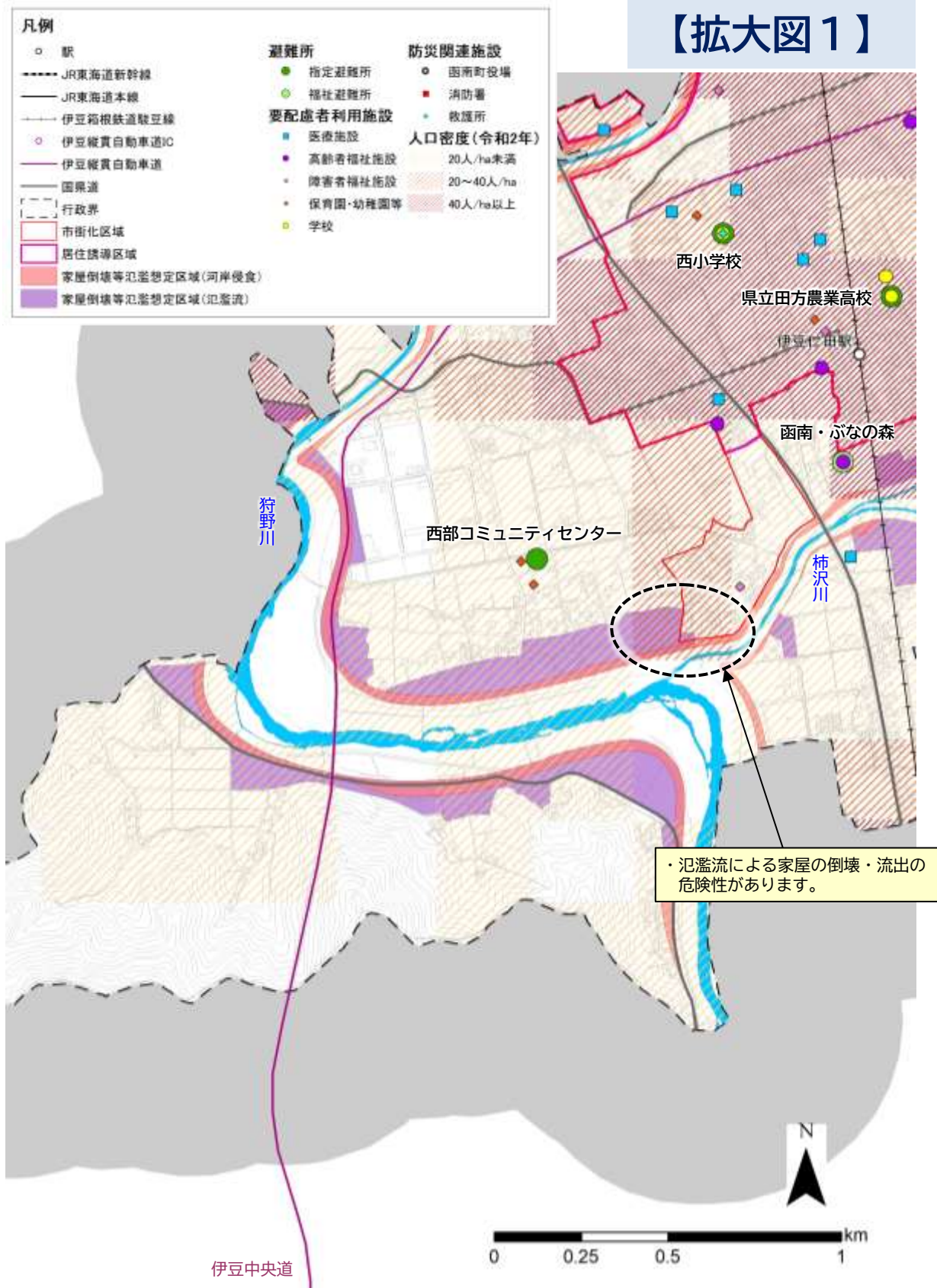


図 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食・氾濫流)×人口・要配慮者利用施設・避難所・防災関連施設【狩野川周辺】

【拡大図2】

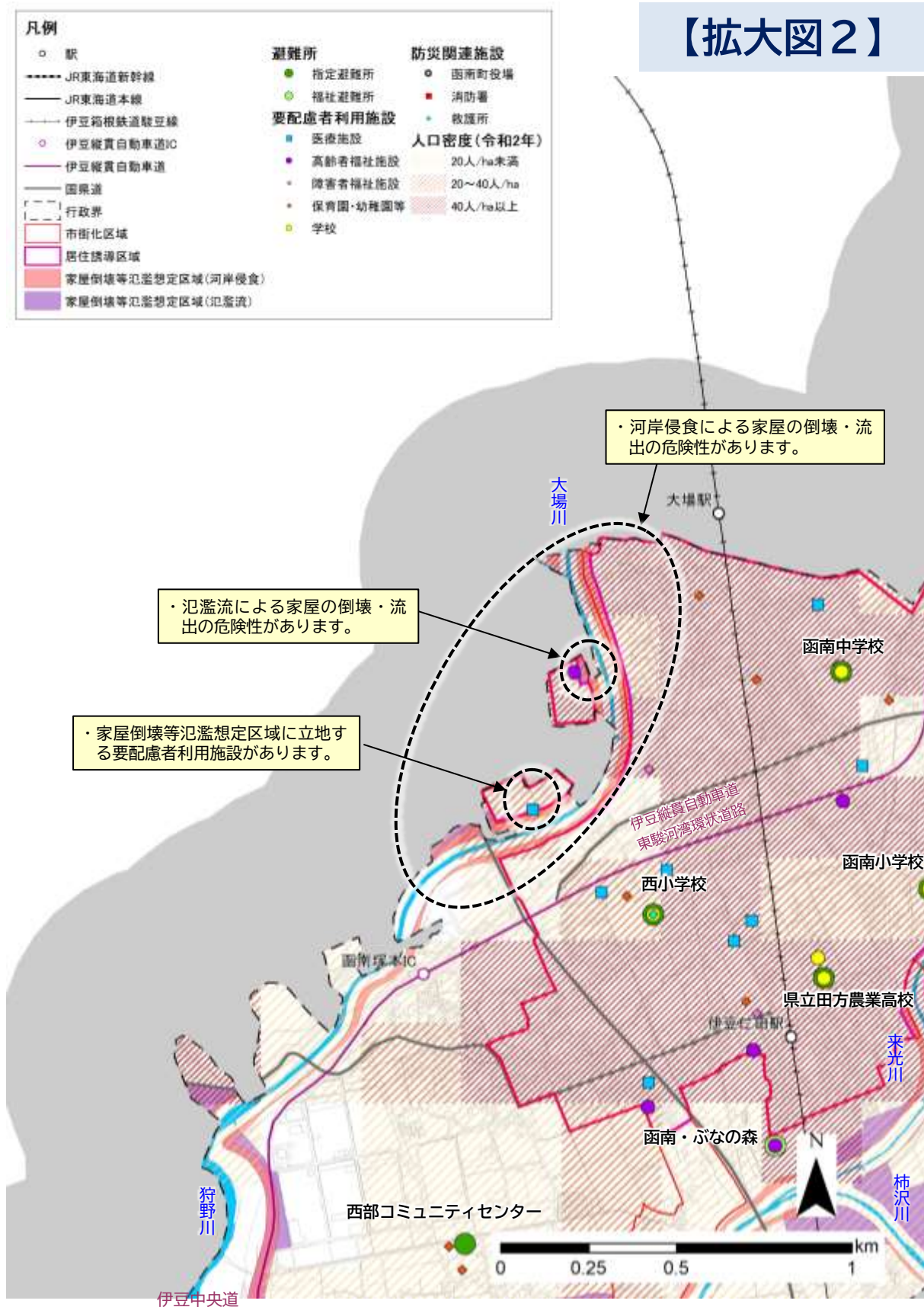


図 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食・氾濫流)×人口・要配慮者利用施設・避難所・防災関連施設【大場川周辺】

【拡大図3】

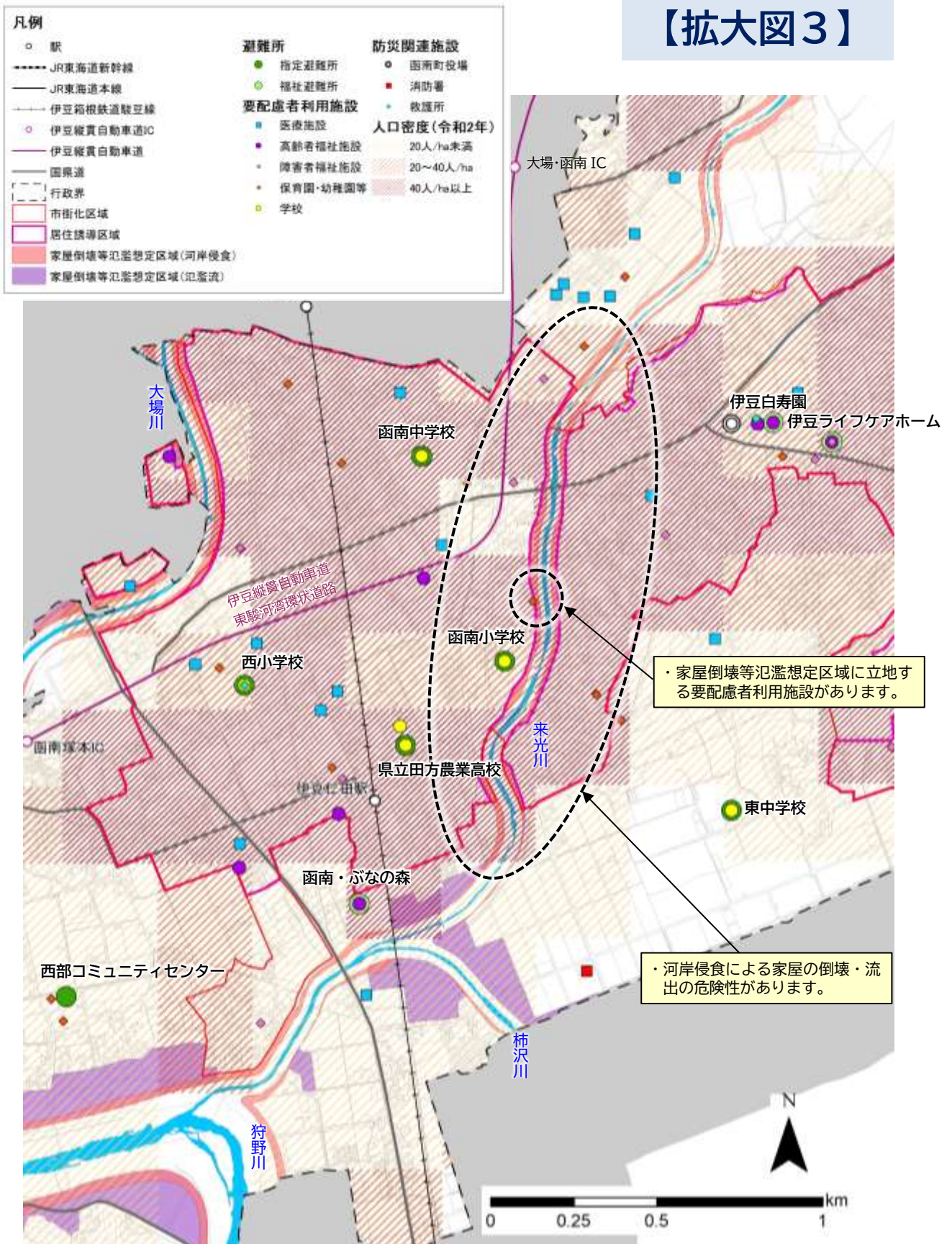


図 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食・氾濫流)×人口・要配慮者利用施設・避難所・防災関連施設
【来光川・柿沢川周辺】

【拡大図4】

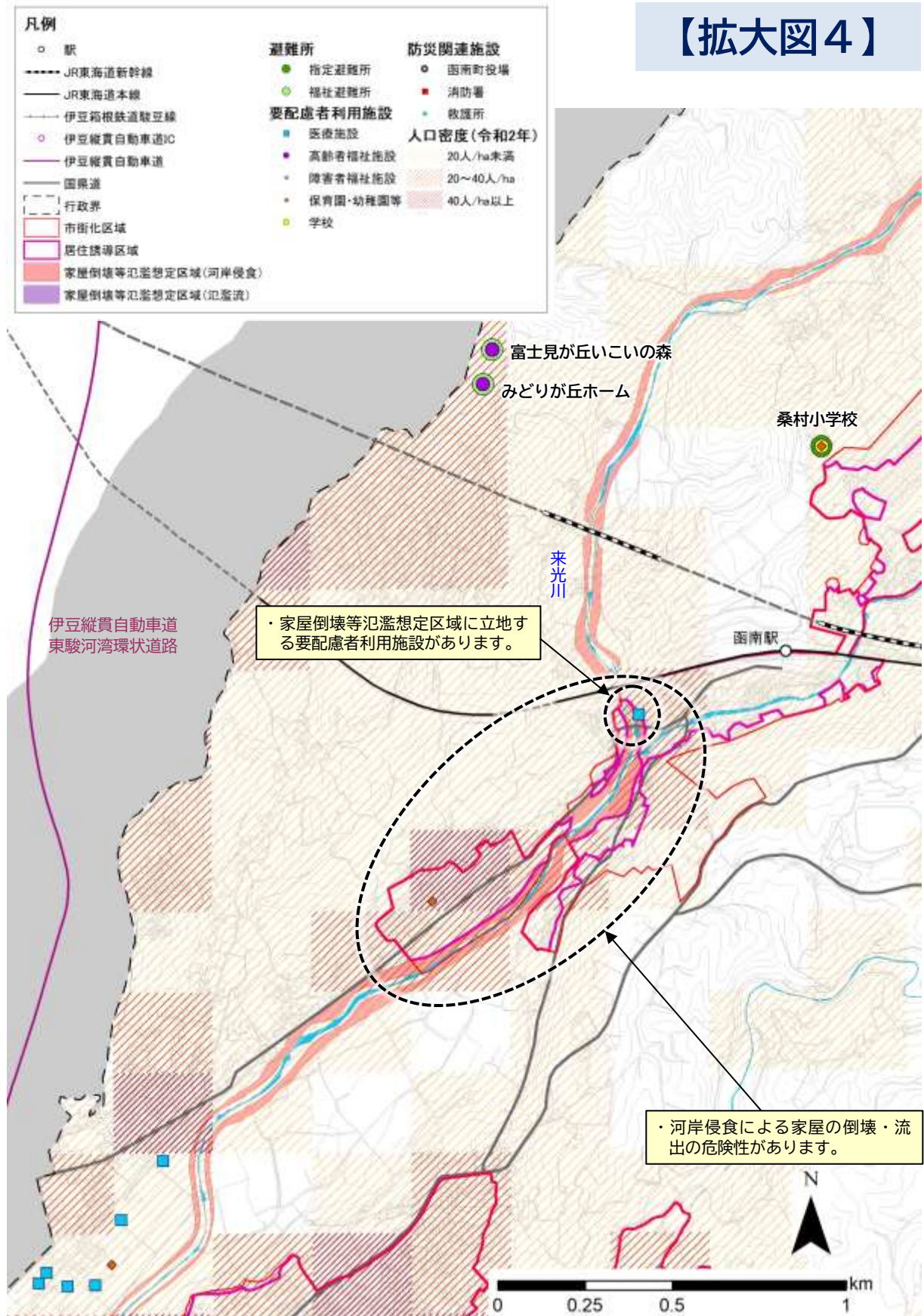


図 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食・氾濫流)×人口・要配慮者利用施設・避難所・防災関連施設
【来光川周辺】

(2) 土砂災害

●土砂災害特別警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域×人口

函南駅周辺などに土砂災害特別警戒区域に指定されている区域があり、土砂災害による甚大な被害が発生する危険性があります。

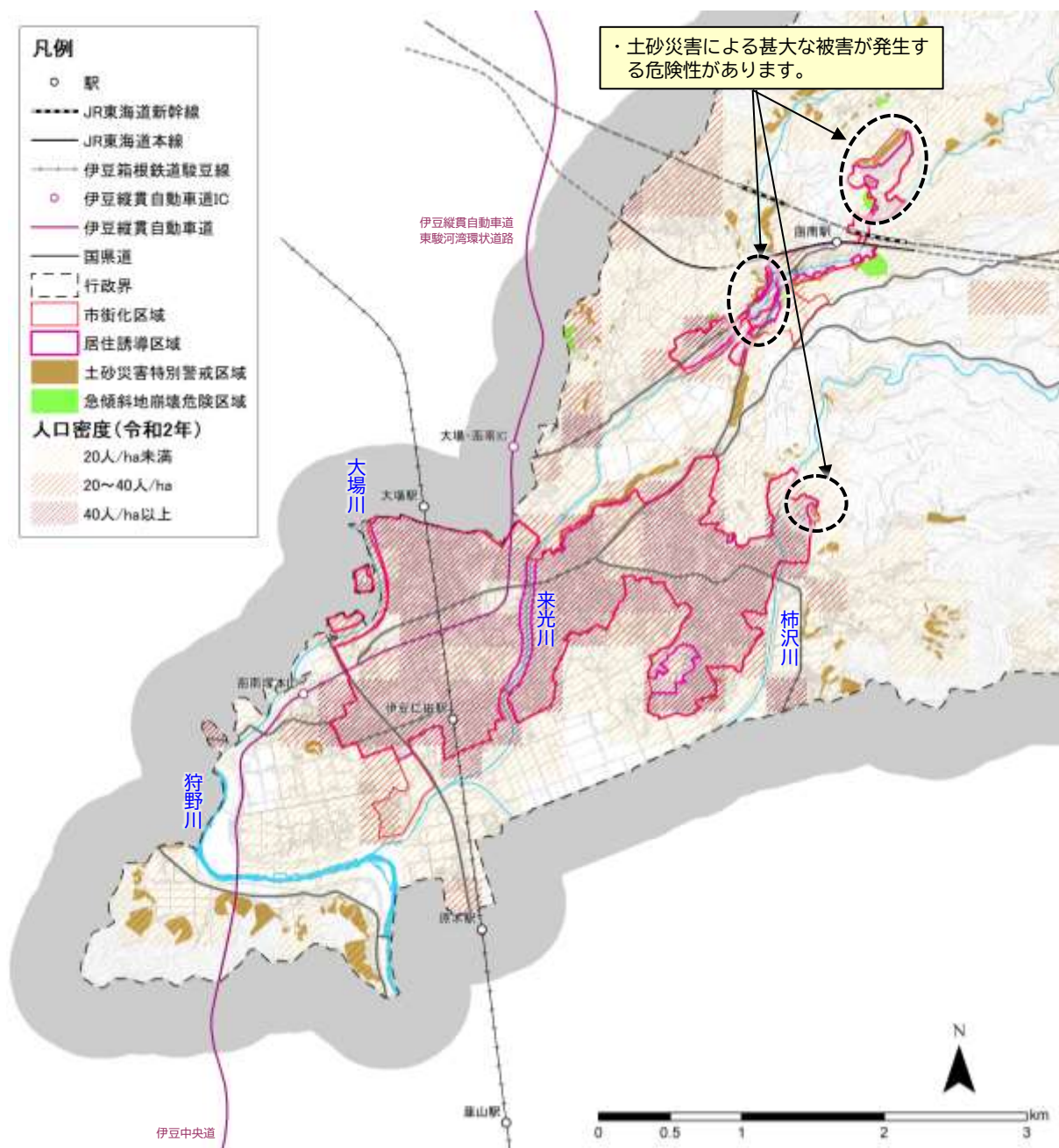


図 土砂災害特別警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域×人口



【拡大図】

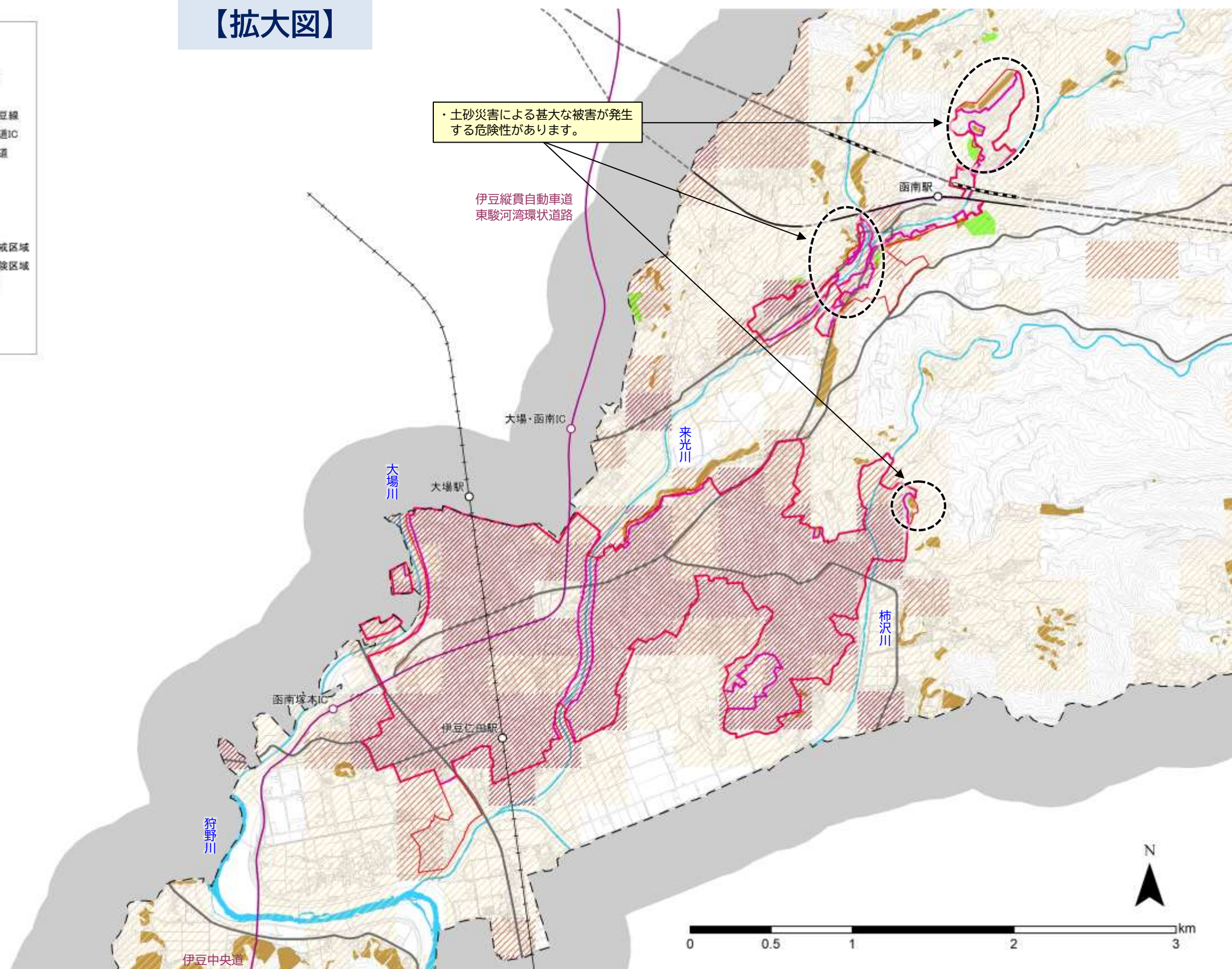


図 土砂災害特別警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域×人口

●土砂災害警戒区域×要配慮者利用施設・避難所・防災関連施設・幹線道路

函南町役場から函南駅にかけての幹線道路周辺には、土砂災害警戒区域が多く指定されており、土砂災害により交通が途絶するおそれがあります。町南部の日守地区においても、土砂災害警戒区域に指定されている区間がみられます。

なお、土砂災害警戒区域に立地する指定避難所、要配慮者利用施設、防災関連施設などはみられません。

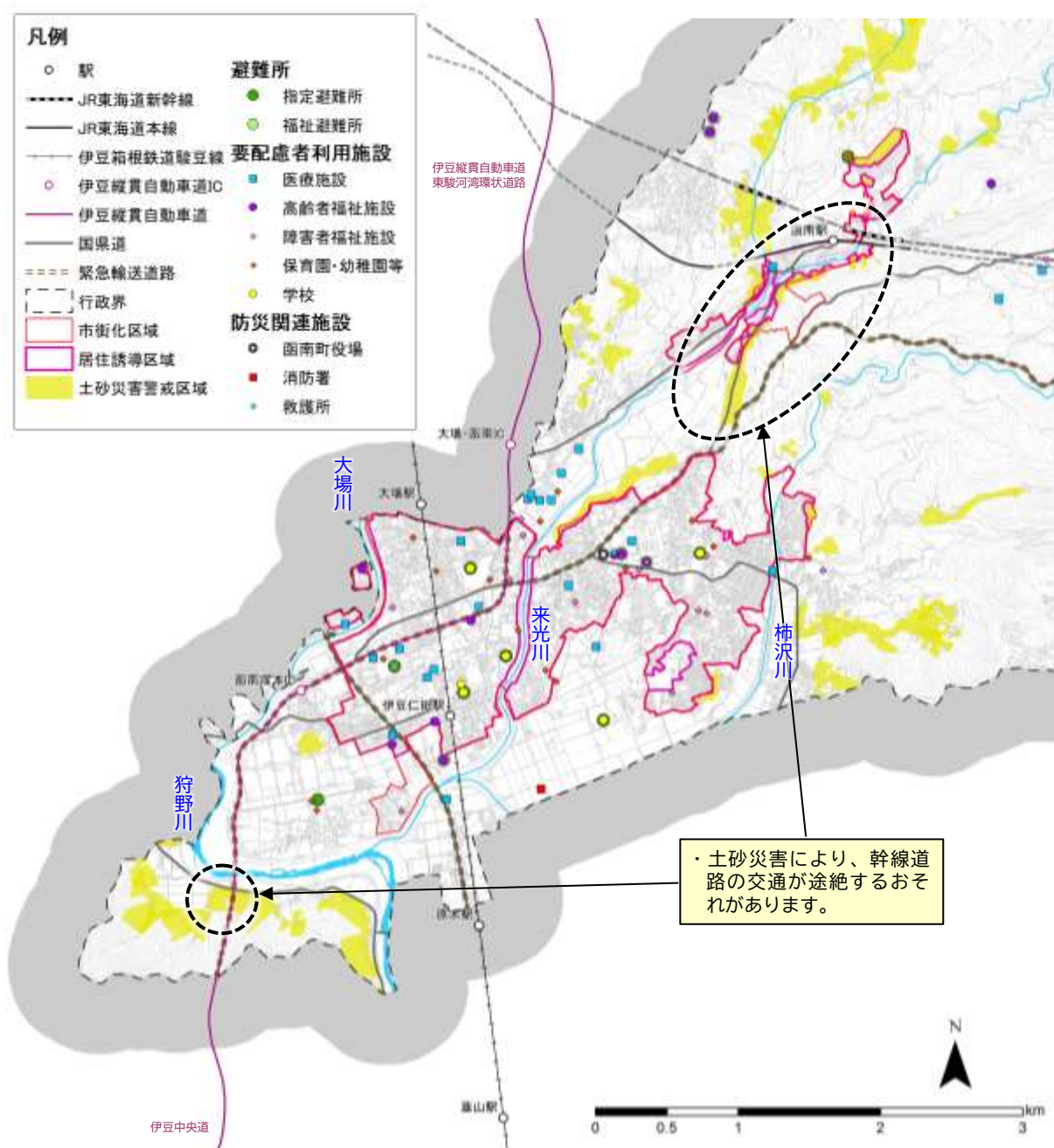


図 土砂災害警戒区域×要配慮者利用施設・避難所・防災関連施設・幹線道路



【拡大図】

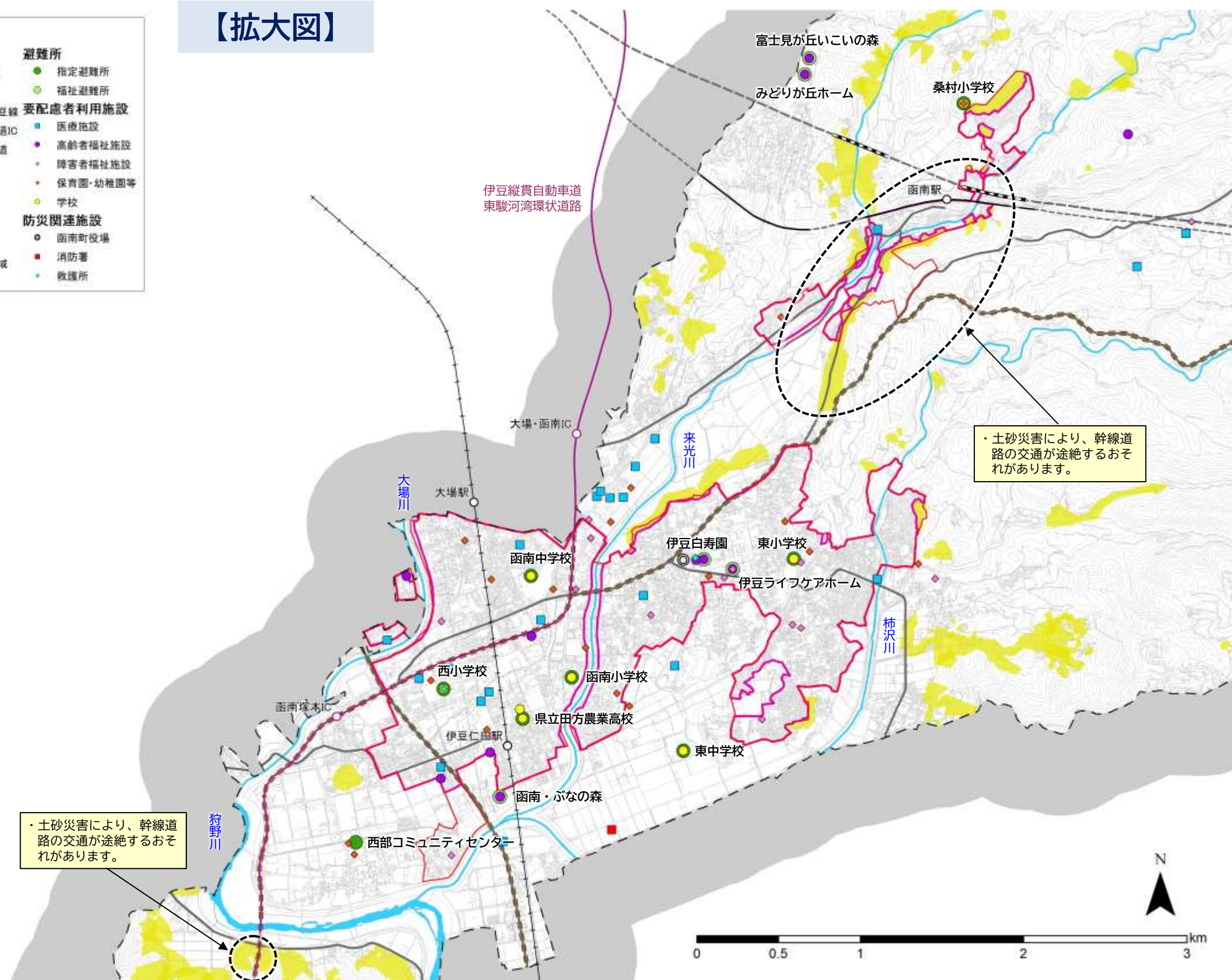


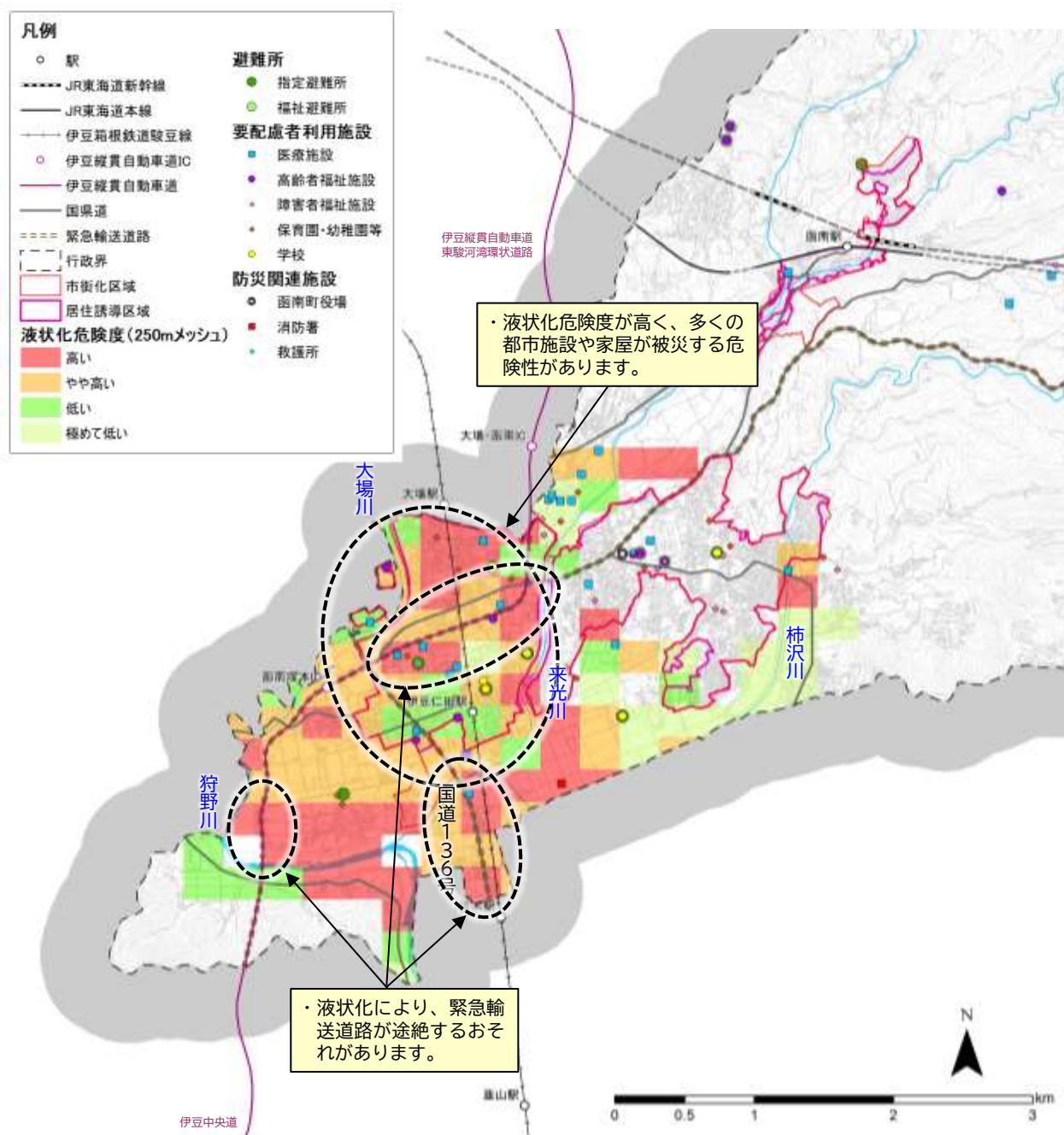
図 土砂災害警戒区域×避難所・要配慮者利用施設・防災関連施設・幹線道路

(3) その他

●液状化危険度×要配慮者利用施設・避難所・防災関連施設・幹線道路

伊豆箱根鉄道駿豆線沿線の居住誘導区域内に液状化危険度が高い区域が広がっており、多くの指定避難所や要配慮者利用施設、消防署等の防災関連施設が立地しています。

また、伊豆縦貫自動車道や国道 136 号などの緊急輸送道路は、液状化危険度の高い地域を通っており、液状化により交通途絶が発生するおそれがあります。



※液状化危険度は、南海トラフ巨大地震東側ケースと元禄型関東地震を包絡したもの

図 液状化危険度×要配慮者利用施設・避難所・防災関連施設・幹線道路



【拡大図】

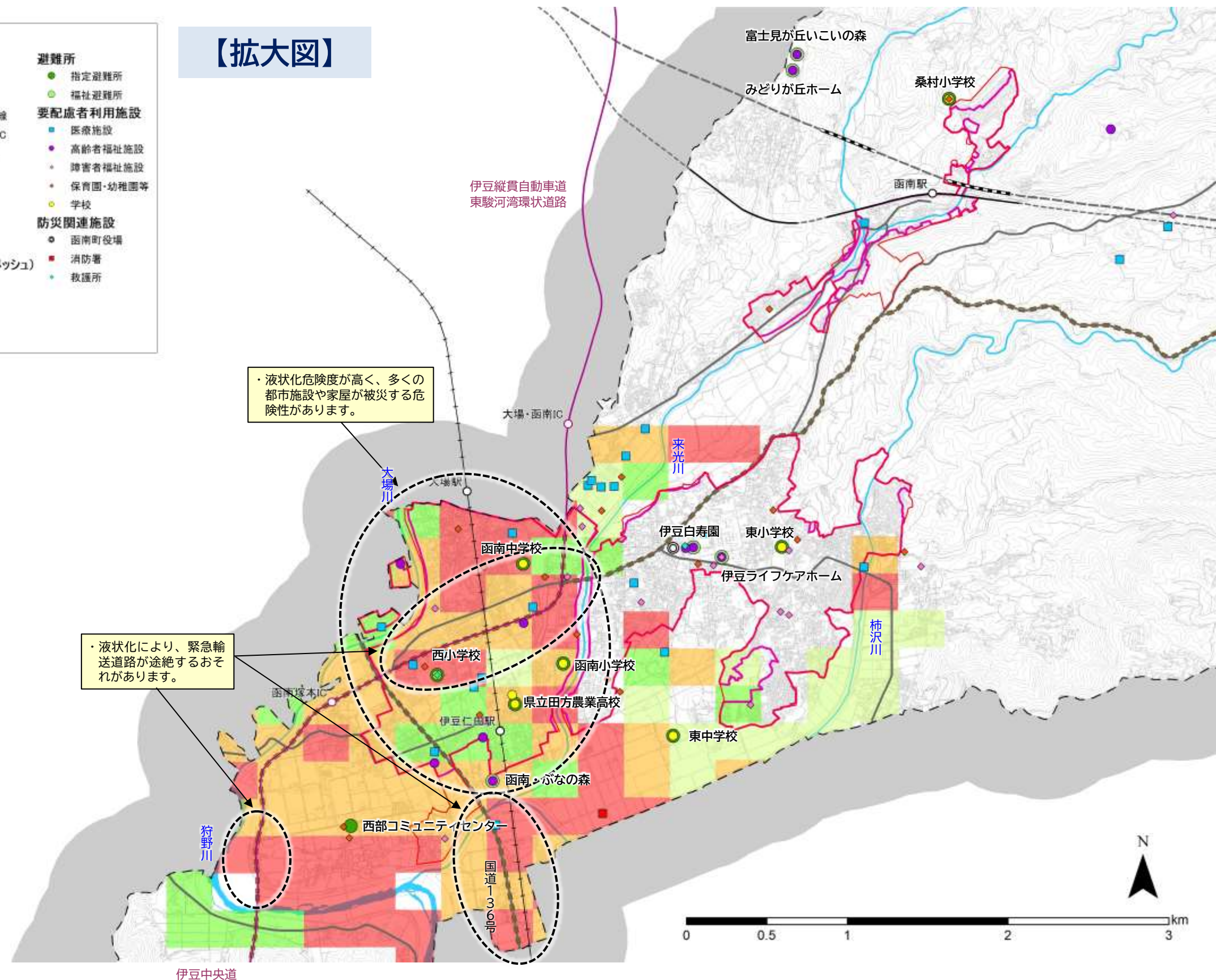


図 液状化危険度×要配慮者利用施設・避難所・防災関連施設・幹線道路

3-3 災害リスクの高い地域の抽出（まとめ）

災害ハザード情報と各種都市情報等の重ね合わせた、種別毎の災害危険度の分析結果から、本町において災害リスクの高い地域を抽出し、その災害危険度を整理します。

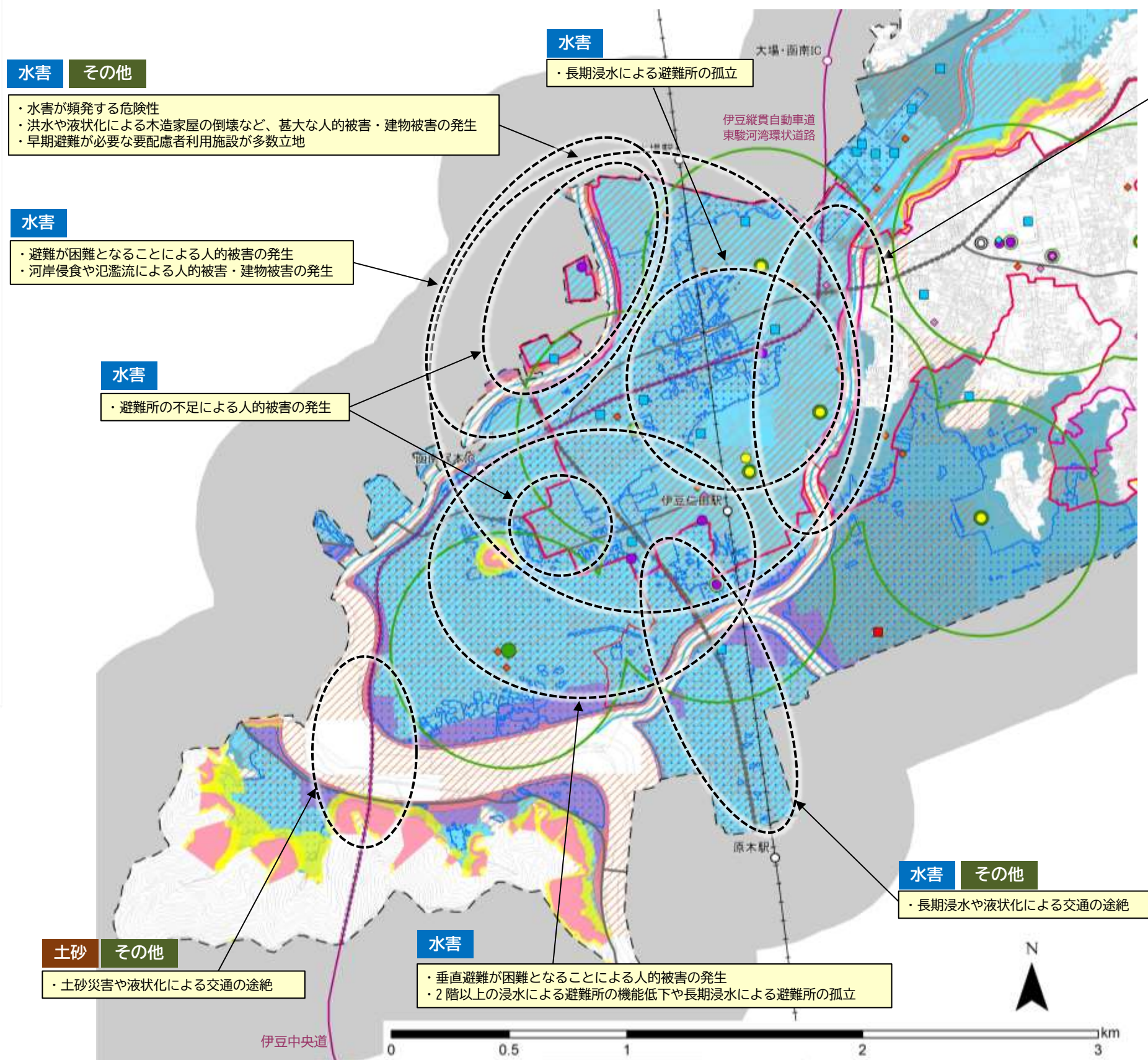


図 災害危険度のまとめ (1/2)

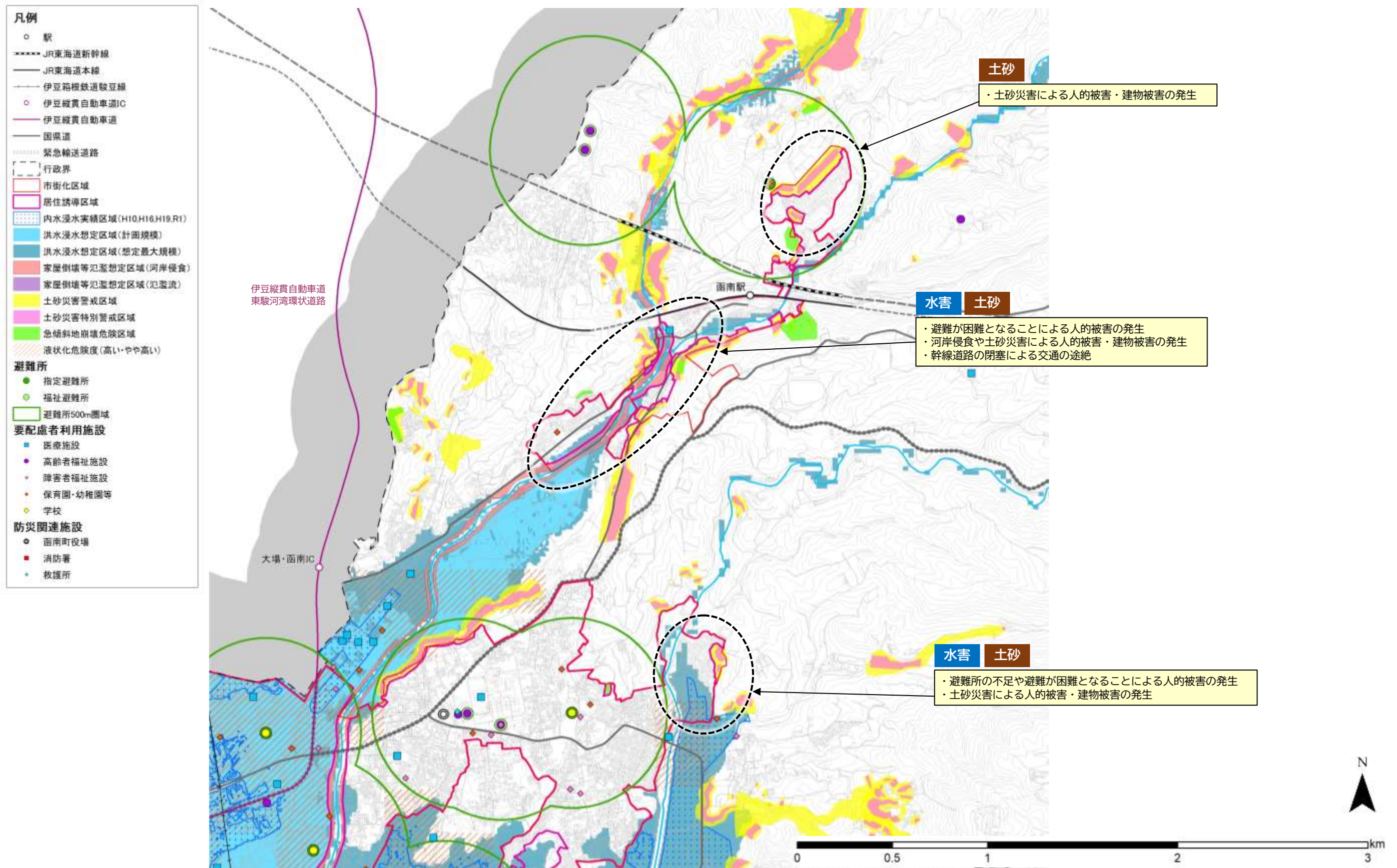


図 災害危険度のまとめ (2/2)

4 防災に関する取組みと課題の整理

4-1 防災に関する取組み

(1) 水害

- 本町の西部を流下する狩野川をはじめとする大場川、来光川、柿沢川等の狩野川流域においては、狩野川放水路の開通以降も中流部の河川改修により、流下能力の増大が図られています。
- 内水対策については、排水機場の耐震化や施設の長寿命化、公共施設における地下式調整池の設置、排水ポンプパッケージの活用など、公的内水対策を進めると同時に、一般住宅を対象とした雨水貯留施設または雨水浸透施設の設置支援を進めています。
- 近年の激甚化、頻発化する豪雨災害に対し、流域のあらゆる関係者が主体的に水害対策に取り組む「流域治水」の考え方にに基づき、「狩野川水系流域治水プロジェクト 2.0」による「狩野川中流域水災害対策プラン」を推進します。
- 「狩野川中流域水災害対策プラン」では、今後概ね 20 年で令和元年東日本台風（台風第 19 号）と同規模の洪水に対して、床上浸水を概ね 4 割軽減を目指し、「函南町水災害対策プラン」に基づく被害対象を減少させるための対策として、立地適正化計画に防災指針を定め、伊豆の国市と連携して対策を推進します。

(2) 土砂災害

- 土砂災害警戒区域（急傾斜地崩壊）が 109 箇所※、内土砂災害特別警戒区域（急傾斜地崩壊）が 109 箇所※、土砂災害警戒区域（土石流）が 37 箇所、内土砂災害特別警戒区域（土石流）が 27 箇所、土砂災害警戒区域（地すべり）1 箇所（令和 3 年度末現在）指定されており、その他地すべり危険箇所、土石流危険箇所、急傾斜崩壊危険箇所などがあります。特に、町の丘陵部、山間部では、河川も急峻で、流域では崩壊が予想される箇所が多く土石流が発生する危険性が高く、急な崖地が多くなっています。人家に隣接した箇所では、土石流については治水砂防事業を、急傾斜崩壊危険区域では、急傾斜崩壊対策事業として地下水の排除、地表水の誘導法面工事等を県の援助のもと実施しています。
※土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の 109 箇所は、行政界をまたぐ 4 箇所を含む。
- 土地利用が規制される土砂災害特別警戒区域、砂防三法の指定区域は、既に居住誘導区域から除外していますが、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設において、利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成を指示するとともに、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的な確認を実施しています。

(3) その他

- 地震による火災や建築物等の倒壊等による災害の発生を予防し又は軽減するための対策、被災者を救出するための対策、被災後の生活を確保するための措置等の予防対策など、第 4 次地震被害想定において推計された被害をできる限り軽減するための新たな行動目標として策定した、「函南町国土強靱化地域計画」により、ハード・ソフトの両面からできる限り組み合わせて対策を充実・強化しています。

4-2 防災・減災に向けた課題

本町における防災に関する取組みと災害リスクの高い地域の抽出結果を踏まえ、防災・減災に向けた課題を以下のとおり整理します。

(1) 水害

(洪水(外水氾濫))

- 狩野川は治水事業が進み、大規模災害の危険性は、普通河川の局地的地域に発生されることが予想され、暴風雨、集中豪雨等の場合には、十分な注意・警戒が必要です。特に、函南観音川、来光川、柿沢川沿いの地区においては、水害発生の危険があるため、十分な配慮が必要です。
- 現計画策定以後、大場川、来光川、柿沢川、函南冷川の洪水浸水想定区域（想定最大規模：L2）及び家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食/氾濫流）が公表されたことから、これらの想定を踏まえて、確実に生命を守るようにするため、人的被害が想定される区域の取扱いや個別計画による検討※が必要です。

※個別計画による検討：マイ・タイムラインの作成による個人レベルでの避難計画、水害に強い住宅計画（盛土や建て方の工夫）等、洪水浸水想定区域であることを踏まえた対策を考えていく必要があります。

(内水氾濫)

- 気候変動に起因する局地的な集中豪雨などにより、災害の発生頻度が高まっており、近年においても令和元年東日本台風（台風第19号）では、市街地の広範囲にわたって、建物や車両等の浸水による被害が発生しており、浸水対策の更なる推進が必要です。
- 現計画策定以後に発生した令和元年東日本台風（台風第19号）の浸水履歴を踏まえ、居住誘導区域の見直しや防災・減災への取組みの検討が必要です。

(2) 土砂災害

- 気候変動に起因する局地的な集中豪雨などにより、土砂災害の発生頻度が高まっており、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、災害が発生した場合には生命や財産（建築物等）、インフラ（道路等）に係る被害が大きいことから、居住の移転促進も含めた土地利用規制等による対策が必要です。
- 現計画策定以後に指定された土砂災害特別警戒区域等については、居住誘導区域・都市機能誘導区域からの除外が必要です。

(3) その他

- 地震により液状化の危険度が高い地域では、大きな被害を受けやすいこと等を周知するとともに、液状化に関する知識の普及と液状化対策の必要性について周知するため、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表しています。さらなる周知に向けて、ソフト対策等の取組みが必要です。
- また、地震は建物の倒壊や火災等の二次的要因により死傷する災害であり、予防措置により人的被害を大幅に減少させることが可能となるため、耐震化や不燃化、家具の固定など人命を守るための自助・共助の取組みを今後も推進することが必要です。

5 防災まちづくりに向けた将来像と対応方針

5-1 防災まちづくりに向けた将来像

防災まちづくりを推進するためには、今後もハード・ソフトの両面から総合的に施策を展開し、リスクの回避・低減に努めるとともに、災害リスク分析の結果や課題を踏まえ、地域の災害リスクを認識し、地域住民と共有した上で、土地利用や居住の誘導を進めていくことが重要です。

本町の防災まちづくりの将来像については、「快適に安心して暮らせるまちづくり」を進めることを基本理念として、町民一人ひとりが住み慣れた地域の中で、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

◆防災まちづくりに向けた将来像

快適に安心して暮らせるまちづくり

5-2 対応方針

防災まちづくりの将来像「快適に安心して暮らせるまちづくり」を推進するため、自然災害に対して、「回避する」、「低減する」取組みを推進します。

被害を「回避する」取組みは、災害リスクの高い地域における居住者のリスク回避の対策を推進します。また、被害を「低減する」取組みは、「防ぐ・逃げる・備える」ためのハード・ソフトの両面から取組みを推進します。

特に、被害を「低減する」取組みは、一人ひとりが災害の危険性を認識し、身を守る意識を持つことが重要です。防災まちづくりの長期的な視点を持って、「防ぐ・逃げる・備える」ためのハード対策を推進する一方で、「逃げる・備える」ためのソフト対策として、日常レベル・個人レベルの対策から地域レベルの対策、避難や避難生活への備えなど、「快適に安心して暮らせるまち」の維持・向上を図ります。

◆防災まちづくりに向けた対応方針

対応方針		取組みの方向性
「回避する」	災害リスクの高い地域における居住者のリスク回避の対策を推進する。	・ 災害リスクが高い地域における居住の回避
「低減する」 防 ぐ 逃 げる 備 える	災害時にもハード・ソフトの両面から被害を低減させる対策を推進する。	・ 防災施設の整備・維持管理 ・ 住宅の防災対策の推進 ・ 避難体制の充実 ・ 防災体制の充実 ・ 意識啓発の実施

6 具体的な取組みと実施プログラム

対応方針に基づき、災害リスクの回避、低減に必要なハード、ソフトの具体的な取組みについて記載します。また、本町による取組みだけでなく、県、町民等、他の主体による取組みもあわせて明示します。

取組みの実施に当たっては、防災まちづくりの長期的な視点を持って、短期（概ね5年程度）、中期（概ね10年程度）、長期（概ね20年程度）に区分し、実施プログラムとして定めます。

なお、事業等は着手済であるものの未完・未達であり、今後も継続して実施する事業と、これまでの取組みによって事業が完了又は計画目標を達成しており、今後もその状態を維持又は向上すべき事業に分類して示します。継続して実施する事業が完了又は計画目標を達成した場合には、その状態を維持又は向上する事業へと移行し、リスク低減に取組みます。

◆具体的な取組みと実施プログラム（1/2）

→：実施

→：維持

対応方針		災害	種別	取組み施策	主体	担当課	実施時期(目安)			
							短期： 5 年	中期： 10 年	長期： 20 年	
回避する		共通	ソフト対策	災害リスクを考慮した立地適正化計画の推進【対策 P】	函南町	都市計画課				
低減する	防ぐ	水害	ハード対策	市街地浸水の解消（函南町水災害対策プラン（伊豆の国市との連携を含む）の推進）【強靱/対策 P】	国/静岡県/函南町	建設課				
				内水排除施設の整備促進および機能強化（排水機場ポンプの維持修繕工事、ポンプ遠隔操作装置の導入 等）【強靱/対策 P】	国/静岡県/函南町	建設課/産業振興課/上下水道課				
				河川改修整備事業の促進および推進（狩野川河道掘削、来光川・柿沢川の護岸整備、排水路工事 等）【強靱/対策 P】	国/静岡県/函南町	建設課				
				雨水貯留・浸透施設設置の推進（公共施設への貯留施設の新設、雨水浸透施設・雨水貯留施設設置費補助制度による設置促進 等）【強靱/対策 P】	函南町	都市計画課				
		土砂災害		急傾斜地崩壊対策事業の推進（土砂災害警戒区域の指定の推進 等）【強靱】	静岡県/函南町	建設課				
				治山施設の整備（土砂流出、土砂の崩落の防備のための施設整備 等）【六次総】	静岡県/函南町	産業振興課				
		水害	土砂災害	森林施設の整備（森林整備計画に基づく間伐や造林の推進 等）【六次総】	静岡県/函南町	産業振興課				
	逃げる	共通	ハード対策	主要町道の整備（町道 1-4、1-6、1-8 号線）【強靱】	函南町	建設課				
				狭あい道路の拡幅整備【強靱】	函南町	建設課				
				避難地・避難路の確保（避難地・避難路沿いのブロック塀の改善の促進、道の駅・川の駅の防災拠点化）【強靱】	函南町	都市計画課				
			ソフト対策	災害情報等のメール配信の拡充（メール配信システムの導入・保守 等）【強靱/対策 P】	函南町	地域安全課				
				情報収集・連絡体制の強化（通信手段の確保、消防救急無線の高度化、衛星携帯電話、屋外アンテナ整備 等）【強靱】	国/静岡県/函南町	地域安全課				
				迅速・的確な情報伝達（災害時情報伝達手段の強化・促進（J-ALERT、FUJISAN システム）等）【強靱】	函南町	地域安全課				
				要配慮者の個別避難計画の作成【六次総/対策 P】	函南町	福祉課				
				福祉避難所の維持（福祉避難所開設運営訓練 等）【強靱】	函南町	福祉課				
				防災マップの活用及び強化（全体ハザードマップの作成 等）【六次総】	函南町	地域安全課				
				防災訓練の充実・強化（地域防災訓練の充実・強化、マイ・タイムライン普及の推進 等）【強靱/対策 P】	函南町/町民	地域安全課				
				町民等の防災意識の高揚、防災教育の充実（防災出前講座等の実施、防災情報の提供、マイ・タイムライン普及の推進 等）【強靱/対策 P】	函南町/町民	地域安全課				
	備える	共通	ハード対策	防災拠点等の強化（町庁舎の非常用電源の確保・維持管理、指定避難所/救護所の非常用電源の整備、指定避難所における避難生活対策）【強靱】	函南町	地域安全課				
				緊急輸送路等の整備（緊急輸送路である町管理道路の整備）【強靱】	静岡県/函南町	建設課				
（取組み施策の出典・位置づけ）【強靱】：函南町国土強靱化地域計画【六次総】：第六次函南町総合計画【対策 P】：函南町水災害対策プラン										

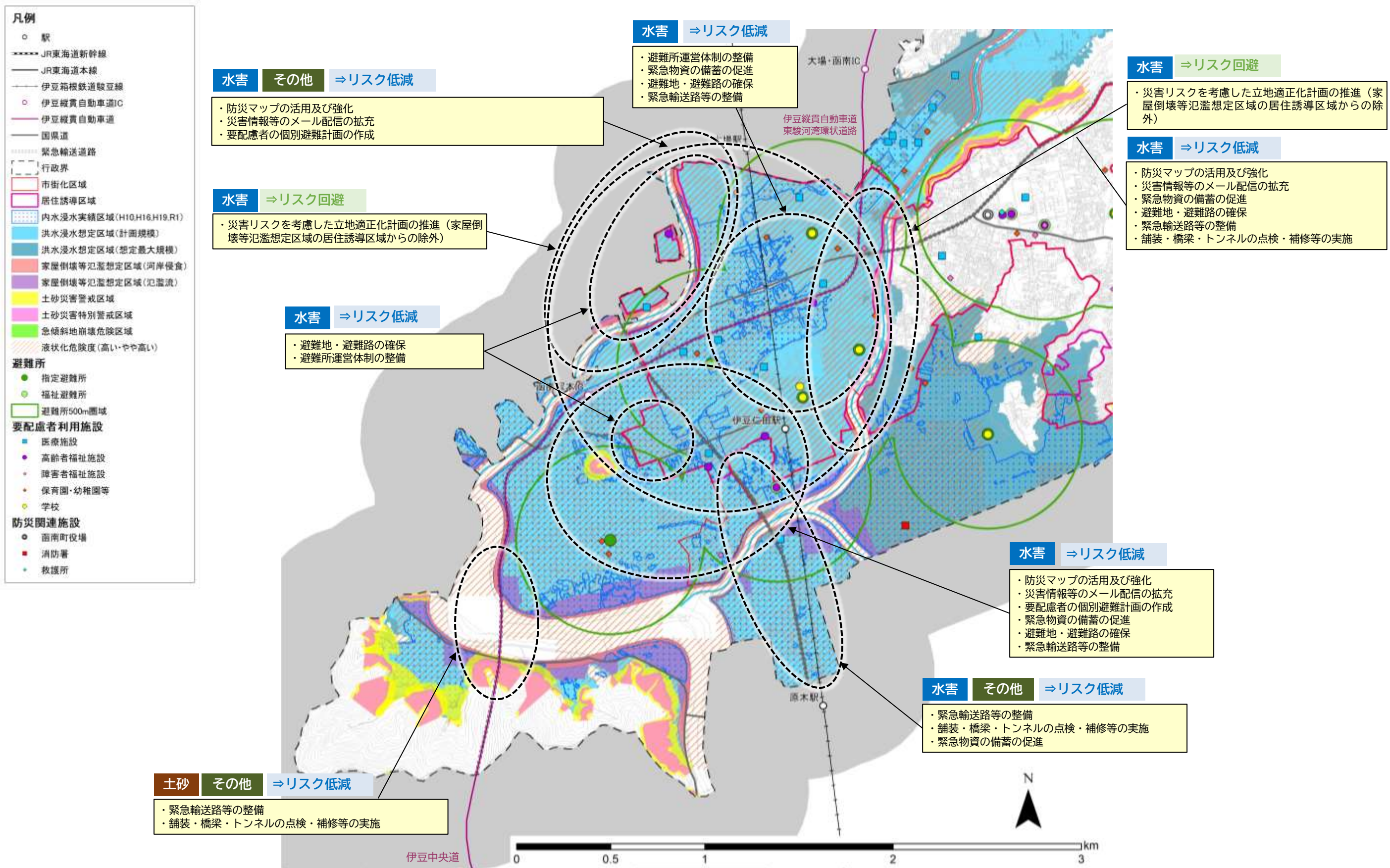
◆具体的な取組みと実施プログラム (2/2)

➡ : 実施 ➡ : 維持

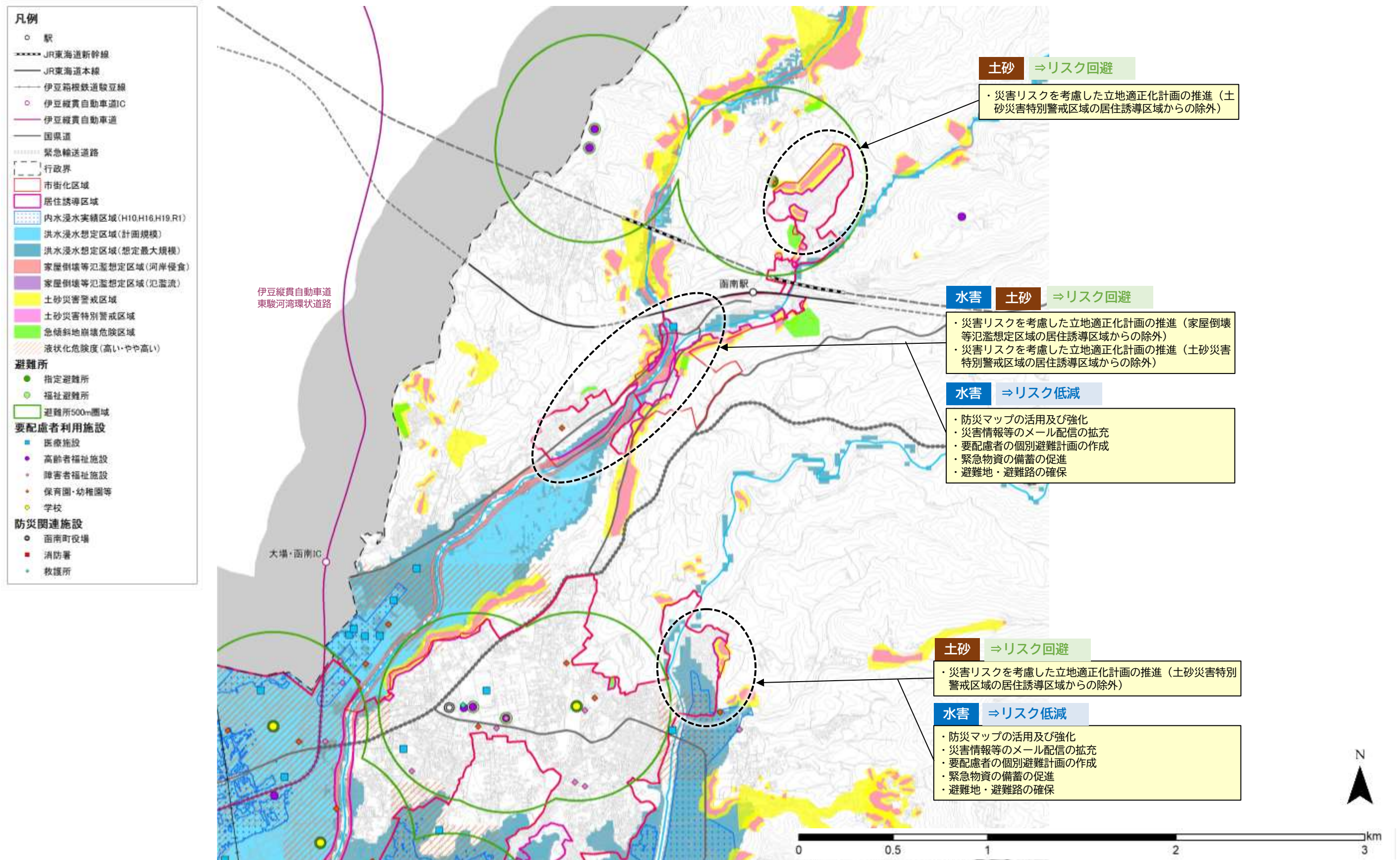
対応方針		災害	種別	取組み施策	主体	担当課	実施時期(目安)		
							短期：5年/中期：10年/長期：20年		
							短期	中期	長期
低減 する	備える	共通	ハード 対策	舗装・橋梁・トンネルの点検・補修等の実施【強靱/対策P】	静岡県/函南町	建設課	➡	➡	➡
				災害対策用無線施設の充実（同報系防災行政無線の高度化等）【強靱】	静岡県/函南町	地域安全課	➡	➡	➡
			ソフト 対策	避難所運営体制の整備（避難所運営基本マニュアルの作成・更新、応急危険度判定の実施体制の強化、被災宅地危険度判定の実施体制の強化、指定避難所等のガラス飛散防止、防災倉庫の増設等）【強靱】	函南町	地域安全課	➡	➡	➡
				災害対策用資機材の充実（備蓄食料更新、救護用医薬品更新・整備等）【強靱】	静岡県/函南町	地域安全課	➡	➡	➡
				広域支援の受入れ体制の強化（防災関係機関（自衛隊、警察、消防等）との連携強化）【強靱】	静岡県/函南町	地域安全課	➡	➡	➡
				危機管理体制の充実（衛星携帯電話屋外アンテナ整備、無線系インターネット環境整備、防災相互無線設備機器更新等）【強靱】	函南町	地域安全課	➡	➡	➡
				地域やボランティアとの連携強化（災害ボランティアとの連携強化）【強靱】	函南町/町民	地域安全課	➡	➡	➡
				災害時の医療救護体制の充実・強化（町医療救護計画の改定）【強靱】	函南町	健康づくり課	➡	➡	➡
				緊急物資の備蓄の促進（事業所/町民による緊急物資の備蓄の促進）【強靱】	函南町/町民	地域安全課	➡	➡	➡
				自主防災組織の育成・強化（自主防災組織の防災機器の整備等）【強靱】	函南町/町民	地域安全課	➡	➡	➡
				自主防災組織の活性化（地域における防災人材の活用、静岡県ふじのくに防災士等の養成・活用等）【強靱】	函南町/町民	地域安全課	➡	➡	➡
				地域と連携した災害対策の推進（自主防災組織と消防団の連携強化等）【強靱】	函南町/町民	地域安全課	➡	➡	➡
		その他	ハード 対策	公共構造物等の耐震化（上下水道施設の耐震化）【強靱】	静岡県/函南町	上下水道課	➡	➡	➡
				公共建築物等の耐震化（町有公共建築物の耐震化、公民館等の耐震化の促進等）【強靱】	函南町	地域安全課/管財課/子育て支援課/福祉課/生涯学習課/産業振興課/上下水道課/環境衛生課/建設課/学校教育課/健康づくり課	➡	➡	➡
				地震対策事業（TOUKAI-0）の促進（木造住宅の耐震診断、補強計画策定、耐震補強等）【強靱】	静岡県/函南町/町民	都市計画課	➡		
				老朽化した施設の改修事業（幼稚園5園、保育園1園、こども園1園、小学校5校、中学校2校）【強靱】	函南町	子育て支援課/学校教育課	➡	➡	➡
				住宅等の耐震化（家庭内の地震対策の促進等）【強靱/AP】	函南町/町民	地域安全課/都市計画課	➡	➡	➡

(取組み施策の出典・位置づけ) 【強靱】: 函南町国土強靱化地域計画 【六次総】: 第六次函南町総合計画 【対策P】: 函南町水災害対策プラン

◆取組み方針図 (1/2)



◆取組み方針図 (2/2)



7 取組み目標

函南町立地適正化計画における防災指針の目標値は、取組み施策に関するものを以下の通り、設定します。

取組み施策	災害	指標※1	現状値	目標値	目標※2 年次
緊急輸送路等の整備	共通	緊急輸送路である町管理道路の整備	—	100%	R 6
	共通	緊急輸送路沿いの危険なブロック塀の耐震化率	13 件 (21 件中)	90% (19 件)	R 4
避難地・避難路の確保	共通	避難地・避難路沿いの危険なブロック塀を撤去し安全な塀に改善した件数	25 件	49 件 (90%：対予算件数)	R 4
災害情報等のメール配信の拡充	共通	メール配信登録者数	1,319 人	7,000 人	R 6
緊急物資の備蓄の促進	共通	7 日以上の飲料水・食料備蓄促進	70%	100%	推進
防災マップの活用及び強化	共通	函南町防災ハザードマップの更新	—	100%	R 8
要配慮者の避難体制の整備	共通	要配慮者を対象とした自主防災組織の防災訓練の実施	100%	維持	継続
避難所運営体制の整備	共通	指定避難所における防災倉庫の増設	100%	維持	継続
防災訓練の充実・強化	共通	自主防災組織における地域防災訓練等の実施	100%	維持	継続
	共通	指定避難所単位の防災訓練の実施	100%	維持	継続

※1 各指標は、「函南町国土強靱化地域計画（令和3年3月）」に基づくものです。

※2 「目標年次」は、取組み施策によって目標値の達成時期を示すものです。

目標値が「維持」の指標は、その状態の維持・継続を目指します。なお、「指標：7 日以上の飲料水・食料備蓄促進」については、100%を目指し備蓄の促進を進めていきます。

第6章 目標値

目標値については、本計画の必要性・妥当性を町民や民間事業者等に客観的かつ定量的に提示するとともに、PDCA サイクルが適切に機能するものとします。

1 目標値の設定

1-1 居住に関する目標

居住誘導区域内への宅地造成の促進、空き家のストック活用と併せた移住・定住の促進により、居住誘導区域内の著しい人口密度の低下を抑制することを目標とします。

	2015 年（平成 27 年）	2023 年	2038 年
居住誘導区域内人口密度	62.4 人/ha	61.5 人/ha (実績) 62.1 人/ha	55.7 人/ha

※居住誘導区域内人口密度：都市計画基礎調査における居住誘導区域と重なる調査区の人口密度

※目標値設定の根拠は、資料編 P. 77 参照

1-2 都市機能に関する目標

都市機能誘導区域内への都市機能を維持・集積することを目標とします。具体的な目標値は、都市中心拠点である函南町役場周辺に立地する誘導施設の充足状況を指標とします。

	2015 年（平成 27 年）	2023 年	2038 年
函南町役場周辺に立地する誘導施設	5 施設	6 施設 (実績) 6 施設	6 施設

※函南町役場周辺に立地する誘導施設：誘導施設と位置づけた 6 施設（行政、福祉、子育て、商業、医療、教育）のうち立地する施設

※目標値設定の根拠は、資料編 P. 81 参照

1-3 公共交通に関する目標

バス路線沿線地域の人口を維持し、サービス水準の維持・向上を目標とします。具体的な目標値は、路線バスの乗降客数、バス路線沿線地域の人口を指標とします。

	2015 年（平成 27 年）	2023 年	2038 年
路線バスの乗降客数 （大場畑毛線）	約 83,000 人	約 91,000 人 (実績*) 約 72,000 人	約 72,000 人 (現状維持)

※2022 年度末実績

※目標値設定の根拠は、資料編 P. 83 参照

2 評価・見直しの方針

本計画に記載された施策・事業の取組み状況については、概ね 5 年ごとに取組み状況の評価し、立地適正化計画の進捗状況について検討を行います。

また、これらの結果や社会情勢、総合計画等の各種計画の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを検討します。

函南町立地適正化計画（計画編）

2019（平成 30）年 3 月策定
（2024（令和 6）年 3 月改定）

編集・発行 函南町建設経済部都市計画課
〒419-0192 静岡県田方郡函南町平井 717 番地の 13
TEL 055-979-8117／FAX 055-979-8146
E-mail toshikei@town.kannami.shizuoka.jp
<http://www.town.kannami.shizuoka.jp>

函南町立地適正化計画は、函南町ホームページでご覧いただけます。



函南町立地適正化計画
計画編